

6 緊急輸送

各課等配属庁用車一覧表

(令和3年3月)

課名	普通乗用車	普通貨物車	ワゴン車	小型乗用車	小型貨物車	軽乗用車	軽貨物車	バス	ダンプトラック	普通特種車	小型特種車	軽特種	原付	合計
広報広聴課							1							1
秘書課	1			1										2
財産管理課	5			2	3	1	11			1			1	24
資産税課							5							5
債権回収課							5							5
市民活動支援課							1							1
地域安全課		1		1	1	3							1	7
防災課										2			9	11
市民相談人権課						1	2							3
生涯学習課					1		1							2
公民館						1	10							11
スポーツ推進課							2							2
文化振興課・文化会館					1		1							2
図書館							1							1
地域共生推進課				1										1
生活探議課							2							2
高齢介護課	1			1		4	2							8
障害福祉課				1		1	1							3
国保年金課							4							4
保育子ども園課							1							1
こども家庭支援課				1		2	1							4
こども育成課							4						1	5
健康づくり課							3							3
環境共生課					1	1	1							3
環境資源対策課					1		3							4
生活環境課				1			1							2
産業振興課							1							1
農業振興課					1		3							4
観光振興課					1		3							4
まちづくり計画課							1							1
都市整備課							1							1
交通住宅課							2							2
開発指導課							1							1
建築指導課							2							2
公共建築課							2							2
建設総務課					1		1							2
建設管理課					2	1	2			1				6
道路整備課					1		3							4
公園課					2		3							5
国県事業推進課							1							1
下水道施設課							1							1
議会局	1													1
農業委員会事務局							1							1
教育総務課	1						1						3	5
学校教育課						1	1							2
教育指導課						1								1
合計	9	1	0	8	17	17	93	0	0	4	0	0	15	164

神奈川県 の 緊急輸送路線

(1) 第1次路線: 高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

*: 一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
1	第一東海自動車道(東名高速)		全線(東京都境～静岡県境)	
2	第二東海自動車道(新東名高速)		海老名南JCT～伊勢原北IC	*
3	中央自動車道(中央高速)		全線(東京都境～山梨県境)	
4	県道高速横浜羽田空港線(首都高速)		全線	高速神奈川1号横羽線
5	横浜市道高速1号線(首都高速)		全線	高速神奈川2号三ツ沢線
6	横浜市道高速2号線(首都高速)		全線	高速神奈川3号狩場線
7	県道高速湾岸線(首都高速)		全線(東京都境～金沢区並木)	高速湾岸線
8	横浜市道高速湾岸線(首都高速)		全線	高速神奈川5号大黒線
9	川崎市道高速川崎縦貫線(首都高速)		全線(川崎区淨島～川崎区大師河原)	高速神奈川6号川崎線
10	高速横浜環状北線		全線	(H29.3全線開通)
11	高速横浜環状北西線		全線	*
12	高速横浜環状南線		全線	*
13	高速横浜湘南道路		全線	*
14	国道1号		全線(県道401号[瀬谷柏尾]交点(不動坂)～戸塚区汲沢町(大坂上合流部)を除く)	
	国道1号(横浜新道)		全線	
	国道1号(箱根新道)		全線	
	国道1号(新湘南バイパス)		全線	
	国道1号(小田原箱根道路)		全線	
	国道1号(西湘バイパス)		全線	
15	国道15号		全線	
16	国道16号		全線	
	国道16号(保土ヶ谷バイパス)		全線	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の資格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区 間	備 考
16	国道16号(横浜横須賀道路)		全 線	
	国道16号(金沢支線)		全 線	
17	国道20号		全 線	
18	国道129号		全 線	
19	国道132号		全 線	
20	国道133号		全 線	
21	国道134号		全 線	
22	国道135号(真鶴道路)		全 線(旧道除く)	
	国道135号		全 線	
23	国道138号		全 線	
24	国道246号		全 線	
25	国道255号		全 線	
26	国道271号(小田原厚木道路)		全 線	
27	国道357号		全 線	
28	国道409号		全 線	
	国道409号(東京湾横断道路)		全 線	
29	国道412号		全 線	
30	国道413号		全 線(旧道除く)	
31	国道466号(第三京浜道路)		全 線	
32	国道467号		全 線	
33	国道468号 さがみ縦貫道路		全 線	
34	県道2号	東京丸子横浜	県道45号交点(丸子橋)～横浜市道環状2号線交点(大豆戸)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
35	県道3号	世田谷町田	全線	
36	県道6号	東京大師横浜	全線	
37	県道9号	川崎府中	全線	
38	県道12号	横浜上麻生	県道3号交点(上麻生)～川崎市麻生区早野(横浜市境)	
	県道12号	横浜上麻生	国道246号交点(市ヶ尾)～横浜市道池辺市ヶ尾線交点(東福寺西側)	
	県道12号	横浜上麻生	横浜市道池辺市ヶ尾線交点(都田中入口)～国道1号交点(東神奈川駅前)	
39	県道13号	横浜生田	国道16号交点～横浜市道環状2号線交点(三枚町)	
	県道13号	横浜生田	県道9号[川崎府中]交点～川崎市道尻手黒川線交点(清水台)	
	県道13号	横浜生田	横浜市道美しが丘西第14号線接続点(保木入口)～横浜市道新石川第116号線接続点	
40	県道14号	鶴見溝ノ口	国道15号交点(警察署前)～鶴見区佃野町(三角)	
	県道14号	鶴見溝ノ口	国道409号交点(高津)～川崎市道高津5号線交点	
	県道14号	鶴見溝ノ口	川崎市道野川柿生線交点(久木神社前)～鶴見区尻山(尻山入口)	
41	県道21号	横浜鎌倉	全線(栄区鍛冶ヶ谷1丁目(鍛冶ヶ谷)～栄区桂町(公田)を除く)	
42	県道22号	横浜伊勢原	国道1号(横浜新道)交点(矢沢)～国道246号交点	
43	県道23号	原宿六ツ浦	全線	
44	県道24号	横須賀逗子	全線	
45	県道25号	横須賀停車場	全線	
46	県道26号	横須賀三崎	全線	
47	県道28号	本町山中	全線	
48	県道30号	戸塚茅ヶ崎	全線	
49	県道40号	横浜厚木	大和市道下鶴間桜森線交点(相模大塚)～県道51号[町田厚木]交点(河原口)	
50	県道42号	藤沢座間厚木	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道129号交点(関口)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
50	県道42号	藤沢座間厚木	国道129号交点～厚木市道妻田幹線【(都)座間荻野線(1期)】	
51	県道43号	藤沢厚木	国道467号交点(白旗)～県道44号[伊勢原藤沢]交点	
	県道43号	藤沢厚木	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(中新田)～県道60号交点(松枝)	
52	県道44号	伊勢原藤沢	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
	県道44号	伊勢原藤沢	県道43号[藤沢厚木]交点～国道1号交点(四ツ谷)	
	県道44号	伊勢原藤沢	国道246号交点(市役所前)～国道129号交点(田村十字路)	
	県道44号	伊勢原藤沢	国道129号交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点	
53	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	全線【県道荏田綱島交点(百石橋西側)～横浜市道新横浜元石川線交点(向原)を除く】	
54	県道46号	相模原茅ヶ崎	全線	
55	県道47号	藤沢平塚	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道129号交点(田村十字路)	
	県道47号	藤沢平塚	県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点	
56	県道48号	鍛冶谷相模原	東京都境～県道510号[長竹川尻]交点(新小倉橋東側)	
57	県道51号	町田厚木	東京都境～県道43号[藤沢厚木]交点	
58	県道52号	相模原町田	東京都境～相模原市当麻	
	県道52号	相模原町田	県道508号[厚木城山]交点～さがみ縦貫道路 相模原愛川IC	
59	県道54号	相模原愛川	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～国道412号交点(平山坂下)	
60	県道57号	相模原大蔵町	東京都境～国道16号交点(淵野辺)	
61	県道60号	厚木清川	県道43号[藤沢厚木]交点(松枝)～国道246号交点(市立病院前)	
62	県道62号	平塚秦野	国道1号交点～国道246号交点(堀川入口)	
63	県道63号	相模原大蔵	県道64号[伊勢原津久井]交点(分れ道)～国道246号交点(市役所前)	
	県道63号	相模原大蔵	国道129号交点～県道22号[横浜伊勢原]交点	旧国道271号(側道)
64	県道64号	伊勢原津久井	全線	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
64	県道64号	伊勢原津久井	清川村煤ヶ谷	*
65	県道71号	秦野二宮	全線(旧道除く)	
66	県道72号	松田国府津	国道255号交点(大井町金子)～国道1号交点	
	県道72号	松田国府津	国道246号交点(庶子)～国道255号交点(松田町松田惣領)	
67	県道73号	小田原停車場	全線	
68	県道74号	小田原山北	県道73号[小田原停車場]交点～国道246号交点	
69	県道75号	湯河原箱根仙石原	全線	
70	県道77号	平塚松田	全線(中井町比奈窪～中井町雑色の旧道除く)	
71	県道78号	御殿場大井	国道255号交点～県道726号[矢倉沢山北]交点	
72	県道102号	荏田綱島	国道246号交点(新石川)～県道2号交点(北綱島)	
73	県道106号	子母口綱島	川崎市道尻手黒川線交点～県道荏田綱島交点	
74	県道140号	川崎町田	国道15号交点(元木)～国道1号交点(尻手)	
75	県道207号	森戸海岸	全線	
76	県道211号	久里浜港久里浜停車場	全線	
77	県道212号	久里浜港	全線	
78	県道215号	上宮田金田三崎港	県道26号[横須賀三崎]交点(日の出)～城ヶ島取付道路支線交点	
79	県道311号	鎌倉葉山	国道134号長柄交差点～県道217号交点(トンネル入口)	
80	県道503号	相模原立川	東京都境～国道16号交点(清新)	
S1	県道508号	厚木城山	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道129号交点(作の口陸橋)	
S2	県道510号	長竹川尻	県道48号[鍛冶谷相模原]交点(新小倉橋東側)～市道沼荒久根小屋金原交点	
S3	県道513号	鳥屋川尻	市道沼荒久根小屋金原交点～国道412号交点[長竹三叉路]	
S4	県道603号	上粕屋厚木	国道246号交点(水引)～県道43号[藤沢厚木]交点(中町)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
84	県道603号	上柏屋厚木	県道64号[伊勢原津久井]交点～県道612号[上柏屋南金目]交点	*
85	県道612号	上柏屋南金目	県道611号[大山板戸]交点～国道246号交点	
86	県道712号	松田停車場	全線	
87	県道720号	怒田開成小田原	県道74号[小田原山北(小田原市)]交点～小田原市道0086号線交点(井細田中央)	
	県道720号	怒田開成小田原	県道712号[松田停車場]交点～県道78号[御殿場大井]交点	
88	県道739号	真鶴半島公園	国道135号交点～真鶴港	
89	都市計画道路 久里浜田浦線		県道27号[横須賀葉山]交点～三浦縦貫道路交点	*
	都市計画道路 久里浜田浦線	横須賀市道	県道27号[横須賀葉山]交点～横浜横須賀道路 横須賀IC	
90	横浜市道環状2号線		磯子区森(屏風ヶ浦)～港南区笹下(打越)	
	横浜市道環状2号線		鶴見区上末吉(上末吉5丁目)～港南区笹下(打越)	
	横浜市道環状2号線 (屏風ヶ浦バイパス)		磯子区森四丁目横浜市道環状2号線合流点～国道357号交点(新森町高架橋)	
91	横浜市道環状3号線		国道16号交点～県道21号[横浜鎌倉]交点	
92	横浜市道環状4号線		県道45[丸子中山茅ヶ崎]号交点～国道1号交点	
93	横浜市道山下本牧磯子線		中区山下町(開港広場前)～磯子区中浜町(八橋橋)	
94	横浜市道下末吉第161号線		鶴見区佃野町(三角)～鶴見区下末吉(下末吉)	
95	横浜市道末吉線		鶴見区下末吉(下末吉)～鶴見区上末吉(上末吉)	
96	横浜市道大瀬東山田線		都筑区仲町台(新栄高校南側)～都筑区東山田町(東山田スポーツ会館)	
97	横浜市道新石川第230号線		青葉区荏田町(新石川)～青葉区あざみ野(田園都市線下)	
98	横浜市道新石川第116/118/173/174号線		青葉区あざみ野(松本橋付近)～同(牛込橋付近)	
99	横浜市道菊名第5号線		港北区新横浜(新横浜駅入口)～同(鳥山大橋)	
100	横浜市道宮内新横浜線		港北区鳥山町(鳥山大橋)～港北区小机町(新横浜大橋南側)	
101	横浜市道新横浜元石川線		港北区小机町(新横浜大橋南側)～青葉区荏田西(江田駅東)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
102	横浜市道荏田北部第201号線		青葉区荏田西(江田駅東)～同(荏田北三丁目入口)	
103	横浜市道荏田北部第23号線		青葉区荏田北(荏田北3丁目入口)～青葉区あざみ野南(あざみ野南橋)	
104	横浜市道新石川第233号線		青葉区あざみ野南(あざみ野南橋)～同(西勝寺北側)	
105	横浜市道青葉台第364/365号線		青葉区青葉台つつじヶ丘	
106	横浜市道奈良西八瀬線		青葉区青葉台つつじヶ丘(R246付近)～青葉区青葉台(青葉台)	
107	横浜市道環状4号鴨志田線		青葉区青葉台(青葉台)～青葉区鉄町(上鉄鴨志田口バス停)	
108	横浜市道鉄鴨志田線		青葉区鉄町(上鉄鴨志田口バス停)～同(鴨志田口)	
109	横浜市道新港第78号線		中区本町(県庁前)～中区尾上町(市庁舎前)	
110	横浜市道関内本牧線		中区尾上町(市庁舎前)～中区横浜公園(横浜スタジアム前)	
111	横浜市道伊勢佐木町第82号線		中区港町(関内駅南口)～中区扇町(扇町一丁目)	
112	横浜市道山下高砂線		中区横浜公園(横浜スタジアム前)～中区扇町(扇町一丁目)	
113	横浜市道高島台第51号線		神奈川区青木町(中央市場入口)～神奈川区山内町(中央卸売市場)	
114	横浜市道栄本町線		国道1号交点(栄町)～国道133号交点(本町五丁目)	
115	横浜市道西戸部第65号線		西区みなとみらい(首都高速入口)～同(臨港幹線)	
116	横浜市道山下町第39号線		中区山下町(山下橋)～中区本牧ふ頭(錦町)	
117	横浜市道本牧第28号線		中区錦町(錦町)～横浜市道山下本牧磯子線合流点(間門)	
118	横浜市道本牧第22号線		中区本牧十二天(北方消防出張所前)～同(小港橋)	
119	横浜市道新山下第34号線		中区本牧ふ頭(錦町)～同(本牧ふ頭RP)	
120	横浜市道磯子第245号線		磯子区杉田(杉田)～同(新境橋)	
121	横浜市道新杉田第117/118号線		磯子区杉田/新杉田町(新境橋)～同(国道357号)	
122	横浜市道美しが丘西第14/115号線		川崎市道榎原線接続点～県道13号〔横浜生田〕交点(保木入口)	
123	横浜市道東山田第125号線		県道45号〔丸子中山茅ヶ崎〕交点(向坂)～県道102号〔荏田綱島〕交点(百石橋西側)	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
124	横浜市道寺家第105号線		青葉区鉄町(川崎市境)～青葉区市ヶ尾町(総合庁舎入口)	
125	横浜市道池辺市ヶ尾線		県道12号交点(東福寺西側)～県道12号交点(都田中入口)	
126	横浜市道大黒橋通		県道6号[東京大師横浜]交点(生麦ランプ入口)～鶴見区大黒ふ頭国道357号入口	
127	横浜市道高島台第245/295号線		西区みなとみらい五丁目(臨港パーク入口)～中区海岸通1丁目(横浜税関前)	
128	横浜市道新港第1号線		横浜市道新港町第43号線交点(客船ターミナル入口)～横浜市道新港町第41号線交点(赤レンガ倉庫)	
129	横浜市道新港第3号線		横浜市道新港町第41号線交点(サークルウォーク)～横浜市道新港町第42号線交点(客船ターミナル入口)	
130	横浜市道新港第44号線		中区海岸通1丁目(横浜税関前)～国道133号交点(県庁前)	
131	横浜市道高島台第292号線		西区高島1丁目国道1号交点～西区みなとみらい5丁目	
132	横浜市道高島関内線		国道16号交点(高島)～国道16号交点(雪見橋国道側)	
133	横浜市道岸谷生麦線		国道1号交点～主要地方道東京大師横浜線交点	(H28全線開通)
134	横浜市道長島大竹線		新横浜IC～横浜市道新吉田第403号線交点	(H28全線開通)
135	横浜市道新吉田第403号線		横浜市道長島大竹線交点～横浜市道新横浜元石川線交点	(H28全線開通)
136	都市計画道路上郷公田線		環状4号線交点(神戸橋)～環状4号交点(桂町)	*
137	都市計画道路横浜藤沢線		田谷IC～環状4号交点	*
138	都市計画道路川向線		横浜市道新横浜元石川線交点～県道140号[川崎町田]交点	*
139	横浜市道豊浦町第47/本牧第272号線		横浜市道本牧第28号線交点(本牧障橋)～南本牧ふ頭入口(南本牧大橋)	
140	川崎市道野川菅生線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点～県道13号[横浜生田]交点	
141	川崎市道尻手黒川線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
	川崎市道尻手黒川線		県道13号[横浜生田]交点～県道3号[世田谷町田]交点	
142	川崎市道川崎駅東扇島線		国道132号交点～川崎区東扇島	
143	川崎市道千鳥町1号線		川崎区千鳥町16番地～千鳥町9番地	
144	川崎市道東扇島1号線		川崎区東扇島27-2～東扇島27-3	

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
145	川崎市道駅前本町線		川崎区駅前本町	
146	川崎市道神原線		川崎市道尻手黒川線交点(神原)～横浜市道保木第219号線接続点	
147	川崎市道鹿島田管線		県道9号[川崎府中]交点(梅林)～県道9号[川崎府中]交点(本村橋)	
148	川崎市道川崎駅丸子線		国道409号交点(下平間交番)～国道409号交点(小杉御殿町)	
149	川崎市道南幸町渡田線		国道15号交点～県道6号[東京大師横浜]交点	
150	川崎市道野川柿生線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点(久本神社前)～川崎市道高津5号線交点	
151	川崎市道高津5号線		川崎市道野川柿生線交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点	
152	相模原市道沼荒久根小屋金原		県道510号[長竹川尻]交点～県道513号[鳥屋川尻]交点	
153	葉山町道200号線		県道207号[森戸海岸]交点～葉山港臨港道路交点	
154	横須賀市道よこすか海岸通り		国道16号交点(小川町)～国道16号交点(三春町3丁目)	
155	横須賀市道4263号線		久里浜臨港道路3号線～県道212号[久里浜港]交点	
156	横須賀市道614号線/613号線/615号線 /688号線/7186号線		国道16号交点(安浦2丁目)～横須賀市道よこすか海岸通り交点(うみかぜ公園前)	
157	三浦市道35号		県道26号[横須賀三崎]交点～三崎漁港道路交点	
158	平塚市道駅前通り線		全線	
159	厚木市道妻田三田幹線		国道246号交点～(都)座間荻野線(1期)	
160	小田原市道0086		県道720号[怒田開成小田原]交点(井細田中央)～国道255号交点(寺町)	
161	大和市道下鶴岡榎森線		国道246号交点(上草柳)～県道40号[横浜厚木](相模大塚)交点	
162	湘南港臨港道路		全線	港湾道路・県管理
163	大磯港臨港道路		全線	港湾道路・県管理
164	葉山港臨港道路		全線	港湾道路・県管理
165	臨港道路(港湾1号線)		横浜市道高島台第245号線交点(臨港パーク入口)～みなとみらい1号・2号耐震岸壁	港湾道路・市管理
166	臨港道路(本牧ふ頭D突堤基部道路・本牧ふ頭D突堤1号線)		横浜市道本牧第169号線交点～本牧ふ頭D突堤	港湾道路・市管理

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
167	臨港道路(臨港幹線(臨港パーク入口～山内地区))		横浜市道高島台第245号線交点(臨港パーク入口)～市道高島台第51号線交点(市場)	港湾道路・市管理
168	臨港道路(金沢木材ふ頭1号幹線道路)		国道357号交点～金沢木材ふ頭	港湾道路・市管理
169	臨港道路(新港2号線)		横浜市道新港第1号線交点～新港ふ頭(横浜海上防災基地)	港湾道路・市管理
170	臨港道路(国道357号本牧接続道路1)		横浜市道山下町第39号線交点(見晴橋入口)～国道357号交点	港湾道路・市管理
171	臨港道路(国道357号本牧接続道路2)		横浜市道山下町第39号線交点(鳴橋入口)～臨港道路(国道357号本牧接続道路1)交点	港湾道路・市管理
172	臨港道路(国道357号本牧接続道路3)		国道357号交点～臨港道路(本牧ふ頭入口4号線)交点	港湾道路・市管理
173	臨港道路(国道357号大黒接続道路)		横浜市道大黒橋通交点～国道357号交点	港湾道路・市管理
174	臨港道路(大黒ふ頭1号線)		横浜市道大黒橋通交点～大黒ふ頭(海づり公園入口)	港湾道路・市管理
175	臨港道路(本牧B突堤中央道路)		横浜市道山下町第39号線交点(B突堤入口)～本牧ふ頭B突堤	港湾道路・市管理
176	臨港道路(南本牧ふ頭構内道路)		臨港道路(横浜市道本牧第272号線)交点～南本牧ふ頭	港湾道路・市管理
177	臨港道路(横浜市道本牧第272号線)		横浜市道豊浦町第47号線交点(南本牧大橋)～臨港道路(県道高速湾岸線接続線)交点	港湾道路・市管理
178	臨港道路(高速湾岸線接続線)		臨港道路(横浜市道本牧第272号線)交点～県道高速湾岸線(首都高速)南本牧ふ頭出入り口	港湾道路・市管理
179	臨港道路(本牧A突堤連絡線)		臨港道路(国道357号本牧接続道路1)交点～臨港道路(本牧ふ頭入口4号線)交点	港湾道路・市管理
180	臨港道路(本牧ふ頭入口4号線)		横浜市道山下町第39号線交点(A突堤入口)～臨港道路(国道357号本牧接続道路3)交点	港湾道路・市管理
181	臨港道路内貿6号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路北岸2号道路交点	港湾道路・市管理
182	臨港道路緑地前道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路船溜道路交点	港湾道路・市管理
183	臨港道路船溜道路		臨港道路緑地前道路交点～東扇島9号バス	港湾道路・市管理
184	臨港道路幹線5号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路外貿9号道路交点	港湾道路・市管理
185	臨港道路外貿9号道路		臨港道路幹線5号道路交点～川崎エテ2号岸壁	港湾道路・市管理
186	臨港道路北岸2号道路		臨港道路内貿6号道路交点～東扇島31号バス	港湾道路・市管理
187	臨港道路外貿5号道路		川崎市道東扇島1号線交点～臨港道路船溜道路交点	港湾道路・市管理
188	久里浜臨港道路3号線		横浜賀市道4263号線交点～久里浜海岸壁	港湾道路・市管理

緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路:高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路 カ ウ ン ト 番	線 号	路 線 名	県 道 路 線 名	区 間	備 考
189		平成臨港道路		横須賀市道よこすか海岸通り交点(平成埠頭前)～平成港岸壁	港湾道路・市管理
190		城ヶ島大橋取付道路		県道26号[横須賀三崎]交点(城ヶ島入口)～城ヶ島バス停付近	漁港道路・県管理
191		城ヶ島大橋取付道路支線		城ヶ島取付道路交点(向ヶ崎)～県道215号[上宮田金田三崎港]交点	漁港道路・県管理
192		歌舞島新港輸送道路1号線		市道35号交点(三浦三崎郵便局前)～二町谷臨港道路交点	漁港道路・県管理
193		歌舞島新港輸送道路2号線		歌舞島新港輸送道路1号線交点(加工センター前) ～歌舞島新港輸送道路1号線交点	漁港道路・県管理
194		東側臨港道路		国道136号交点～南側臨港道路交点(共同冷蔵前)	漁港道路・県管理
195		南側臨港道路		東側臨港道路交点(共同冷蔵前)～耐震岸壁	漁港道路・県管理
196		返栗新道 その他の道路		全 線	
		1次路線	計196路線		

(2) 第2次路線:第1次緊急輸送路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
14	国道1号		横浜港401号(瀬谷地尾)交点(不動坂)～戸塚区旗沢町(大坂上合流部)(戸塚駅東口入口～横須賀入口を除く)	
34	県道2号	東京丸子横浜	横浜市道環状2号線交点(大豆戸)～国道1号交点(浦島丘)	
38	県道12号	横浜上麻生	横浜市道寺家第105号交点(環状4号入口)～桐蔭学園女子部入口	
	県道12号	横浜上麻生	横浜市道池辺市ヶ尾線交点(東福寺西側)～横浜市道池辺市ヶ尾線交点(都田中入口)	
39	県道13号	横浜生田	川崎市道尻手黒川線交点(清水台)～横浜市道美しが丘西第115号線交点(保木入口)	
	県道13号	横浜生田	県道12号交点(新羽踏切)～横浜市道荏田北157号線交点(荏田農協前)	
	県道13号	横浜生田	国道246号交点(荏田)～横浜市道横浜元石川線交点(西勝寺西側)	
197	県道19号	町田調布	東京都境～東京都境	
42	県道22号	横浜伊勢原	国道1号交点(戸塚バスセンター入口)～国道1号(横浜新道)交点(矢沢)	
	県道22号	横浜伊勢原	国道1号交点(舞岡入口)～横浜市道環状2号線交点(環2般若寺)	
	県道22号	横浜伊勢原	港南区上大同西(関の下)～磯子区栗木(栗木町バス停南)	
46	県道26号	横須賀三崎(三浦縦貫道路)	国道134号交点～国道16号(横浜横須賀道路)交点	
198	県道27号	横須賀葉山	全線	
199	県道32号	藤沢鎌倉	全線	
49	県道40号	横浜厚木	国道16号交点(鶴ヶ峰)～大和市道下鶴間桜森線交点(相模大塚)	
50	県道42号	藤沢座間厚木	県道40号[横浜厚木]交点～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(座間2)	
	県道42号	藤沢座間厚木	県道40号[横浜厚木]交点～県道22号[横浜伊勢原]交点	
51	県道43号	藤沢厚木	県道44号[伊勢原藤沢]交点～県道403号[菖蒲沢戸塚]交点(遠藤東)	
52	県道44号	伊勢原藤沢	県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(景観寺前)～県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(一之宮小入口)	
53	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	県道荏田綱島交点(百石橋西側)～横浜市道新横浜元石川線交点(向原)	
56	県道48号	鍛冶谷相模原	県道510号[長竹川尻]交点(新小倉橋東側)～県道54号[相模原愛川]交点(上田名)	
59	県道54号	相模原愛川	愛川町田代～国道412号交点(愛川町真名倉)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
61	県道60号	厚木清川	国道412号交点～県道64号[伊勢原津久井]交点	
62	県道62号	平塚秦野	国道1号交点～国道134号交点(花水川橋)	
63	県道63号	相模原大磯	県道54号[相模原愛川]交点(高田橋)～県道60号[厚木清川]交点(千頭橋跡)	
	県道63号	相模原大磯	県道22号[横浜伊勢原]交点～県道62号[平塚秦野]交点(インター入口)	旧国道271号(側道)
200	県道65号	厚木愛川津久井	県道63号[相模原大磯]交点～県道54号[相模原愛川]交点(箕輪)	
66	県道72号	松田国府津	国道255号交点(大井町金子)～国道255号交点(松田町松田惣領)	
201	県道76号	山北藤野	国道20号交点～国道413号交点	
	県道76号	山北藤野	国道246号交点(安戸トンネル)～山北町中川	
202	県道101号	扇町川崎停車場	川崎駅前～川崎区扇町	
73	県道106号	子母口綱島	県道2号[東京丸子横浜]交点(綱島)～県道102号[在田綱島]交点(高田)	
203	県道109号	青砥上星川	保土ヶ谷区西谷町(梅の木)～緑区中山町(緑郵便局入口)	
204	県道111号	大田神奈川	東京都境～横浜市道環状2号線交点(鶴見区駒岡三丁目)	
205	県道124号	稲城読売ランド前停車場	県道3号[世田谷町田]交点(西生田中)～東京都境	
206	県道137号	上麻生蓮光寺	県道3号[世田谷町田]交点～東京都境	
207	県道139号	真光寺長津田	横浜市境～東京都境(岡上跨線橋)	
	県道139号	真光寺長津田	国道246号交点(下長津田)～緑区長津田五丁目(長津田駅南口入口)	
74	県道140号	川崎町田	国道1号交点(尻手)～港北区榑町(榑町)	
	県道140号	川崎町田	県道13号[横浜生田]交点(新羽十字路)～横浜市道東方第386号線交点(岩崎橋)	
208	県道203号	大船停車場矢部	戸塚区矢部町(戸塚駅東口入口)～栄区飯島町(飯島)	
209	県道208号	浦賀港	全線	
210	県道210号	浦賀港久里浜停車場	全線	
78	県道215号	上宮田金田三崎港	城ヶ島取付道路支線交点～国道134号交点(三浦海岸)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
211	県道217号	返子薬山横須賀(1期)	返薬新道交点～県道27号[横須賀薬山]交点	
212	県道218号	弥生台桜木町	南区南太田町(Y校前)～同(花之木RP)	
79	県道311号	鎌倉薬山	県道32号[藤沢鎌倉]交点～県道24号[横須賀返子]交点 県道24号[横須賀返子]交点～国道134号交点	
213	県道401号	瀬谷柏尾	戸塚区柏尾町(不動坂)～瀬谷区中央(瀬谷中学校前)	
214	県道402号	阿久和鎌倉	泉区和泉町(立場)～戸塚区深谷町(深谷), 瀬谷区阿久和町	
215	県道403号	菫薮沢戸塚	県道43号[藤沢厚木]交点(遠藤東)～国道467号交点(六会)	
216	県道502号	淵野辺停車場	全 線	
80	県道503号	相模原立川	県道46号[相模原茅ヶ崎]交点(上溝)～国道16号交点(駅入口)	
217	県道505号	橋本停車場	全 線	
81	県道508号	厚木城山	国道129号交点(厚木市上依知)～国道129号交点(相模原市田名)	
218	県道514号	宮ヶ瀬愛川	県道64号[伊勢原津久井]交点～国道412号交点(半原小入口)	
84	県道603号	上柏屋厚木	国道246号交点(水引)～国道246号交点(船子)	
219	県道607号	平塚港平塚停車場	全 線	
220	県道704号	秦野停車場	秦野市道6号線交点～国道246号交点	
221	県道709号	中井羽根尾	県道77号[平塚松田]交点(中井町役場入口)～国道1号交点(押切橋)	
222	県道710号	神縄神山	国道246号交点～松田町寄(寄小学校)	
223	県道711号	小田原松田	県道78号交点[御殿場大井]～県道72号[松田国府津]交点(松田町松田惣領)	
	県道711号	小田原松田	県道78号[御殿場大井]交点～県道717号[沼田国府津]交点	
224	県道714号	栢山停車場曾我	県道711号交点[小田原松田](バイパス)～国道255号交点	
225	県道717号	沼田国府津	県道720号[怒田開成小田原]交点～県道72号[松田国府津]交点	
226	県道719号	鴨ノ宮停車場	国道1号交点～県道720号[怒田開成小田原]交点	
87	県道720号	怒田開成小田原	市道0086号交点～県道719号[鴨ノ宮停車場]交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
87	県道720号	怒田開成小田原	県道74号[小田原山北]交点～県道717号[沼田国府津](バイパス)交点	
227	県道726号	矢倉沢山北	県道78号[御殿場大井]交点～国道246号交点(樋口ノ橋)	
88	県道740号	小田原湯河原	国道135号旧道	真鶴道路旧田道
228	都市計画道路安浦下浦線		県道27号[横須賀三崎]交点～国道134号交点(行政センター東)	*
229	三浦縦貫Ⅱ期		林IC～市道14号交点	*
106	横浜市道奈良西八潮線		青葉区すみよし台(すみよし台)～県道139号交点(住吉神社前)	
107	横浜市道環状4号鴨志田線		瀬谷区北町(日黒交番)～青葉区榎が丘(青葉台)	
108	横浜市道鉄鴨志田線		青葉区鴨志田町(鴨志田東)～青葉区すみよし台(すみよし台電話局)	
110	横浜市道関内本牧線		中区山下町(横浜駅75前)～同(西の橋)	
92	横浜市道環状4号線		県道40号[横浜厚木]交点(瀬谷四丁目)～県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点	
230	横浜市道鴨居上飯田線		横浜市道川和第259号線交点(出崎橋)～県道109号交点(鴨池大橋南詰)	
231	横浜市道美しが丘第162号線		川崎市道向ヶ丘遊園駅管生線接続点～横浜市道新石川第230号線交点(西勝寺北側)	
232	横浜市道川和第351/363号線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点(地蔵尊前)～県道12号[横浜上麻生]交点(梅田橋)	
233	横浜市道川和第199号線		県道12号横浜上麻生交点(都田中入口)～県道140号川崎町田交点(新築橋西側)	
234	横浜市道東方町第216号線		県道12号[横浜上麻生]交点(梅田橋)～県道140号[川崎町田]交点(岩崎橋)	
235	横浜市道柴町第156/158/159号線		国道357号交点(金沢柴町)～横浜市道柴町第160号線交点(ヘリポート入口)	
236	横浜市道柴町第160号線		横浜市道柴町第159号線交点(ヘリポート入口)～横浜ヘリポート	
237	横浜市道花見台保土ヶ谷公園通		横浜市道上風川第476号線交点(横浜新道風川入口)～横浜市道川島高島岡交点(花見台派出所前)	
238	横浜市道鶴見駅三ツ沢線		鶴見区豊岡町(西口バス待合)～神奈川区松三町(港北小学校入口)	
	横浜市道鶴見駅三ツ沢線		港北区片倉(下耕地)～県道13号交点(片倉町入口)	
239	横浜市道青木浅間線		神奈川区鶴屋町(鶴屋町三丁目)～西区浅間町(浅間下)	
240	横浜市道横浜駅根岸線		国道16号交点(長者町五丁目)～横浜市道山下本牧磯子線交点(根岸不動下)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補充し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

※:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線番号	路線名	県道路線名	区間	備考
241	横浜市道藤棚伊勢佐木線		西区浜松町(浜松町)～中区曙町(阪東橋)	
242	横浜市道保土ヶ谷宮元線		保土ヶ谷区岩井町(保土ヶ谷橋)～南区通町(通町一丁目)	
243	横浜市道沙入豊岡線		鶴見区沙入町(弁天町)～鶴見区鶴見中央(鶴見警察署)	
244	横浜市道下末吉第383号線		鶴見区豊岡町(三角)～同(西口バス停)	
245	横浜市道小野末広線		鶴見区小野町(県道6号[東京大師横浜])～鶴見区末広町(環境事業局鶴見工場)	
246	横浜市道子安守屋町線		神奈川区新子安(新子安)～神奈川区守屋町(子安/守屋町RP)	
247	横浜市道浦島第82/大口第708号線		神奈川区子安通	
248	横浜市道中山北山田線		都筑区川和町(瑞雲寺南側)～都筑区牛久保(すみれが丘入り口)	
249	横浜市道新石川第56号線		青葉区元石川町(平崎橋)～同(鞍山)	
250	横浜市道黒須田第133号線		青葉区元石川町(鞍山)～青葉区すすき野(大黒橋西側)	
251	横浜市道美しが丘第西第296号線		青葉区すすき野(大黒橋西側)～同(鞍山スポーツセンター)	
252	横浜市道美しが丘第西第345号線		青葉区すすき野(鞍山スポーツセンター)～青葉区もみの木台(横浜総合病院)	
253	横浜市道黒須田第224号線		青葉区鉄町(横浜総合病院前)～同(桐蔭学園女子部入口)	
254	横浜市道奈良第172号線		青葉区すみよし台(すみよし台電話局)～同(すみよし台)	
255	横浜市道奈良第68号線		青葉区奈良五丁目(奈良五丁目)～青葉区奈良四丁目(奈良四丁目)	
256	横浜市道奈良第142号線		青葉区奈良四丁目(奈良四丁目)～青葉区奈良一丁目(奈良8号踏切)	
257	横浜市道奈良第165号線		青葉区奈良一丁目(奈良8号踏切)～県道139号交点(住吉神社前)	
258	横浜市道長津田奈良線		青葉区奈良町(奈良中央大橋南詰)～同(こどもの国西側)	
259	横浜市道奈良第21号線		青葉区奈良町(こどもの国西側)～同(奈良北団地入口)	
260	横浜市道緑山第1号線		青葉区奈良町(奈良北団地入口)～青葉区緑山(川崎市境)	
261	横浜市道環状4号上瀬谷線		県道40号[横浜厚木]交点(瀬谷四丁目)～瀬谷区中屋敷(中瀬谷消防出張所)	
262	横浜市道目黒第28号線		瀬谷区北町～同(笹原バス停西)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補充し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番	路線名	県道路線名	区間	備考
263	横浜市道目黒第153号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(中瀬谷消防出張所)～瀬谷区瀬谷町(海軍道路分岐点)	
264	横浜市道上川井第147号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(横浜市道上川井第148号線交点)～横浜市道五貫目第33号線交点(目黒交番)	
265	横浜市道上川井第148号線(環状4号線)		瀬谷区瀬谷町(海軍道路分岐点)～瀬谷区瀬谷町(横浜市道上川井第147号線交点)	
266	横浜市道五貫目第33号線		国道246号交点(目黒)～国道16号(上川井インターチェンジ接続点)	
267	横浜市道山下長津田線		緑区中山町(緑郵便局入口)～国道246号交点(下長津田)	
268	横浜市道六角橋第394号線		神奈川区泉町(泉町)～神奈川区鶴屋町(鶴屋町三丁目)	
269	横浜市道関内本牧線		中区尾上町(尾上町1丁目)～中区港町(市庁舎橋)	
	横浜市道関内本牧線		中区横浜公園(横浜スタジアム)～中区山下町(西の橋)	
270	横浜市道山下町第132号線		中区山下町(西の橋)～同(山下橋)	
271	横浜市道阪東橋浦舟線		中区曙町(阪東橋)～南区高根町(阪東橋RP)	
272	横浜市道保土ヶ谷第565号線		南区宮元町(宮元町一丁目)～南区南太田町(Y校前)	
273	横浜市道常盤台和田町線		保土ヶ谷区常盤台(常盤台RP南)～保土ヶ谷区和田(和田町)	
274	横浜市道三ツ沢第42号線		保土ヶ谷区峰岡町(峰岡RP)～同	
275	横浜市道三ツ沢第85号線		保土ヶ谷区峰岡町～同(国道16号)	
276	横浜市道三ツ沢第232号線		保土ヶ谷区川辺町(国道16号)～保土ヶ谷区星川(水道道)	
277	横浜市道三ツ沢第222号線		保土ヶ谷区星川(水道道)～同(星川小学校前)	
278	横浜市道上星川第476号線		保土ヶ谷区星川(星川小学校前)～同(横浜新道入口)	
279	横浜市道天王町第46号線		保土ヶ谷区星川(横浜新道入口)～同(星川RP)	
280	横浜市道川島岩間線		横浜市道花見台保土ヶ谷公園通交点(花見台派出所前)～旭区市沢町(市沢団地入口バス停留)	
281	横浜市道今井第30号線		旭区市沢町(市沢団地入口バス停留)～同	
282	横浜市道今井第37号線		旭区市沢町～旭区左近山(市沢団地南)	
283	横浜市道今井第87号線		旭区左近山(市沢団地南)～同(左近山第四バス停留)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区 間	備 考
284	横浜市道四季美台第406号線		旭区左近山(左近山第四バス停南)～旭区南本宿町(左近山入口)	
285	横浜市道保土ヶ谷二俣川線		旭区南本宿町(左近山入口)～同(南本宿IC)	
286	横浜市道四季美台第359号線		旭区さちが丘(さちが丘)～同(陸橋南側)	
287	横浜市道四季美台第367号線		旭区さちが丘(陸橋南側)～旭区善部町(善部第一バス停)	
288	横浜市道希望ヶ丘第480号線		旭区善部町(善部第一バス停)～瀬谷区阿久和町(阿久和)	
289	横浜市道下瀬谷第519号線		瀬谷区阿久和町(阿久和交差点西)～同(原小学校入口)	
290	横浜市道上和田第9号線		瀬谷区阿久和町(原小学校入口)～泉区和泉町(日向山団地中央)	
291	横浜市道上大岡第39号線		南区別所(向田橋)～同(南土木事務所)	
292	横浜市道上大岡第41号線		港南区最戸(南土木事務所)～同(最戸町)	
293	横浜市道上大岡第119号線		港南区最戸(最戸町)～同(餅井坂下)	
294	横浜市道平戸第486号線		南区別所(餅井坂下)～港南区下水谷(平戸バス停)	
295	横浜市道横浜逗子線		磯子区栗木(栗木町バス停南)～金沢区釜利谷東(宮ヶ谷バス停南東)	
296	横浜市道泥亀釜利谷線		金沢区釜利谷東(宮ヶ谷バス停南東)～金沢区谷津町(君が崎)	
91	横浜市道環状3号線		県道21号[横浜鎌倉]交点～国道1号交点	
297	横浜市道港南台第244号線		港南区港南台(港南台5丁目)～同(栄区境)	
298	横浜市道港南台第297号線		栄区上郷町(港南区境)～同(神奈中車庫前)	
299	横浜市道戸塚港南台線		戸塚区上倉田町(上倉田)～横浜市道環状3号線交点(港南台5丁目)	
300	横浜市道戸塚第559号線		国道1号交点(清源院入口)～国道1号交点(矢部団地入口)	
301	横浜市道飯島第112号線		栄区飯島町(飯島)～同(市民の森バス停北西)	
302	横浜市道飯島第121号線		栄区飯島町(市民の森バス停北西)～栄区本郷台(本郷中央公園)	
303	横浜市道飯島第191号線		栄区本郷台(本郷中央公園)～栄区小菅ヶ谷(本郷台駅入口)	
304	横浜市道小菅ヶ谷第425号線		栄区小菅ヶ谷(本郷台駅入口)～同(本郷台駅西)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域のネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区 間	備 考
305	横浜市道桂町戸塚遠藤線		栄区小菅ヶ谷(本郷台駅西)～栄区桂町(公田)	
306	横浜市道小机第355号		横浜市道環状2号線交点(鳥山東)～港北区片倉(下耕地)	
307	横浜市道荏田北157号線		国道246号交点(荏田町)～県道13号横浜上麻生交点(荏田農協前)	
308	横浜市道市ヶ尾86/87/134/145/190/194号線		県道12号横浜上麻生交点～東名高速青葉I.C入口	
309	都市計画道路大田神奈川線		東京丸子横浜線交点～鶴見三ツ沢線交点	*
310	川崎市道幸多摩線		国道409号交点～県道3号[世田谷町田]交点	
311	川崎市道二子千年線		川崎市道幸多摩線交点～川崎市道子母口宿河原交点	
312	川崎市道小杉管線		国道409号交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点(栄橋)	
313	川崎市道多摩3号線		県道3号[世田谷町田]交点～東京都境	
314	川崎市道殿町夜光線		国道409号交点～早橋水江町線交点	
315	川崎市道早橋水江町線		川崎市道富士見鶴見駅線交点～川崎区水江町	
316	川崎市道池田浅田線		国道15号交点(池田町)～県道6号[東京大師横浜]交点	
317	川崎市道富士見鶴見駅線		国道409号交点～川崎市道南幸町渡田線交点	
318	川崎市道子母口宿河原線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点～川崎市道幸多摩線交点	
319	川崎市道大師大島線		国道409号交点～県道101号[鶴町川崎停車場]交点	
320	川崎市道小田32号線		県道6号[東京大師横浜]交点～南部防災わが前	
321	川崎市道古市場矢上線		川崎市道幸多摩線交点～県道14号[鶴見溝ノ口]交点	
322	川崎市道宮内新横浜線		国道409号交点(西下橋)～県道106号[子母口瀬島]交点	
323	川崎市道井田20号線		県道14号[鶴見溝ノ口]交点～中原区井田病院前	
324	川崎市道久未鷺沼線		県道45号[丸子中山茅ヶ崎]交点～国道246号交点	
150	川崎市道野川管生線		川崎市道高津5号線交点～県道横浜生田交点(蔵敷交番前)	
325	川崎市道登戸野川線		川崎市道野川管生線交点～国道246号交点(野川団地入口)	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 番号	路線名	県道路線名	区 間	備 考
326	川崎市道梶ヶ谷菅生線		川崎市道野川菅生線交点(馬絹)～川崎市道野川菅生線交点(土橋)	
327	川崎市道向ヶ丘遊園駅菅生線		横浜市境(宮前区大蔵)～県道9号[川崎府中]交点	
328	川崎市道菅早野線		川崎市道尻手黒川線交点～麻生区白山5丁目	
	川崎市道菅早野線		麻生区白山5丁目～下麻生交差点	*
329	川崎市道万福寺主禅寺線		県道3号[世田谷町田]交点～川崎市道尻手黒川線交点	
330	川崎市道細山線		県道124号[稲城読売ランド前停車場]交点(西生田小)～県道3号[世田谷町田]交点	
331	川崎市道中野島生田線		川崎市道多摩第3号線～県道9号[川崎府中]交点	
332	川崎市道白石2号線他		県道6号[東京大師横浜]交点～川崎市川崎区大川町	
141	川崎市道尻手黒川線		世田谷町田交点～上麻生蓮光寺交点	*
333	横須賀市道859号線		国道16号交点(三春町4丁目)～国道134号交点(大津)	
334	小田原市道0085		国道1号交点～県道720号[怒田開成小田原]交点	
335	平塚市道浅間町3号線		平塚警察署～平塚市道駅前通り線交点	
336	鎌倉市道027-000号線		鎌倉市役所～鎌倉市道008-000号線交点	
337	鎌倉市道008-000号線		鎌倉市道027-000号線交点～県道311号[鎌倉葉山]交点	
338	藤沢市道		県道403号[葛蒲沢戸塚]交点(遠藤東)～県道22号[横浜伊勢原]交点(新東山田)	
339	返子市道返子55号線		返子市役所～県道311号[鎌倉葉山]交点	
340	相模原市道市役所前通		相模原市役所～国道16号交点	
341	相模原市道橋本駅北口線		全 線【(都)橋本駅北口線】	
342	相模原市道橋本駅西口		国道16号交点～市道橋本18号交点	
343	相模原市道橋本18号		市道橋本駅西口交点～国道413号交点	
344	藤沢市道長後865号線		国道467号交点(長後小入口)～綾瀬町境	
345	三浦市道14号		三浦縦貫道交点～国道134号交点	

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウ ント 番 号	路 線 名	県道路線名	区 間	備 考
346	秦野市道6号線		県道71号[秦野二宮]交点～秦野市道12号線交点	
347	秦野市道12号線		国道246号交点～秦野市道6号線交点	
348	伊勢原市道315号線		県道44号[伊勢原藤沢]交点～伊勢原市役所	
349	海老名市道海老名駅大谷線		海老名市役所～県道40号[横浜厚木]交点	
350	南足柄市道関本広町線		県道74号[小田原山北]交点～南足柄市道関本雨坪線交点	
351	南足柄市道関本雨坪線		南足柄市役所～南足柄市道関本広町線交点	
352	綾瀬市道913号線		綾瀬市道1629-2号線交点～県道42号交点(市役所前)	
353	綾瀬市道1629-1号		県道40号交点(綾北小前)～県道45号交点(綾瀬市深谷)交点	
354	綾瀬市道1629-2号		藤沢市境～県道45号交点(綾瀬市深谷)号交点	
355	葉山町道牛ヶ谷戸根山線		葉山町役場～葉山町道311号線交点	
356	葉山町道311号線		葉山町道牛ヶ谷戸根山線交点～国道134号交点	
357	寒川町道岡田宮山18号線		県道46号[相模原茅ヶ崎]交点～寒川町役場	
358	1枚町道1号線/2枚町道1号線/町道二宮81号線		県道71号[秦野二宮]交点～二宮町役場	
359	中井町道役場前線		県道77号[平塚松田]交点～中井町役場	
360	大井町道101号線		大井町役場～大井町道7号線交点	
361	大井町道7号線		大井町道101号線交点～国道255号交点	町道再編(L=120m)
362	松田町道12号線		県道72号[松田国府津]交点～松田町役場	
363	箱根町道湯1号線		国道1号交点～箱根町役場	
364	真鶴町道真第1号線		国道135号交点～真鶴町役場	
365	湯河原町道中央21号線/中央57号線		県道75号[湯河原箱根仙石原]交点～湯河原町役場	
366	その他道路		青葉区鉄町(横浜総合病院)～同(横浜総合病院前)	
367	臨港道路東扇島水江町線		東扇島臨港道路幹線5号線交点～川崎市道早橋水江町線交点	* 港湾道路・市管理

緊急輸送道路(第2次緊急輸送道路:第1次緊急輸送道路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線)

*:一部区間又は全区間未供用(建設工事中)

路線 カウント 番号	路線名	県道路線名	区間	備考
368	その他道路 緊急用河川敷道路		多摩川右岸(多摩川河口～祥島橋)	未整備区間含む
2次路線 計172路線 (368路線-196路線)				

緊急交通路指定想定路線

番号	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	中央自動車道	東京都境から山梨県境までの間
3	首都高速道路 (横羽線、三ツ沢線、狩場線、大黒線、川崎線、湾岸線及び横浜環状北線)	東京都境から石川町JCTまでの間(横羽線)、金港JCTから三ツ沢1Cまでの間(三ツ沢線)、本牧JCTから狩場1Cまでの間(狩場線)、大黒JCTから生妻JCTまでの間(大黒線)、大師JCTから川崎湾岸線JCTまでの間(川崎線)、並木1Cから都町境までの間(湾岸線)及び横浜環状北線から生妻JCTまでの間(横浜環状北線)
4	国道1号(横浜新道、新湘南バイパス及び西湘バイパスを含む。)	東京都境から静岡県境までの間
5	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
6	国道16号(保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路を含む。)	東京都境から馬場海岸四丁目東交差点までの間
7	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
8	国道129号	高浜台交差点から橋本五差路交差点までの間
9	国道132号	塩浜交差点から川崎区役所前交差点までの間
10	国道133号	開港広場前交差点から桜木町一丁目交差点までの間
11	国道134号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
12	国道135号(真鶴道路を含む。)	静岡県境から早川口交差点までの間
13	国道138号	静岡県境から宮の下交差点までの間
14	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
15	国道255号	新鶴岡交差点から小田原市民会館前交差点までの間
16	国道271号 小田原厚木道路	厚木1Cから小田原西1Cまでの間
17	国道409号(東京湾アクアラインを含む。)	溝口交差点から大師河原交差点までの間、東京湾アクアラインは川崎湾岸線JCTから千葉県境までの間
18	国道412号	厚木市立病院前交差点から相模湖駅前交差点までの間
19	国道413号	山梨県境から国道16号と交差する地点(橋本陸橋下)までの間
20	国道466号 第三京浜道路	東京都境から保土ヶ谷1Cまでの間
21	国道467号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
22	国道468号 首都圏中央連絡自動車道	茅ヶ崎JCTから東京都境までの間
23	県道2号(東京丸子横浜)	東京都境から浦島丘交差点までの間
24	県道3号(世田谷町田)	多摩水道橋交差点から上麻生交差点までの間
25	県道6号(東京大師横浜)	東京都境から大黒町入口交差点までの間
26	県道9号(川崎府中)	溝口交差点から東京都境までの間
27	県道12号(横浜上麻生)	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
28	県道13号(横浜生田)	高島町交差点から荏田町交差点までの間
29	県道14号(鶴見溝ノ口)	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
30	県道21号(横浜鎌倉)	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
31	県道22号(横浜伊勢原)	園の下交差点から上北ノ根交差点までの間
32	県道24号(横浜賀正)	船越町交差点から銀座通り入口交差点までの間
33	県道26号(横浜賀三崎)(三浦縦貫道を含む。)	本町一丁目交差点から日の出交差点までの間
34	県道28号(本町山中)	本町1Cから横須賀1Cまでの間
35	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
36	県道40号(横浜厚木)	相模大塚交差点から相模大橋東交差点までの間
37	県道43号(藤沢厚木)	海老名インター入口交差点から厚木市立病院前交差点までの間
38	県道44号(伊勢原藤沢)	伊勢原市役所入口交差点から茅ヶ崎中央インター交差点までの間
39	県道45号(丸子中山茅ヶ崎)	丸子橋交差点から茅ヶ崎駅前交差点までの間
40	県道46号(相模原茅ヶ崎)	上溝交差点から柳島交差点までの間
41	県道51号(町田厚木)	東京都境から河原口交差点までの間
42	県道52号(相模原町田)	下当麻交差点から東京都境までの間
43	県道54号(相模原愛川)	上溝交差点から半原日向交差点までの間
44	県道62号(平塚秦野)	相模貨物駅前交差点から堀川交差点までの間
45	県道64号(伊勢原津久井)	伊勢原交差点から梶野交差点までの間
46	県道71号(秦野二宮)	落合交差点から二宮交差点までの間
47	県道72号(松田国府津)	国道255号と交差する地点(金田交番前)から親木橋交差点までの間
48	県道73号(小田原停車場)	城山中学校入口交差点から早川口交差点までの間
49	県道74号(小田原山北)	城山中学校入口交差点から宮地交差点までの間
50	県道75号(湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間
51	県道77号(平塚松田)	土屋橋交差点から神山交差点までの間
52	県道78号(御殿場大井)	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
53	県道311号(鎌倉葉山)	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
54	逗葉新道	蓮子インター入口交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
55	横浜市道(みなと大通り線)	県庁前交差点から扇町一丁目交差点までの間
56	横浜市道(山下本牧緩子線)	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
57	横浜市道(環状2号線)	屏風ヶ浦交差点から上末吉交差点までの間

秦野市優先確保路線候補一覧

路線カウント 番号	路線名	区間	対象施設	備考
1	県道70号線	国道246号交差～市道5号交点	東小学校、東中学校	
2	市道5号線	県道70号交点～市道寺山12号交点	東小学校、東中学校	
3	市道寺山12号線	市道5号交点～東中学校入口	東小学校、東中学校	
4	市道24号線	保健福祉センター交差点～今川町交差点	南小学校	
5	市道71号線	今川町交差点～南小学校入口	南小学校	
6	市道緑町6号線	市道24号交点～南中学校入口	南中学校	
7	市道81号線	秦野総合高校入口交差点～南が丘中学校入口	南が丘小学校、南が丘中学校	
8	市道南が丘二丁目4号線	市道81号交点～市道南が丘四丁目3号交点	南が丘小学校	
9	市道南が丘四丁目3号線	市道南が丘二丁目4号交点～南が丘小学校入口	南が丘小学校	
10	県道708号線	曲松交差点～市道渋沢15号交点	渋沢小学校、渋沢中学校	
11	市道渋沢上二丁目2号線	渋沢小学校入口交差点～渋沢小学校入口	渋沢小学校	
12	市道渋沢15号線	市道渋沢15号交点～渋沢中学校入口	渋沢中学校	
13	県道706号線	テクノパーク入口交差点～堀川小学校前交差点	堀川小学校	
14	市道堀川19号線	堀川小学校前交差点～堀川小学校入口	堀川小学校	
15	市道15号線	柳町交差点～西小学校入口	西小学校	
16	市道沼代新町17号線	国道246号交点～西中学校入口	西中学校	
17	市道18号線	宮蒲交差点～市道19号交点	上小学校	
18	市道19号線	市道18号交点～市道柳川8号交点	上小学校	
19	市道柳川8号線	市道19号交点～上小学校入口	上小学校	
20	市道6号線	堀戸大橋交差点～平和橋北交差点	北小学校、北中学校	
21	県道705号線	平和橋北交差点～市道菩提28号交点	北小学校、北中学校	
22	市道菩提27号線	県道705号交点～北中学校入口	北小学校	
23	市道菩提27号線	市道菩提27号交点～北小学校入口	北中学校	
24	市道末広町7号線	県道704号交点～末広小学校入口	末広小学校	
25	県道613号線	広畑小学校入口交差点～サンライフ入口交差点	広畑小学校、大根小学校、大根中学校 鶴巻小学校、鶴巻中学校	
26	市道下大槻47号線	下大槻団地入口交差点～広畑小学校入口交差点	広畑小学校	
27	市道南矢名三丁目2号線	大根小学校入口交差点～市道66号交点	大根小学校、大根中学校	
28	市道66号線	市道南矢名三丁目2号交点～大根中学校入口	大根小学校、大根中学校	
29	市道64号線	サンライフ入口交差点～市道鶴巻28号交点	鶴巻小学校、鶴巻中学校	
30	市道鶴巻28号線	市道64号交点～市道鶴巻30号交点	鶴巻小学校、鶴巻中学校	
31	市道鶴巻30号線	市道鶴巻28号交点～鶴巻中学校入口	鶴巻小学校、鶴巻中学校	
32	市道62号線	下落合入口交差点～神奈川病院入口	神奈川病院	
33	市道63号線	クリーンセンター入口交差点～クリーンセンター入口	クリーンセンター	

番号	地区	所在地	名称	面積(㎡)	施設管理	連絡先
1	横浜市	横浜市金沢区富岡2-6-2	神奈川県警察機動隊グラウンド	8,000	神奈川県警察第一機動隊	045-774-1441
2		横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1	三ツ沢公園陸上競技場	14,000	横浜市緑の協会・体育協会グループ	045-548-5147
3		横浜市戸塚区深谷町777	横浜市消防訓練センターグラウンド	6,000	横浜市消防局消防訓練センター管理研究課	045-853-8002
4		横浜市栄区桂町22-2	神奈川県警察学校グラウンド	8,000	神奈川県警察学校	045-891-0127
5		横浜市西区みなとみらい1	みなとみらい21副都心パース	6,000	横浜市港湾局建設係全部保全管理課	045-671-7231
6	川崎市	川崎市中原区上丸子八幡町地先	丸子橋河川敷	4,800	川崎市中原区役所道路公園センター	044-788-2311
7		川崎市高津区諏訪地先	諏訪河川敷	8,100	川崎市高津区役所道路公園センター	044-833-1221
8	相模原市	相模原市南区当麻3539	昭和橋スポーツ広場	4,900	相模原市教育局生涯学習部スポーツ課	042-769-8288
9		相模原市中央区弥栄3-1-8	県立弥栄高校(※)	15,200	県立弥栄高校	042-758-1695
10		相模原市緑区又野829	津久井又野公園(※)	10,400	相模原市環境経済局環境共生部津久井地域環境課	042-780-1404
11	横須賀市	横須賀市西遊見町1丁目無番地	横須賀地方艦隊ヘリポート	1,000	海上自衛隊横須賀地方艦隊	046-822-3500
12		横須賀市御幸浜1-1	武山駐屯地ヘリポート	1,600	陸上自衛隊第31普通科連隊第3科	046-856-1291内線634
13		横須賀市走水1-10-20	防衛大学校ヘリポート	12,100	防衛大学校	046-841-3810
14		横須賀市不入斗町1-2	不入斗公園(陸上競技場)(※)	13,500	横須賀市環境政策部公園管理課	046-822-4000
15	葉山町	三浦郡葉山町一色2940	小磯の鼻台地	900	県横須賀土木事務所	046-853-8800
16		三浦郡葉山町堀内	葉山港(※)29.11~30.8(休止中)	2,800	県横須賀土木事務所	046-853-8800
17	鎌倉市	鎌倉市富田3-1310	富田公園運動場	5,000	富田公園管理事務所	0467-32-0559
18		鎌倉市七里が浜2-21-1	県立鎌倉高校グラウンド	9,000	県立鎌倉高校	0467-32-1851
19	厚木市	厚木市下津古久280	県総合防災センター総合訓練場	13,600	県総合防災センター	046-227-0001
20		厚木市厚木2325	厚木市営厚木野球場(※)	9,000	厚木市スポーツ推進課	046-225-2530
21		厚木市酒井2537	厚木市酒井スポーツ広場	19,200	厚木市スポーツ推進課	046-225-2530
23	藤沢市	藤沢市江の島1丁目	江ノ島湘南港本船岸壁	3,000	県藤沢土木事務所なぎさ港湾課	0467-58-1473
24	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市中海岸3-3-11	茅ヶ崎公園野球場	12,751	(公財)茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	0467-82-7175
25	平塚市	平塚市中堂246-1	馬入ふれあい公園	14,280	総合公園課	35-2233
26		平塚市大原1-1	平塚市総合公園(※)	7,000	総合公園課	0463-35-2233
27	大磯町	中郡大磯町大磯	大磯港	6,000	県平塚土木事務所	0463-22-2711
28	南成町	足柄上郡南成町古田島2489-2	県足柄上合同庁舎総合グラウンド(※)	9,100	県南西土木事務所	0465-83-5111
29	山北町	足柄上郡山北町向原2370	県立山北高校グラウンド	8,400	県立山北高校	0465-75-0628
30		足柄上郡山北町中川361-3	ハイフ&ヴィラなかがわ跡地	8,000	山北町商工観光課	0465-75-3646
31	大井町	足柄上郡大井町金手378	わかもと製菓グラウンド	19,500	わかもと製菓相模大井工場	0465-83-3311
32	小田原市	小田原市寿町5-22地先	酒匂川河川敷スポーツ広場(※)	37,200	小田原市スポーツ課	0465-35-3977

注1 (※)は、広域防災活動拠点の臨時ヘリポートである。

輸 送 記 録 簿

輸 送 年 月 日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等			修 繕				燃 料 費	実 支 出 額	備 考	
			使用車両等		金 額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
					円				円	円			
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 都道府県の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償・無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第2号様式

車 両 出 動 記 録 簿

年 月 日	時 間	行 先	運 転 者	目 的
車 両 番 号			乗 用 者	
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			
年 月 日	出 発 時 分			
	帰 庁 時 分			

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		神奈川県知事 神奈川県公安委員会	印 印
番号標に表示 されている番号			
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行径路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

7 水 防

重要水防区域一覧表

水系名	河川名	区域箇所			土木水防支部名	水防管理団体名
		管理延長 (m)	箇所数	延長		
金目川	金目川	19,500	13	6,750	平塚土木	平塚市、秦野市、大磯町
〃	善波川	1,500	—	—	〃	—
〃	室川	5,000	14	3,120	〃	秦野市
〃	水無川	7,500	5	1,345	〃	〃
〃	葛葉川	6,220	—	—	〃	—
酒匂川	四十八瀬川	7,850	4	400	〃	秦野市

重要水防箇所一覧表(重点箇所)

水防管理 団体名	河川名	重要度		左右 岸別	地先名	延長 (m)	重要な理由
		種別	階級				
秦野市	金目川	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市下大槻	200	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市下大槻	250	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市上大槻	100	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市曾屋	400	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市曾屋	200	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市曾屋	250	流下能力不足 護岸老朽
〃	大根川	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市南矢名一丁目	200	流下能力不足 護岸老朽
〃	室川	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市室町	20	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市室町、尾尻	110	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市尾尻、大秦町	150	流下能力不足 護岸老朽

〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市今泉	170	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市今泉	125	護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市今泉	105	流下能力不足 護岸老朽
秦野市	室川	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市平沢	100	流下能力不足 護岸老朽
〃	四十八瀬川	堤防高 堤防強度	重点 B	右	秦野市菖蒲	100	流下能力不足 護岸老朽
〃	〃	堤防高 堤防強度	重点 B	左	秦野市堀西	100	流下能力不足、護岸老朽、 すべり発生のおそれ

(平成29年度平塚土木水防実施要領抜粋)

7-3

重要水防区域重要度評定基準

重要度		評定基準
種別	階級	
堤防高	A	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。
	B	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	A	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。
	B	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
堤防強度 (法崩れ・すべり)	A	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
漏水	A	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
水衝・洗掘	A	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているが、その対策が未施工の箇所。

		橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。
	B	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
工作物	A	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善計画が必要な堰、橋梁、樋管、その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。
	B	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
工事施工	要注意区間	出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意区間	新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘 防 潮 扉	要注意区間	陸閘、防潮扉が設置されている箇所。
	重点区間	水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間。

※ 階級のAとは「水防上最も重要な区間」、Bとは「水防上重要な区間」を言う。

暫定区間を定めて改修を進めている河川にあつては、計画高水流量を暫定計画高水流量と読み替える。

水防管理団体水防実施状況報告書

年 月 日

(作成責任者)



水防管理団体										指定、非指定の別						
水防実施時の台風名又は豪雨名																
水防実施箇所		左 郡 町 地先 川 岸 市 区 右 市 区								所要経費	人件費	管理団体	県支給分	その他	計	
日 時		自 平成 年 月 日 時 至 平成 年 月 日 時										手当	円	円	円	円
出動人員数		水防団員	消防団員	その他	計	その他										
水防作業の概要及び工法		工法 箇所 m									物件費	資材費				
												機器費				
												燃料費				
												雑費				
												計				
水防の結果		堤防 田 畑 家 鉄道 道路 人口 その他 効果 m mf mf 戸 m m 人 被害									使用資材	公用負担				
												合計				
										土のう		袋	袋	袋	袋	
										作り土のう		袋	袋	袋	袋	
警察官の 応援状況											なわ	kg	kg	kg	kg	
											丸太	本	本	本	本	
水防団員の 出動内訳										県の 応援状況						
消防団員の 出動内訳										立退きの状況 及びそれを指示した 理由						
出動状況										水防関係者の 死傷						
その他の 出動概況										水防功労者の氏名 年齢所属及びその 功績概要						
雨量水位の 状況										水防活動に関する 自己批判						
公用負担の 内訳										備考						
他の団体の 応援状況																
警察官の 応援状況																

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 箇所ごとの報告書に集計表を添付して3部水防支部長に提出すること。
 3 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
 4 管内図(1/5,000以上)を添付し、はんらん区域及び実施箇所を明示すること。
 5 はんらん区域ごとに、床上戸数、床下戸数、はんらん面積を記入すること。

水 防 警 報

種 類	待 機 ・ 準 備 ・ 出 動 ・ 解 除			
発表河川		基準水位観測所		第 号
日時	平成	年	月	日 時 分
	平塚土木水防支部発表			
番号	発 表 内 容			
1	<p>① 流域</p> <p>② 地点</p> <p>の雨量は、__日__時__分 までに__mmです。</p>			
2	<p>の水位は、__日__時__分 現在__mです。</p>			
3	<p>① 水防団待機水位</p> <p>② はん濫注意水位</p> <p>では、</p> <p>③ を上回りました。</p> <p>④ を上回る恐れがあります。</p> <p>⑤ 程度です。</p> <p>⑥ を下回る見込みです。</p>			
4	<p>水防管理者は、水防機関を</p> <p>① 待機</p> <p>② 準備</p> <p>③ 出動</p> <p>させて下さい。</p>			
5	水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差支えありません。			
6	水防警報を解除します。			
7	<p>の水位は、__日__時 には、__m程度と予想されます。</p>			
8				

水防団待機水位＝ m はん濫注意水位＝ m 避難判断水位＝ m

水 防 警 報

種 類	指 示 ・ 情 報			
発表河川		基準水位観測所		第 号
日時	平成	年	月	日 時 分
番号	平塚土木水防支部発表			
	発 表 内 容			
1	<p>_____ (① 流域) (② 地点) の雨量は、___日___時___分 までに_____mmです。</p>			
2	<p>_____ の水位は、___日___時___分 現在_____mです。</p>			
3	<p>_____ の水位は、___日___時___分に _____ (① はん濫注意水位) (② 最高水位_____m) (③ に達し) (④ を超え) (⑤ を下回り) _____ ました。</p>			
4	<p>_____ の水位は、 _____ (① 1時間に_____cm程度上昇して) (② 平衡状態が続いて) (③ 1時間に_____cm程度下がって) _____ います。</p>			
5	<p>_____ の水位は、___日___時に_____m程度と予想されます。</p>			
6	<p>上流_____ の水位は、___日___時___分に _____ (① はん濫注意水位) (② 最高水位 _____ m) (③ に達し) (④ を超え) (⑤ を下回り) _____ ました。</p>			
7	<p>_____ 地先の _____ (①堤防) (②堤防の居住側) (③無堤地) _____ に _____ (④漏水) (⑤漏水) (⑥亀裂) (⑦深掘れ) (⑧堤防斜面崩れ) (⑨護岸崩壊) (⑩堤防の決壊) (⑪越水) (⑫浸水) (⑬_____) _____ (⑭する恐れがあります。) (⑮) _____ ました。</p>			
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせて下さい。			
9	水防管理者は、水防機関の出動体制を強化し、水防工法を行わせてください。			
10	_____			

8 消 防

消防ポンプ車等所有自衛消防隊一覧表

(令和2年4月1日現在)

番号	名 称	ポンプ車	水槽付 ポンプ車	小型動力 ポンプ	所 在 地
1	(株)日立製作所 システム&サービスビジネス 統括本部 神奈川事業所	1	2	2	秦野市堀山下1
2	日鍛バルブ(株)本社工場			1	〃 曾屋518
3	(株)コベルコマテリアル 銅管秦野工場	1		1	〃 平沢65
4	京セラ(株)神奈川秦野工場			1	〃 曾屋1204
5	(株)ティラド秦野製作所			1	〃 曾屋937
6	日産車体(株)秦野事業所			2	〃 堀山下223
7	(株)トープラ秦野工場			1	〃 曾屋201
8	DCMくろがねや(株)渋沢店			1	〃 堀川625
9	共同薬品(株)秦野工場			1	〃 菩提133-5
10	共同薬品(株)丹沢工場			1	〃 菩提156-1
11	秦野市役所			1	〃 桜町1-3-2
12	社会福祉法人かしの木会 くず葉学 園			1	〃 菩提2058-2
計		2	2	14	

別表 1

消 防 力 の 現 況 (常 備 消 防)

(令 和 2 年 4 月 1 日 現 在)

区 分	地域別	本部署別	本部署別			人 員		車 両													水 利					
			消 防 本 部	本 署	分 署	合 計	内 訳		車 両 合 計	小 計	ポンプ車		小 計	特殊車					小 計	その他			計	防 火 水 そ う	消 火 栓	プ ー ル ・ 池 等
							日 勤	隔 日			普 通 車	水 そ う 車		化 学 車	救 助 車	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	救 急 車		指 令 車	指 揮 車	広 報 車 等				
本町	消防本部	1			45	31	14	7										7	1		6	544	205	330	9	
	本 署		1		57	9	48	11	2	1	1	5		1	1		3	4		1	3					
南	南分署			1	22		22	4	1	1	2	1					1	1		1	568	210	347	11		
東	(本 署)																				315	106	204	5		
北	(〃)																				327	141	184	2		
大根	大根分署			1	22		22	3	1	1	1						1	1		1	608	222	376	10		
	鶴巻分署			1	22		22	5	2	2	2			1		1	1		1	1						
西	西分署			1	30		30	5	2	1	1						1	2		1	699	204	485	5		
上	(〃)																				130	47	82	1		
計		1	1	4	198	40	158	35	8	6	2	11	1	1	1	1	7	16	1	1	13	3,191	1,140	2,008	43	

別表2

消 防 力 の 現 況 （ 非 常 備 消 防 ）

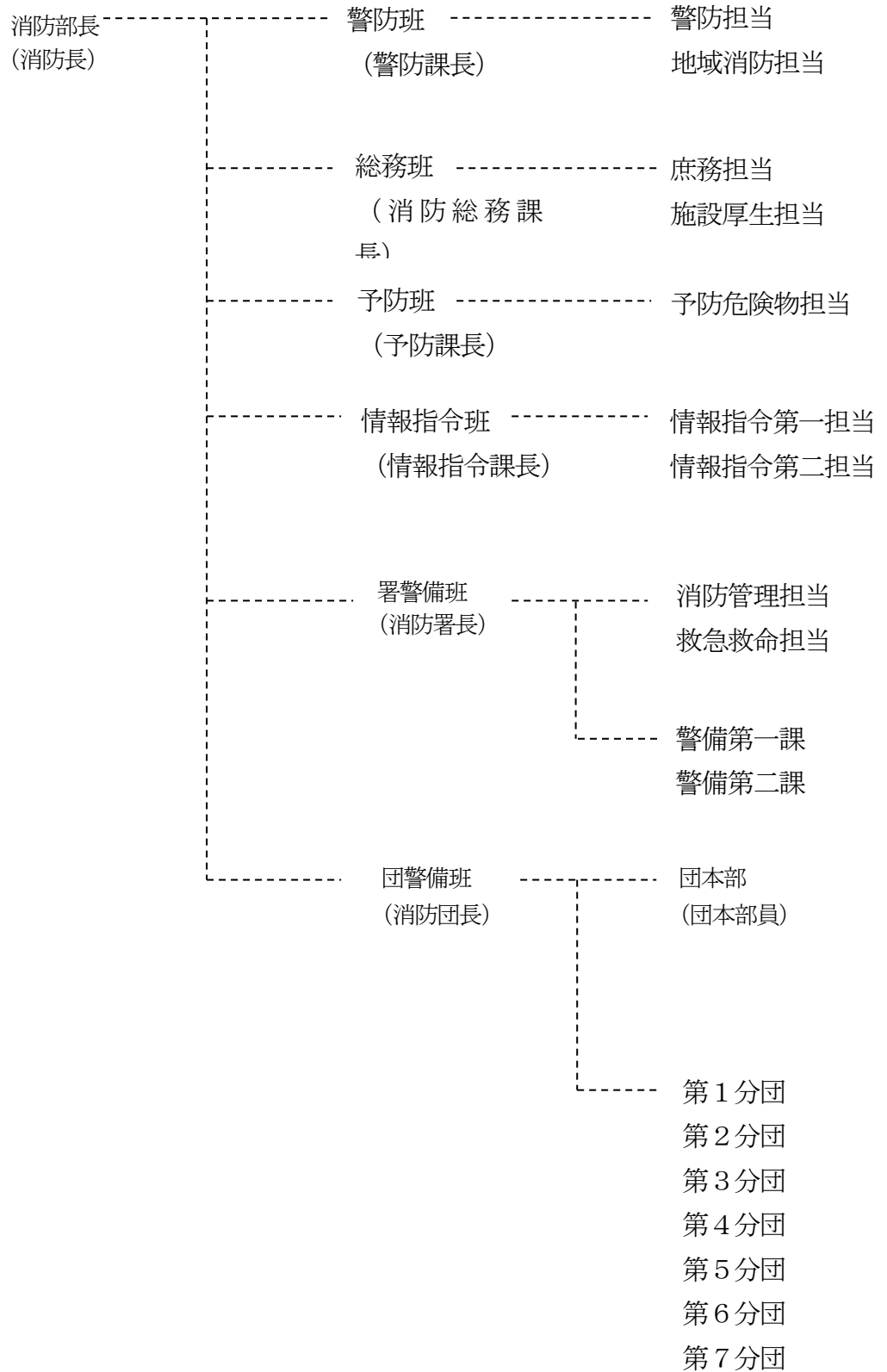
(令和2年4月1日現在)

地域別	区分	団本部	分団	部	人 員						人 員				
					計	階 級					計	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	多 機 能 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	
						団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	班 長					団 員
本町	団本部	1			6	1	2	3							
	第1分団		1	8	77			1	1	8	67	8		7	1
南	第2分団		1	6	62			1	1	6	54	6	1	5	
東	第3分団		1	5	48			1	1	5	41	5	1	4	
北	第4分団		1	3	34			1	1	3	29	3	1	2	
大根	第5分団		1	4	45			1		4	40	4		3	1
西	第6分団		1	6	58			1	1	6	50	6	1	5	
上	第7分団		1	4	46			1	1	4	40	4	1	3	
計		1	7	36	376	1	2	10	6	36	321	36	5	29	2

別表3

地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成

(組織図)



9 条例、要綱、規程等

秦野市災害対策本部条例

(昭和39年3月31日条例第28号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により秦野市災害対策本部に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成8年6月24日条例第19号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成24年7月24日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

秦 野 市 災 害 対 策 本 部 要 綱

(昭和 39 年 3 月 31 日施行)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、秦野市災害対策本部条例（昭和 39 年秦野市条例第 28 号）に基づき設置される秦野市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織及び業務)

第 2 条 本部の機構及び分担業務は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害対策上特別の必要があると本部長が認めるときは、本部の機構及び分担業務を別に定めることができる。

第 3 条 部に部長等（以下「部長」という。）を、班に班長を置く。

2 部長及び班長は、別表第 2 の部長の欄及び班長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。

第 4 条 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第 5 条 本部長は、災害対策についての重要な指示又は総合調整を行うため必要があるときは、本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、副危機管理監、危機管理監補及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、部長をもって充てる。

(本部連絡員)

第 6 条 本部に本部連絡員を置き、部長が所属班員のうちから指定する。

2 本部連絡員は、本部室において服務し、所属部班との連絡をとり、所属部班に関する被害及び災害対策活動に関する情報並びに資料の整理等の事務に従事する。

(非常配備の基準及び編成計画等)

第 7 条 本部は、災害の発生を回避し、及び災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整えるものとする。

2 非常配備体制の種別及び内容の基準は、次のとおりとする。

(1) 大雨、台風等の風水害の配備体制は、秦野市地域防災計画（風水害等災害対策計画）第 3 章第 1 節組織計画の配備基準による。

(2) 地震災害の配備体制は、秦野市地域防災計画（地震等災害対策計画）第 3 章第 2 節職員動員計画の配備基準による。

3 非常配備体制は、次のとおりとする。

(1) 大雨、台風等の風水害の配備体制は、1 号配備及び 2 号配備並びに鶴巻現地災害対策本部の配備とし、職員配備動員は、秦野市地域防災計画（風水害等災害対策計画）第 3 章第 2 節職員動員計画の班員動員計画による。

(2) 地震災害の配備体制は、震度階級別に定め、前項第 2 号のとおりとする。

4 職員動員状況の報告は、職員動員報告書（第1号様式）により行う。

（1号配備下の活動）

第8条 1号配備下における活動は、次のとおりとする。

(1) 部長は、所掌事務に係る情報を収集したときは、次の事項を行い、防災体制を整える。

ア 災害の現況等を所属職員に周知させ、別に定める配備編成計画に基づき、あらかじめ指定した非常配備要員を警戒体制に就かせる。

イ 装備、物資、機材、設備等を整備点検し、必要に応じて事前に処置を行う。

ウ 関係部及び関係機関との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(2) 本部事務局長は、他の部長と連絡を密にするとともに、災害情報等から客観情勢を判断し、随時本部長に報告する。

（2号配備下の活動）

第9条 本部長が2号配備を命じたときは、部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

（震度階級別の活動）

第10条 震度階級別における活動は、秦野市地域防災計画（地震等災害対策計画）第3章第2節職員動員計画のとおりとする。

（地区配備隊の活動）

第11条 地区配備隊には、大規模地震発生の際各地区ごとの情報収集及び情報の受伝達並びに避難所等の初期対応に従事するため、地域性を考慮した職員を次のとおり配備するものとする。

(1) 地区配備隊の機構及び分担業務は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(2) 地区配備隊の配備動員の基準は、秦野市地震等災害対策計画第3章第1節組織計画及び第2節職員動員計画の配備基準による。

2 前項の規定にかかわらず、地震防災応急対策上特別の必要があると本部長が認めるときは、地区配備隊の機構及び分担業務を別に定めることができる。

（非常体制の開始及び解除）

第12条 非常体制の開始及び解除は、本部長が命じる。

（災害対策連絡票等）

第13条 災害対策に関する本部長の命令、指示等を部班に連絡するとき、又は部班から本部長に報告するときは、すべて災害対策連絡票（第2号様式）に記載して行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行うことができる。

2 気象通報の受信及び伝達は、情報等受信原簿（第3号様式及び第3号様式の2から5まで）に記載して行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により行うことができる。

3 被害状況の報告は、被害状況等報告（第4号様式及び第4号様式の2）に記載して行う。

（緊急参集等）

第14条 別に定める配備編成計画に基づき非常配備要員に指定された職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると判断したときは、直ちに所属部班に参集し、又は所属部班に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

2 前項に掲げる職員は、災害時においては、自から進んで所属部班に参集し、又は上司の指示を受けられるようテレビ、ラジオニュース等の災害報道の聴取に努めるものとする。

(雑 則)

第 15 条 本部の庶務は、防災主管課が行う。

附 則

この要綱は、昭和 39 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 42 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

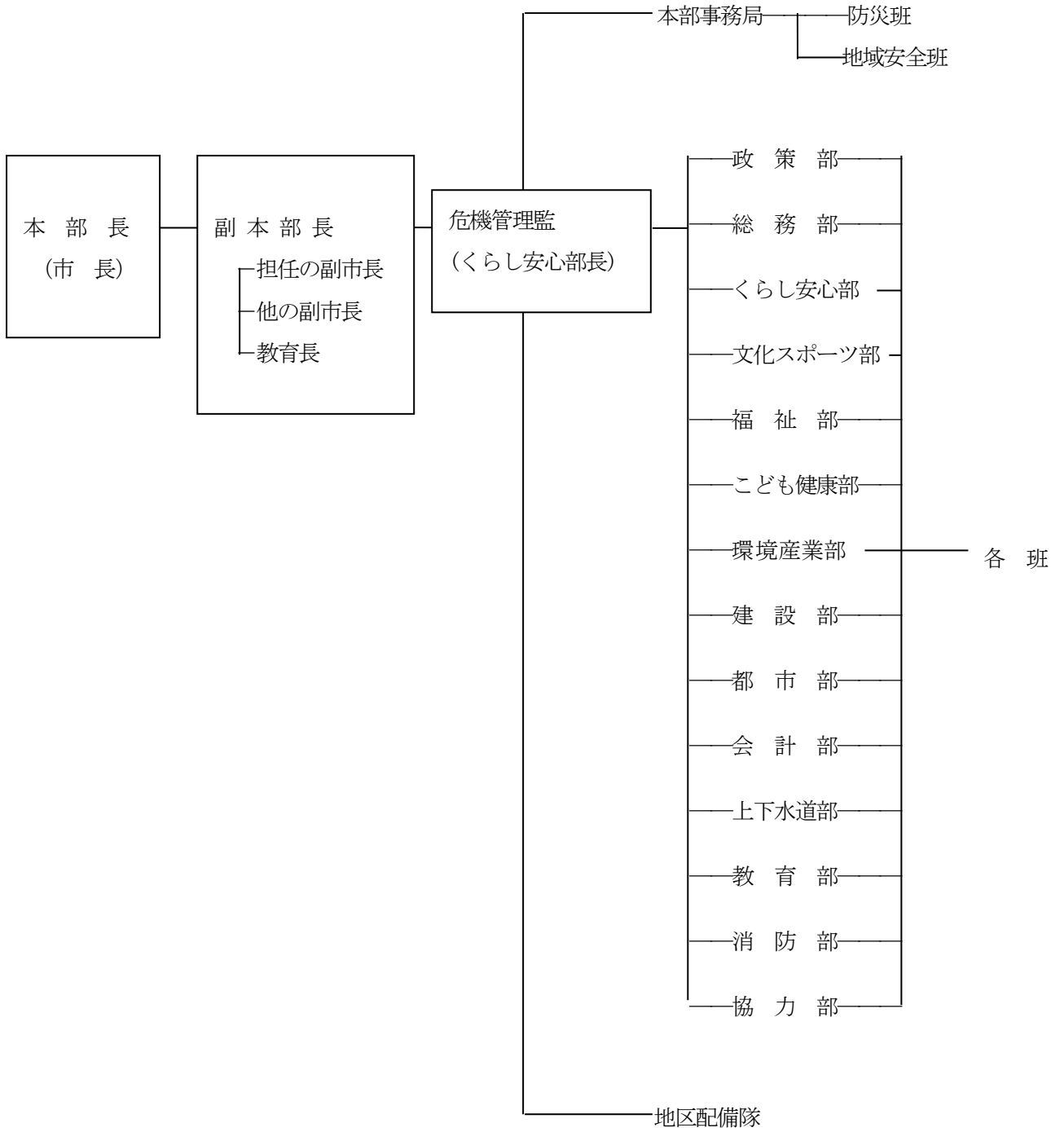
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

秦野市災害対策本部の機構



別表第2（第2条及び第7条関係）

秦野市災害対策本部組織表

本部長（市長）

副本部長（副市長又は教育長）

（本部事務局）

名称	局長	班	分担事項
事務局	防災課長	防災班	1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 各部分からの被害報告及び記録の取りまとめに関する事。 3 県本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 4 気象予報、警報及び情報の取りまとめに関する事。 5 本部職員の被服等に関する事。 6 自衛隊の出動要請に関する事。 7 各部との連絡調整に関する事。 8 その他部班の所管に属さない事。
		地域安全班	特命事項に関する事。

（部・班）

部	部長	班	班長	分担事項
政策部	政策部長	総合政策班	総合政策課長	1 市内の電気及び通信施設の状況把握に関する事。 2 部内の連絡及び調整に関する事。 3 特命事項に関する事。
		行政経営班	行政経営課長	特命事項に関する事。
		財政班	財政課長	1 災害関係予算に関する事。 2 部内の連絡調整に関する事。
		広報広聴班	広報広聴課長	1 災害広報活動の調整及び実施に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。
		秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 見舞等のための来庁者の接遇に関する事。 3 本部長事務局の援助協力に関する事。
総務部	総務部長	文書法制班	文書法制課長	1 法律相談、法令審査等に関する事。 2 被災状況等の記録保存に関する事。
		人事班	人事課長	1 職員の動員に関する事。 2 被災職員の調査等に関する事。 3 他の地方公共団体の職員派遣要請及びその身分取扱いに関する事。 4 職員の健康管理に関する事。 5 本部職員の給食に関する事。
		財産管理班	財産管理課長	1 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事。 2 庁内放送に関する事。 3 庁舎の自営警備及び電気通信施設の保全に関する事。 4 市庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 5 他部の所管に属さない市有財産（普通財産）の被害調査及び応急対策に関する事。 6 本部用車両の確保及び運転に関する事。 7 緊急輸送計画に関する事。
		情報システム班	情報システム課長	1 電算室各端末装置等の復旧に関する事。 2 特命事項に関する事。

		契約検査班	契約検査課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係諸物品（救援物資を除く。）の調査に関する事。 2 特命事項に関する事。
		市民税班	市民税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る市民税等の減免に関する事。 2 特命事項に関する事。
		資産税班	資産税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災に係る宅地建物の被害調査及び固定資産税等の減免に関する事。 2 特命事項に関する事。
		債権回収班	債権回収課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る市民税等の徴収猶予等に関する事。 2 災害応急対策に必要な特命事項に関する事。
く ら し 安 心 部	くらし安心 部 長	市民活動 支援班	市民活動 支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会組織との連絡調整に関する事。 2 秦野市社会福祉協議会及び災害ボランティアとの連絡調整に関する事。 3 部内の連絡及び調整に関する事。 4 特命事項に関する事。
		戸籍住民班	戸籍住民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明に関する事。 2 特命事項に関する事。
		市民相談 人権班	市民相談 人権課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の相談に関する事。 2 ほうらい会館の被害調査及び応急対策に関する事。
文 化 ス ポ ー ツ 部	文化スポーツ 部 長	生涯学習班	生涯学 習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護及び応急対策に関する事。 2 公民館等の被害調査及び応急対策に関する事。 3 公民館等の避難所開設及び運営に関する事。 4 部内の連絡調整に関する事。
		スポーツ 推進班	スポーツ 推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関する事。
		文化振興班	文化振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設等の来場者の避難誘導に関する事。 2 文化施設等の被害調査及び応急対策に関する事。
		図書館班	図書館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館の来館者の避難誘導に関する事。 2 図書館の被害調査及び応急対策に関する事。
福 祉 部	福祉部長	地域共生 推進班	地域共 生推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の運用に関する事。 2 保健福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事。 3 応急救助物資及び義援金品の受領及び配分計画に関する事。 4 日赤活動との連絡及び協調に関する事。 5 部内の連絡及び調整に関する事。
		生活援護班	生活援護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体の保存及び埋設に関する事。 2 特命事項に関する事。
		高齢介護班	高齢介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要配慮者支援に関する事。 2 広畑ふれあいプラザ及び老人いこいの家の被害調査及び応急対策に関する事。 3 指定居宅サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所並びに介護保険施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 協定施設との調整及び協働に関する事。
		障害福祉班	障害福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要配慮者支援に関する事。 2 身体障害者施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 知的障害者及び知的障害児施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 福祉避難所の開設及び運営に関する事。

		国保年金班	国保年金課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の減免に関すること。 2 災害による身分証明書類の紛失に伴う保険証の発行に関すること。
こども健康部	こども健康部長	子育て総務班	子育て総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 要保護児童の把握及び措置に関すること。 2 助産に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
		保育こども園班	保育こども園課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急保育対策に関すること。
		こども家庭支援班	こども家庭支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動に関すること。 2 要保護児童の把握と対応に関すること。
		こども育成班	こども育成課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童厚生施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 児童厚生施設等の避難所開設及び運営に関すること。
		健康づくり班	健康づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急救護及び医療入院に関すること。 2 医療救護活動に関すること。 3 医療薬品の確保及び器材の整備に関すること。
環境産業部	環境産業部長	環境共生班	環境共生課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 林道、山林等の被害調査及び応急対策に関すること 2 林業関係の被害調査に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 特命事項に関すること。
		環境資源対策班	環境資源対策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 清掃その他環境衛生の保持に関すること。 2 清掃工場及びし尿処理場の状況把握に関すること。 3 災害廃棄物の処理等に関すること。
		生活環境班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質の安全確保及び指導に関すること。 2 公害防止施設の被害調査に関すること。 3 し尿処理場の状況把握に関すること。 4 動物の死体処理及び害虫駆除に関すること。
		産業振興班	産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料、衣料、寝具、燃料その他生活必需品の調査に関すること。 2 商工関係の被害調査に関すること。 3 中小企業に対する災害融資に関すること。 4 工場、事業所等の被害調査に関すること。
		農業振興班	農業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害調査に関すること。 2 農業災害補償に関すること。 3 病害虫異常発生予防に関すること。 4 農産物の種苗及び生産資材のあっせんに関すること。 5 家畜飼料のあっせんに関すること。 6 家畜伝染病の予防防疫に関すること。 7 家畜施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 湛水防除施設の管理運営に関すること。
		産業政策班	産業政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料、衣料、寝具、燃料その他生活必需品の調査に関すること。 2 商工関係の被害調査に関すること。 3 中小企業に対する災害融資に関すること。 4 工場、事業所等の被害調査に関すること。

		観光振興班	観光振興課長	観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。
都 市 部	都市部長	まちづくり計画班	まちづくり計画課長	1 被災市街地復興推進地域の指定に関すること。 2 緊急復興方針の決定に関すること。 3 部内の連絡及び調整に関すること。
		都市整備班	都市整備課長	1 土地区画整理事業工事現場の被害調査及び応急対策に関すること。 2 特命事項に関すること。
		交通住宅班	交通住宅課長	1 鉄道、バス等の交通機関の運行状況に関すること。 2 特命事項に関すること。
		開発指導班	開発指導課長	1 まちづくり条例に基づく開発行為等に係る被害調査及び応急対策の指導に関すること。 2 都市計画法に基づく開発行為等に係る被害調査及び応急対策の指導に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	1 工事中の建築物等に係る被害調査及び応急対策の指導に関すること。 2 応急危険度判定活動に関すること。
		公共建築班	公共建築課長	1 市有建築物の被害調査及び技術的指導に関すること。 2 応急対策に要する建築機械器具、資材等の調査に関すること。 3 市有建築物の応急修理及び緊急処置の実施に関すること。 4 応急仮設住宅等の建設に関すること。
建 設 部	建設部長	建設総務班	建設総務課長	1 部内の協力に関すること。 2 特命事項に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
		建設管理班	建設管理課長	1 緊急輸送路の確保に関すること。 2 応急対策に要する土木機械器具、資材等の調査に関すること。 3 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。
		道路整備班	道路整備課長	土木関係施設の被害調査に関すること。
		公園班	公園課長	1 都市公園及び緑地等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 カルチャーパーク総合体育館の避難所開設及び運営に関すること。
		国県事業推進班	国県事業推進課長	1 国道及び県道の被害調査及び応急対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。 2 国道及び県道に係る緊急輸送路の確保に関すること。

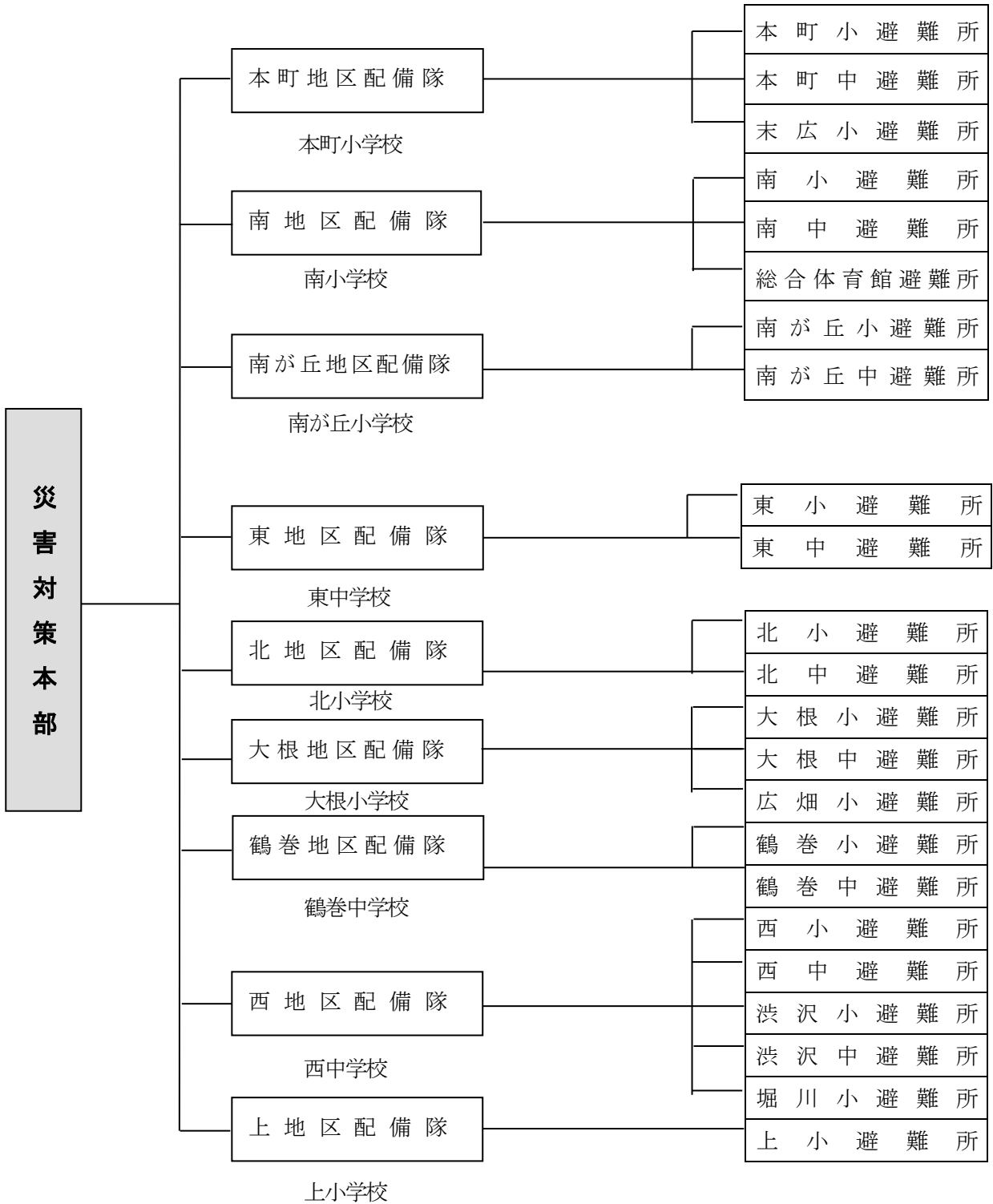
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金の受付及び保管に関すること。 2 災害時の緊急支払に関すること。 3 指定金融機関等の被害状況及び応急対策に関すること。
上下水道部	上下水道局長	経営総務班	経営総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急対策に要する機械器具及び資機材の調査に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
		営業班	営業課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する水道料金等の徴収猶予等に関すること。 2 特命事項に関すること。
		水道施設班	水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 水道の応急復旧計画に関すること。
		下水道施設班	下水道施設課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 下水道の応急復旧計画に関すること。 3 水防活動の総括に関すること。 4 鶴巻現地災害対策本部の運営に関すること。
議局	議会局長	議会班	議事政策課長	特命事項に関すること。
教育部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校施設の管理等に関すること。 2 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 学校及び施設利用者に対する安全確保の指示に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 通学園路の安全確認に関すること。 2 被災児童及び生徒に対する教科書及び学用品の給付に関すること。 3 応急教育の実施に関すること。 4 被災児童及び生徒に対する保健給食対策に関すること。
		教職員班	教職員課長	特命事項に関すること。
		教育指導班	教育指導課長	市立小・中学校及び幼稚園との連絡調整に関すること。
		教育研究班	教育研究所長	部内の協力に関すること。
消防部	消防長	消防総務班	消防総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防施設等の点検・緊急措置に関すること。 2 消防職員の動員及び長期活動対策に関すること。 3 消防応急対策に係る資機材の調達・輸送・配分に関すること。
		警防班	警防課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防活動全般の総括指揮に関すること。 2 消防活動状況の記録・集計に関すること。 3 消防団員の動員及び長期活動対策に関すること。
		予防班	予防課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険物等の監視警戒及び応急処置指導に関すること。 2 火災の原因及び損害の調査記録に関すること。
		情報指令班	情報指令課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害情報及び各種情報の受理伝達に関すること。 2 無線運用及び通信統制に関すること。

		消 防 署 班	消 防 署 長	1 火災、水災等の警戒防御に関する事 2 人命の救出及び救助並びに傷病者の応急手当及び搬送に関する事。 3 避難命令の伝達、誘導及び広報に関する事。 4 災害情報の収集及び報告に関する事。 5 消防部隊の災害活動の調査記録に関する事。 6 火災による災証明に関する事。
協 力 部	農業委員会事務局長	農委事務局班	農 業 委 員 会 事 務 局 長	特命事項に関する事。
		監査事務局長	監 査 事 務 局 長	特命事項に関する事。
		選管事務局班	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	特命事項に関する事。

別表第3 (第11条関係)

地区配備隊の機構

○地区配備隊の体系図



別表第4（第11条関係）

地 区 配 備 隊 の 業 務

1 地区配備隊の構成

- (1) 隊長及び副隊長
- (2) 無線班
- (3) 情報収集班 本町、南、南が丘、大根、鶴巻、西、東、北、上
- (4) 避難所班（23か所の避難所に配置）
- (5) 貯水槽班 本町小、末広小、南小、南が丘小、総合体育館、東小、北小、鶴巻小、大根中、西中、堀川小、上小、渋沢小、広畑小（避難所班兼任有）

2 地区配備隊の役割

(1) 隊長及び副隊長

- ア 災害発生時の前線基地として、地区内を総括し、災害対策本部との連絡調整を行う。
- イ 隊員の出動状況を災害対策本部（本部事務局長）へ報告を行う。
- ウ 自主防災会本部との連絡調整を行う。
- エ アマチュア無線クラブとの連絡調整を行う。
- オ 避難所管理責任者との連絡調整を行う。
- カ 防災備蓄倉庫を開く。
- キ 隊員の連絡網を作成する。

(2) 無線班

- ア MCA無線により情報の受伝達を行う。
- イ 災害時優先電話により情報の受伝達を行う。

(3) 情報収集班

- ア 道路網の遮断を考慮し、オートバイ及び自転車（地区備蓄倉庫に備蓄）を利用した情報収集活動を行う。
- イ 各地区の被害状況を調査（道路の破損、水道管の破裂、人的被害状況等）する。
- ウ 被害状況を携帯電話（地区備蓄倉庫に備蓄）により地区配備隊本部に報告する。
- エ 発災から3日程度情報収集活動を行い、その後、災害対策本部と調整し、必要な部署において従事する。

(4) 貯水槽班（本町小、末広小、南小、南が丘小、東小、鶴巻小、堀川小、大根中、西中、総合体育館、北小、渋沢小、広畑小、上小）

- ア 貯水槽を操作して、避難者に給水を行う。
- イ 貯水槽セット後は、必要人員を残し避難所班として従事する。

<操作方法>

- ・倉庫から止水棒と手押しポンプを取り出す。
- ・止水栓を開閉する。
- ・マンホールを開け手押しポンプを設置する。

(5) 避難所班

ア 広域避難場所の開設（小中学校校庭・運動公園）

- (ア) 広域避難場所としての施設の安全性の確認を行う。
- (イ) 防災備蓄倉庫を開き、必要な資機材の設置を行う。
- (ウ) 広域避難場所の本部となるテント設営を行う。
- (エ) 各自主防災会ごとの避難人員の報告の取りまとめを行う。
- (オ) 避難人員を地区配備隊本部に報告する。

イ 避難所の開設（小中学校体育館等・総合体育館）

- (ア) 学校の避難所従事者と協力し、避難所等の運営を実施する。
- (イ) 応急危険度判定士の判定結果後避難所を開設する。
- (ウ) 広域避難場所から避難所施設まで被災者を誘導する。
- (エ) 地区配備隊本部に避難者数を報告する。

「避難所収容者世帯別名簿報告書」、「避難所設置及び収容状況」を作成し、災害対策本部に報告（地域防災計画資料編参照）する。

- (オ) 防災備蓄倉庫から毛布、生活用品等の必要なものを取り出し、避難者に配布する。
- (カ) 避難者及び自主防災会と協力し、トイレの組立てを行う。
- (キ) 給水活動
 - a 貯水槽がないところは、給水車でウォーターバルーンに貯水し、給水を行う。
 - b 最悪の場合は、ろ水機を使いプールから給水活動を行う。
- (ク) 災害対策本部等からの情報を避難者に提供する。
- (ケ) 災害ボランティアの対応を行う。
- (コ) 物資の受取りと配布を行う。
- (サ) 食事の提供を行う。
- (シ) その他避難所に関することを行う。

第1号様式

職員動員報告書(号配備)

年 月 日

様

部長班名 _____

班長名 _____

	内 容	人 員
班 の 現 況	班 内 職 員 数	
	現 在 の 動 員 数	
	未 配 備 人 員	
動 員 者 氏 名	氏 名	氏 名
従 事 し て い る 主 な 業 務 内 容		

第2号様式

災 害 対 策 連 絡 票			
受信	日 時	月 日 AM・PM	時 分 受信者
	通報者	住所 氏名	TEL
届出内容	災害場所		明細地図 東部・西部
調査状況			
処理状況			
	処 理 者	課	処理者

- ・連絡票に明細地図を添付し、災害場所に赤丸をつけてください。
- ・各課への連絡には、この用紙を使うようにしてください。
- ・処置対応が終了したら、この連絡票を災害対策本部に提出してください。

第3号様式

警報・注意報発表用紙

横浜地方気象台 担当者 _____

警報	暴風雪		大雨		洪水		暴風		大雪		波浪		高潮		
注意報	大雨	大雪	風雪	雷	強風	波浪	洪水	高潮	濃霧	乾燥	低温	霜	着雪		
全=神奈川県全域に発表 東=東部に発表 西=西部に発表 海=沿岸の海域に発表															
	発表		切替		解除	年 月 日 時 分				横浜地方気象台発表					
見出し警告文《 (警報のみ) 》															
量的予想	1 雨	時間雨量				mm		mm							
		これから	までの雨量		mm	mm									
		降り始めから	までの総雨量		mm	mm									
	2 雪	これから	までの降雪の深さ		cm	cm									
		積雪			cm	cm									
	3 風	風向	最大風速		陸上	m	海上								
	4 波浪	波の高さ (有義波高)		東京湾		m	相模湾								
5 高潮	横浜港の最高潮位		時頃、東京湾平均海面上												
6 濃霧	見通し	陸上		m以下	海上										
7 乾燥	実効湿度		%以下		最小湿度		%以下								
8 低温	最低気温		℃以下												
警戒事項	1	河川の増水	2	河川の氾濫	3	低地の浸水	4	山崩れ・崖崩れ							
	5	落雷	6	突風	7	強風	8	高波	9	高潮					
	10	塩風	11	早霜、おそ霜	12	農作物の凍結	13	水道の凍結・破損							
	14	路面の凍結・スリップ		15	電線の着雪	16	火の元	17	に注意						

第3号様式の4

年台風第 号に関する情報 第 号
年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

_____台風 第_____号

現在、神奈川県には_____警報と_____注意報を継続中です。

台風 第_____号の中心は_____日_____時には、_____の
北緯_____度_____分、東経_____度_____分にあつて、1時間におよそ_____キロのはやさで
_____に進んでいます。

台風の接近に伴い、_____が強くなりますので、
河川の増水・はんらん、低地の浸水、山崩れ、崖崩れなどに対する警戒が必要です。

海上は_____

台風の接近と満潮の時間が重なるので高潮や高波には厳重に警戒してください。

神奈川県_____では風が強くなっており、_____時現在_____メートル前後の風が吹いています。

神奈川県_____では断続的に強い雨が降っています。

_____日_____時から_____日_____時までの雨量は、_____で_____ミリになったのをはじめ、

_____では、_____ミリから_____ミリになっています。

また、_____では_____時から_____時までの1時間に_____ミリの強い雨が降っています。

神奈川県では、_____から_____かけて_____の風がつよくなり、

最大風速は、_____陸上で_____から_____メートル、海上で_____から_____メートル

最大瞬間風速は、陸上で_____から_____メートル、海上で_____から_____メートル、

雨は、_____、所により1時間_____ミリ、3時間_____ミリを越す強い雨が降り、

これから_____までの雨量は_____から_____ミリ、多い所で_____から_____ミリ

降り始めから_____までの総雨量は_____から_____ミリ、多い所で_____から_____ミリ

波の高さは、東京湾で_____メートル、相模湾で_____メートルとなる見込みです。

横浜港では_____日_____時頃、東京湾平均海面上_____センチ以上の高潮の起こる恐れがあります。

横浜港の満潮時刻は_____日_____時_____分、_____日_____時_____分です。

今後の警報・注意報及び台風情報に注意し十分に警戒してください。

担当者_____

第3号様式の5

神奈川県記録的短時間大雨情報

年 月 日 時 分 横浜地方気象台発表

_____時 _____で1時間_____ミリ、3時間_____ミリ、

_____で1時間_____ミリ、3時間_____ミリ、

_____で1時間_____ミリ、3時間_____ミリ、

の強い雨を観測しました。

現在_____警報を発表しています。厳重に警戒してください。

担当者_____

第4号様式

被 害 状 況 等 報 告

(秦野市 第 報)

受信時刻 月 日 時現在

発 信 者

受 信 者

1 災害の原因及び概況

2 災害発生の日時 月 日 時 分

3 災害発生場所又は地域

4 被害の状況

5 災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部設置の状況 月 日 時 分設置

(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

地区数 人員 人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名

消防団員 名

計 名

イ 主な活動内容(使用した機材を含む)

第4号様式の2

被害の程度

市町村						区分			被害	
報告番号	第 報 (月 日 時現在)		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha				
					冠 水	ha				
				畑	流出・埋没	ha				
					冠 水	ha				
報告者名						文教施設		箇所		
区 分			被 害			病 院		箇所		
人的被害	死 者		人			道 路		箇所		
	行 方 不 明		人			橋 り よ う		箇所		
	負傷者	重 傷	人		そ の 他 被 害	河 川		箇所		
		軽 傷	人			港 湾		箇所		
全 壊		棟		砂 防		箇所				
		世帯		清 掃 施 設		箇所				
		人		崖 く ず れ		箇所				
半 壊		棟		鉄 道 不 通		箇所				
		世帯		被 害 船 舶		隻				
		人		水 道		戸				
一 部 破 損		棟		電 話		回線				
		世帯		電 気		戸				
		人		ガ ス		戸				
床 上 浸 水		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
		世帯								
		人								
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世帯				
		世帯		り 災 者 数		人				
		人								
非住家	公 共 建 物		棟		火災発生	建 物		件		
	そ の 他		棟			危 険 物		件		
						そ の 他		件		

被害の分類認定基準

人及び住家その被害程度の認定は、次の基準によるものとする。

1 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が70%以上に達したも又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「大規模半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が40%以上50%未満のものとする。
- (4) 「中規模半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が30%以上40%未満のものとする。
- (5) 「半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が20%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が20%以上40%未満のものとする。
- (6) 「準半壊」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が10%以上20%未満のものとする。
- (7) 「準半壊に至らない（一部損壊）」とは、住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合が10%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合が10%未満のものとする。
- (8) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (9) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建築物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所その他の公用又は公共の用に供する建築物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建築物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他の被害等

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、こども園、保育園及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものをいう。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川・運河等の上に架設された橋長2メートル以上のものをいう。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川はその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する施設のうち最終処分場を除いたごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
- (11) 「崖崩れ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造崖の崩落・崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落・崩壊が50立方メートルを超えと思われるものは報告するものとする。
- (12) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13) 「被害船舶」とは、ろかみのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (14) 「水道被害戸数」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (15) 「電話被害」とは、通話不能となった電話の回線数とする。
- (16) 「電気被害戸数」とは、停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (17) 「ガス被害戸数」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18) 「ブロック塀被害戸数」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(19) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍・下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子・夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(20) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(21) 「火災発生」とは、地震又は火山噴火に伴う火災発生件数とする。

5 施設被害等

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設その他の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (8) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

6 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

鶴巻現地災害対策本部設置要領

平成19年4月1日施行

平成25年4月1日改正

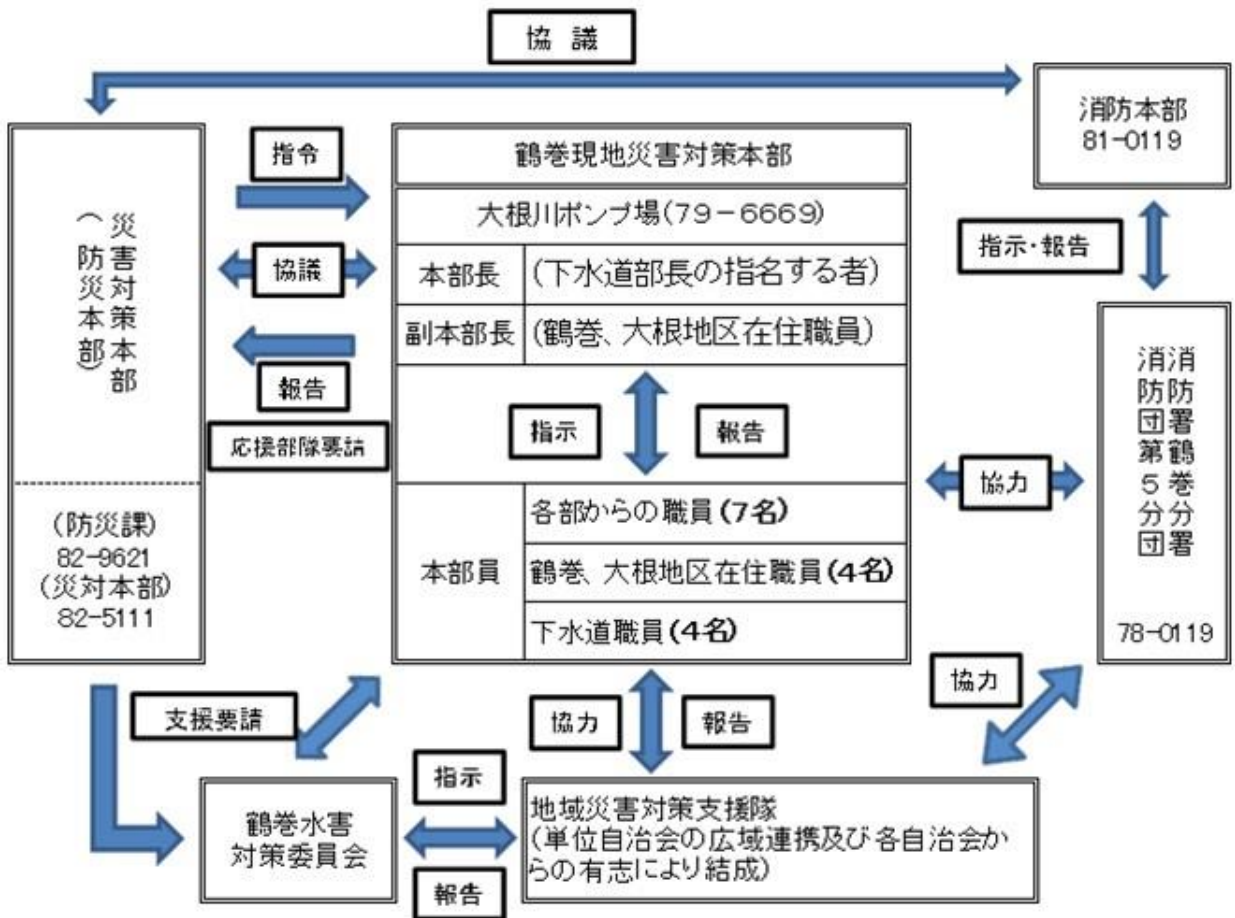
1 設置趣旨

大雨による鶴巻地域の水害等に対応するため、必要に応じ現地対策本部を設置する。

2 組織及び主な業務

現地対策本部の組織及び業務は次のとおりとする。

(1) 組織図



(2) 主な業務

- ア 地域のパトロール、状況把握及び関係機関への報告
- イ 災害対策本部（防災本部）との連絡調整
- ウ 被害状況の把握、応急対応及び協力部隊の要請
- エ 地域住民への対応

3 現地対策本部の活動

(1) 配備時期

執務時間中に被害が予想される場合には、建設部長、上下水道局長、消防長、危機管理監の協議により、現地対策本部を設置する。

また、執務時間外に被害が予想される場合には、本市と契約を締結している気象会社の支援指標に基づき、レベル2が発表された時点で本部長、副本部長及び情報班長の協議により、設置を協議する。本部員については、前記協議により参集を決定する。

(2) 現地対策本部の活動

ア 現地対策本部員は、現地対策本部長の命を受け2(2)の業務に従事する。

イ 現地対策本部の設置前から災害対策に従事していた者は、現地対策本部の設置後は現地対策本部長の特別な指示があるまで、引き続き当該業務に従事するものとする。

ウ 現地対策本部長は、必要の都度災害対策本部長に地区配備隊等の派遣を要請するものとする。

エ ウにより派遣された者は、現地対策本部長の命により2(2)の業務に従事

秦野市防災会議条例

(昭和39年3月31日条例第27号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規程により本市に設置する秦野市防災会議(以下「防災会議」という。)について、同条第6項の規定によりその所掌事務、組織等の必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(委員)

第3条 防災会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 神奈川県知事部局の職員
- (3) 神奈川県警察の警察官
- (4) 本市の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の構成員
- (8) その他防災施策上市長が必要と認める者

2 前項の委員の定数は、35人以内とする。

3 第1項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び職務代理者)

第4条 防災会議の会長(以下「会長」という。)は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、本市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年1月30日条例第2号)

この条例は、秦野市消防本部等設置の日から施行する。

附 則 (平成4年3月9日条例第3号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月21日条例第20号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成12年4月1日 (以下「施行日という。」) から施行する。

附 則 (平成18年11月29日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月10日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

秦 野 市 防 災 会 議 運 営 要 綱

(昭和 40 年 5 月 21 日施行)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、秦野市防災会議条例（昭和 39 年秦野市条例第 27 号）に基づき設置される、秦野市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(会 議)

第 2 条 防災会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 防災会議の会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議の会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議の会議において委員とみなすものとする。

(幹事会の設置等)

第 4 条 防災会議は、秦野市地域防災計画の実施に関する事務を円滑かつ効率的に推進するため、その下部組織として秦野市防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、防災会議の委員(秦野市副市長を除く。)が属する機関等の職員等のうち、その委員が推薦する者及び秦野市防災主管課長により組織する。

3 幹事会に座長を置き、秦野市防災主管課長を充てる。

4 幹事会の会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

5 幹事の報償は、支給しない。

(専決処分)

第 5 条 会長は、緊急を要し、防災会議の会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により防災会議の会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて、専決処分することができる。

2 前項に定めるもののほか、会長は、機構改革に伴うもの及び字句、数字等の軽微な事項の修正その他の神奈川県知事と協議を要しない事項について、専決処分することができる。

3 会長は、前 2 項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議の会議において、その旨を報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、防災主管課が処理する。

附 則

この要綱は、昭和40年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月8日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

秦野市防災会議委員名簿

No.	委 員
1	○ 秦 野 市 長
2	秦 野 市 副 市 長
3	秦 野 市 副 市 長
4	秦 野 市 教 育 長
5	東 京 神 奈 川 森 林 管 理 署 長
6	関 東 農 政 局 神 奈 川 県 拠 点 総 括 農 政 推 進 官
7	神 奈 川 県 湘 南 地 域 県 政 総 合 セ ン タ ー 所 長
8	神 奈 川 県 平 塚 土 木 事 務 所 所 長
9	神 奈 川 県 平 塚 保 健 福 祉 事 務 所 秦 野 セ ン タ ー 所 長
10	秦 野 警 察 署 長
11	独 立 行 政 法 人 国 立 病 院 機 構 神 奈 川 病 院 長
12	秦 野 赤 十 字 病 院 長
13	日 本 郵 便 (株) 秦 野 郵 便 局 長
14	東 日 本 電 信 電 話 (株) 神 奈 川 西 支 店 長
15	東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ト (株) 小 田 原 支 社 長
16	秦 野 ガ ス (株) 社 長
17	小 田 急 電 鉄 (株) 秦 野 駅 長
18	秦 野 伊 勢 原 医 師 会 副 会 長
19	秦 野 伊 勢 原 歯 科 医 師 会 副 会 長
20	秦 野 市 薬 剤 師 会 長
21	秦 野 市 獣 医 師 会 長
22	秦 野 市 社 会 福 祉 協 議 会 長
23	秦 野 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 長
24	秦 野 商 工 会 議 所 会 頭
25	秦 野 市 農 業 協 同 組 合 長
26	神 奈 川 中 央 交 通 西 (株) 秦 野 営 業 所 長

27	神奈川県エルピーガス協会北相支部秦野部会長
28	秦野青年会議所理事長
29	秦野市自治会連合会長
30	秦野市地域婦人団体連絡協議会長
31	秦野アマチュア無線クラブ会長
32	はだの災害ボランティアネットワーク代表
33	秦野市消防団長
34	秦野市上下水道局長（副危機管理監）
35	秦野市消防長（副危機管理監）

○印は会長

秦野市地震災害警戒本部条例

(昭和54年12月26日条例第27号)

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、秦野市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから本部長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 神奈川県警察の警察官のうちから本部長が任命する者
- (2) 市の職員のうちから本部長が任命する者
- (3) 教育長
- (4) 消防長及び消防団長
- (5) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから本部長が任命する者
- (6) その他、本部長が必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから本部長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるとき、又は欠けたときは、部に属する者のうちから本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委 任)

第 4 条 この条例の定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第36号を第37号とし、第10号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 秦野市地震災害警戒本部の本部員

第2条第1項中「第35号」を「第36号」に、同条第2項中「第36号」を「第37号」に、「毎年度予算」を「、毎年度予算」に改める。

別表第1 秦野市防災会議の委員の項の次に次の1項を加える。

秦野市地震災害警戒本部の本部員	同 4,600円
-----------------	----------

別表第2 区分の欄中「第35号」を「第36号」に、「第36号」を「第37号」に改める。

秦野市地震災害警戒本部運営要綱

(平成54年12月26日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市地震災害警戒本部条例(昭和54年秦野市条例第23号)に基づき設置される秦野市地震災害警戒本部(以下「本部」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織及び業務)

第2条 本部の機構及び分担業務は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地震防災応急対策上特別の必要があると本部長が認めるときは、本部の機構及び分担業務を別に定めることができる。

第3条 部に部長を、班に班長を置く。

2 部長は、別表第2の部長の欄に掲げる職にある者をもって充て、班長は、本部職員のうちから指名した者をもって充てる。

第4条 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第5条 本部長は、地震防災応急対策についての重要な指示又は総合調整を行うため、必要により本部会議を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、副危機管理監、危機管理監補及び本部員をもって構成する。

(警戒宣言が発せられたときの活動及び対応)

第6条 本部は、内閣総理大臣による警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)の発令があった場合において、市民の不安を除去し、混乱の発生を防止するため、迅速かつ強力な警戒体制を整えるものとする。

2 警戒宣言発令による本部役員及び本部職員の対応は、別表第2に定めるもののほか、全力をあげて実態に即応した効果的な処置をとるものとする。

3 部長は、地震災害応急対策活動の状況を随時本部長に報告するものとする。

(地震防災応急対策要員の参集)

第7条 本部長は、警戒宣言の発令があったときは、直ちに本部員及び本部職員に参集を命じるものとする。

2 配備体制及び参集場所は、別表第3のとおりとする。

3 本部員及び本部職員は、地震予知情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、警戒宣言発令の報道があったときは、動員命令を待つことなく、あらかじめ定められた場所に自己の判断により参集するように努めるものとする。

(本部長等の不在時における処置等)

第8条 本部長、副本部長及び本部員である部長が参集するまでの処置又は参集できないときの専決若しくは代決は、職務上の上位者が行う。

(雑則)

第9条 本部の庶務は、防災主管課が行う。

附 則

この要綱は、昭和54年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

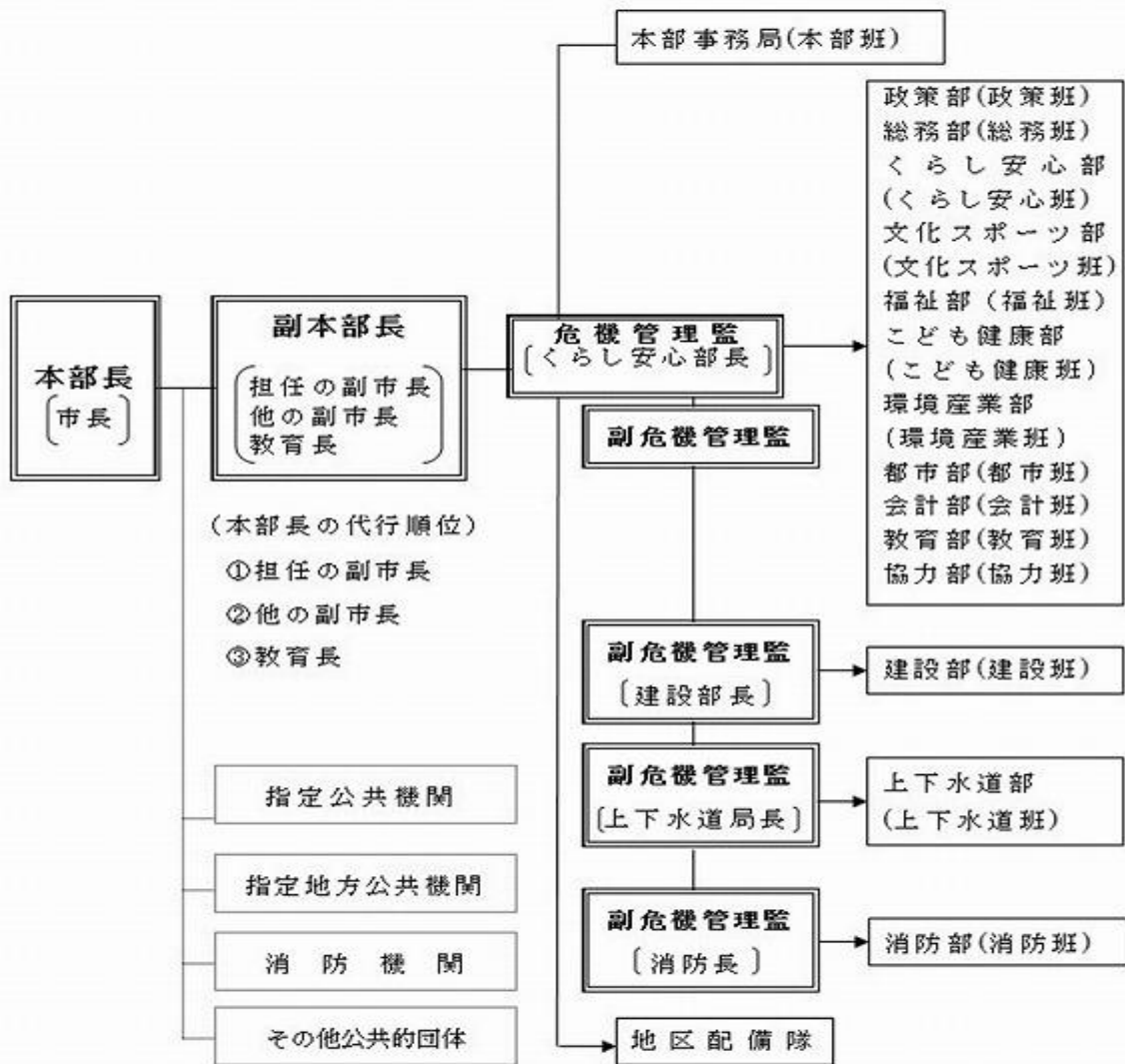
附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)
 秦野市地震災害警戒本部の機構



別表第2 (第2条、第3条関係)

秦野市地震災害警戒本部の組織及び業務

秦野市地震災害警戒本部の組織は「秦野市地震災害警戒本部条例」及び「秦野市地震災害警戒本部運営要綱」に定めるところによる。

本部長 (市長)

副本部長 (副市長及び教育長)

本部事務局

(平成31年4月1日現在)

名称	局長	班	分担事項
事務局	防災課長	本部班	1 警戒本部の庶務に関する事。 2 県本部との連絡調整に関する事。 3 予知情報の取りまとめに関する事。 4 本部職員の被服等に関する事。 5 アマチュア無線との連絡調整に関する事。 6 備蓄資機材の確認に関する事。 7 犯罪の予防に関する事。 8 車両交通規制に係る関係機関との連絡調整に関する事。 9 その他各部との連絡調整に関する事。

部・班

班長は庶務担当課長とする。

部	部長	班	班長	分担事項
政策部	政策部長	政策班	総合政策課長	1 通信電気の状況把握に関する事。 2 本部事務局の援助協力に関する事。 3 警戒宣言発令に伴う市民への広報活動に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。
総務部	総務部長	総務班	文書法制課長	1 職員の動員に関する事。 2 本部職員の給食に関する事。 3 庁舎車両の管理及び配車に関する事。 4 本部の必要物品の調達に関する事。
くらし安心部	くらし安心部長	くらし安心班	市民活動支援課長	1 啓杯宣言発令に伴う市民の対応に関する事。 2 自治会 (自主防災会) の対応に関する事。 3 り災証明に関する事。

文化スポーツ部	文化 スポーツ部長	文化 スポーツ班	生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 スポーツ施設等の避難所開設及び運営に関すること。 2 公民館等の避難所開設及び運営に関すること。
福祉部	福祉部長	福祉班	地域共生 推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 ひとり暮らし高齢者等の避難誘導等の安全確保に関すること。 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。
子ども健康部	子ども健康 部長	子ども健康班	子育て総務 課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童厚生施設等の来場者の避難誘導等に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 医療薬品器材の確保に伴う関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 4 児童構成施設等の避難所開設及び運営に関すること。
環境産業部	環境産業部長	環境産業班	環境共生課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物資の安全確保及び指導に関すること。 2 清掃、防疫、保健衛生等に関する応急処置その他応急処置を実施するために必要な体制の整備に関すること。 3 主食及び生活必需品の確保及び販売業者との連絡調整に関すること。 4 警戒宣言発令に伴う事業所等との連絡調整に関すること。
建設部	建設部長	建設班	建設総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内発注の工事中止勧告に関すること。 2 土木機材器具、資材等の確保に関すること。 3 関係機関（土木、建設）の機材器具及び人員の動員確保に関すること。 4 国県道に対する連絡調整に関すること。 5 緊急輸送の確保に関すること。 6 車両交通規制に対する関係機関との連絡調整に関すること。
都市部	都市部長	都市班	まちづくり 計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内発注の工事中止勧告に関すること。 2 開発業者に対する工事中止勧告に関すること。 3 交通機関からの交通規制の実施状況報告に関すること。
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	業務の円滑な遂行を確保するための指定金融機関との連絡調整に関すること。

上下水道部	上下水道局長	上下水道班	経営総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内発注の工事中止勧告に関する事。 2 災害発生後の給水不能事態に対応するための緊急貯水の確保に関する事。 3 水道機材器具、資材等の確保に関する事。 4 関係団体(水道業者)への機材器具及び人員の応援要請に関する事。
議会局	議会局長	議会班	議事政策課長	特命事項に関する事。
教育部	教育部長	教育班	教育総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全避難誘導に関する事。 2 学校施設の管理等に関する事。 3 学校施設の点検巡視及び緊急の整備補強に関する事。
消防部	消防長	消防班	消防総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防応急対策活動全般の統合調整に関する事。 2 消防職員及び消防団員の動員に関する事。 3 事業所、危険物取扱施設等への情報伝達に関する事。 4 消防施設等の点検及び緊急処置に関する事。 5 消防応急対策に必要な資機材の調達、輸送及び配分に関する事。 6 警戒宣言が発令に伴う市民への広報活動に関する事。 7 避難勧告又は避難指示の伝達及び避難誘導に関する事。 8 地震、火災等の防除のための警戒に関する事。 9 本部その他関係機関との連絡調整に関する事。
協力部	農業委員会事務局長	協力班	農業委員会事務局長	特命事項に関する事。

別表第3（第7条関係）**応急対策要員の配備及び参集場所**

応急対策活動に必要な職員の動員は、次によるものとし、警戒宣言発令により本部が設置されたときは、地域防災計画に基づく3号配備を適用するものとする。

1 勤務時間中における配備

- (1) 配備は、本部長の命によるものとし、各班長は、本部設置時における在庁職員数を、各部長を経て、直ちに本部長に報告するものとする。
- (2) 動員については、各部間に調整の必要があるときは、本部長が行うものとする。
- (3) 各部長は、本部会議に出席し、会議の決定に基づき連絡調整に当たるものとする。
- (4) 庁外で勤務中の職員が警戒宣言発令の報に接したときは、次に定めるところによる。
 - ア 防災行政無線、消防無線等の通信で部と連絡が可能なときは、直ちに連絡をとり、部長の指示に従う。
 - イ あらかじめ業務が指示されているときは、部へ連絡して参集場所へ直行する。
 - ウ 部と連絡が不可能なときは、自主的判断により速やかに帰庁するよう努めるものとする。

2 休日及び勤務時間外における配備

地震災害警戒本部の組織表に定める班長以上の職員は、判定会の招集情報を得たときは自主的判断により登庁し、本部からの参集命令があったときはその参集命令により直ちに登庁するものとする。

秦野市地震災害警戒本部員名簿

No.	本 部 員
1	◎ 秦 野 市 長
2	○ 秦 野 市 副 市 長
3	○ 秦 野 市 副 市 長
4	秦 野 市 教 育 長
5	秦 野 警 察 署 長
6	独立行政法人国立病院機構神奈川病院長
7	秦 野 赤 十 字 病 院 長
8	日 本 郵 便 (株) 秦 野 郵 便 局 長
9	東 日 本 電 信 電 話 (株) 神 奈 川 西 支 店 長
10	東 京 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ト (株) 小 田 原 支 社 長
11	秦 野 ガ ス (株) 社 長
12	小 田 急 電 鉄 (株) 秦 野 駅 長
13	秦 野 伊 勢 原 医 師 会 副 会 長
14	秦 野 伊 勢 原 歯 科 医 師 会 副 会 長
15	秦 野 市 薬 剤 師 会 長
16	秦 野 市 獣 医 師 会 長
17	秦 野 市 社 会 福 祉 協 議 会 長
18	秦 野 市 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 長
19	秦 野 商 工 会 議 所 会 頭
20	秦 野 市 農 業 協 同 組 合 長
21	神 奈 川 中 央 交 通 西 (株) 秦 野 営 業 所 長
22	神 奈 川 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会 北 相 支 部 秦 野 部 会 長
23	秦 野 青 年 会 議 所 理 事 長
24	秦 野 市 自 治 会 連 合 会 長
25	秦 野 市 地 域 婦 人 団 体 連 絡 協 議 会 長
26	秦 野 ア マ チ ュ ア 無 線 ク ラ ブ 会 長

27	はだの災害ボランティアネットワーク代表
28	秦野市消防団長
29	秦野市政策部長
30	秦野市総務部長
31	秦野市くらし安心部長（危機管理監）
32	秦野市文化スポーツ部長
33	秦野市福祉部長
34	秦野市こども健康部長
35	秦野市環境産業部長
36	秦野市都市部長
37	秦野市建設部長（副危機管理監）
38	秦野市上下水道局長（副危機管理監）
39	秦野市教育部長
40	秦野市消防長（副危機管理監）

◎印は本部長 ○印は副本部長

第1号様式（第5条関係）

り災証明書交付申請書

年 月 日

秦野市長

申請者（世帯主） 住所
氏名 印
電話

次のとおり、り災証明書の交付を申請します。

り災年月日	年 月 日
り災原因	<input type="checkbox"/> 地震災害 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他（ ）
り災場所	<input type="checkbox"/> 秦野市 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
り災状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
	(備考欄) <input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「一部損壊（10%未満）」と証明されることに同意します。
使用目的	<input type="checkbox"/> 職場への提出 <input type="checkbox"/> 学校への提出 <input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 補助金申請 <input type="checkbox"/> 税務申告 <input type="checkbox"/> その他（ ）
必要枚数	枚
交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送

※ 申請者が代理人の場合は、委任状（第3号様式）を提出すること。

※ 写真、図面その他被害の状況が分かる書類を添えて提出すること。

〈り災証明について〉

- ・ この証明は災害対策基本法に基づき発行し、各種被災者支援策適用の判断材料として活用されるものです。※民事上の権利義務関係には効力を有するものではありません。
- ・ 「被害の程度」は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定します。
----- これより下は記入しないでください。 -----

申請のとおり証明してよろしいか。 整理番号 号

課長	課長代理	担当	起案 . .	公印使用	備考
			決裁 . .		
			施行 . .		

第2号様式 (第5条関係)

り災届出証明書交付申請書

年 月 日

秦野市長

住所
申請者 (世帯主) 氏名 印
電話

次のとおり、り災届出証明書の交付を申請します。

り災年月日	年 月 日
り災原因	<input type="checkbox"/> 地震災害 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> その他 ()
り災場所	<input type="checkbox"/> 秦野市 <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ
り災状況	<input type="checkbox"/> 非住家 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	(備考欄)
使用目的	<input type="checkbox"/> 職場への提出 <input type="checkbox"/> 学校への提出 <input type="checkbox"/> 保険の請求 <input type="checkbox"/> 補助金申請 <input type="checkbox"/> 税務申告 <input type="checkbox"/> その他 ()
必要枚数	枚
交付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送

※ 申請者が代理人の場合は、委任状 (第3号様式) を提出すること。

※ 写真、図面その他被害の状況が分かる書類を添えて提出すること。

〈り災届出証明について〉

- ・ この証明は災害による被害について、その届出の事実を立証するものです。

----- これより下は記入しないでください。 -----

申請のとおり証明してよろしいか。 整理番号 第 号

課長	課長代理	担当	起案 . .	公印使用	備考
			決裁 . .		
			施行 . .		

第4号様式（第6条関係）

り 災 証 明 書

整理番号 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項欄①	

り 災 原 因	年 月 日の による
---------	------------

被災住家※1の 所 在 地	
住家の被害の 程 度	※2
追加記載事項欄②	

※1 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用して

いる建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※2 被害の程度は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定しています。

追加記載事項欄③	
----------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

なお、住家の被害の程度については、再調査を依頼することができます。

年 月 日

秦野市長

第5号様式（第6条関係）

り 災 届 出 証 明 書

整理番号 第 号

世帯主住所	
世帯主氏名	
付記事項	

り 災 原 因	年 月 日の による
---------	------------

り 災 場 所	秦野市
り 災 届 出 内 容	物件等：
	被害状況：
付記事項	

そ の 他	
注 意 事 項	この証明は、災害に係る被害について本市へ届出を行った事実を証明するものです。被害の程度や、被害と災害の因果関係を証明するものではありません。

上記のとおり、届出があったことを証明します。

年 月 日

秦野市長

1 0 協定、覚書、協約等

災害時における協定締結先一覧（秦野市）

令和2年12月4日現在

(情報伝達)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
1	情報伝達	災害時における非常無線通信に関する協定	秦野アマチュア無線クラブ	昭和52年7月1日	アマチュア無線を活用した災害に関する情報伝達
2	〃	災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定	秦野交通、愛鶴、相模中央、 神奈中ハイヤー (神奈川県乗用自動車協会 相模支部厚木地区会)	平成9年9月29日	タクシー無線を活用した災害情報の収集及び伝達
3	〃	災害発生時における秦野市と秦野市内郵便局の協力に関する協定	秦野市内郵便局（日本郵便株式会社秦野郵便局及び北秦野郵便局）	平成9年10月17日 平成28年1月15日	被災者の避難先及び被災状況などの情報提供、避難所への郵便ポストの設置等
4	〃	災害時における情報収集等に関する協定	秦野市二輪車安全普及協会（バイクレスキューサポート隊）	平成9年11月25日	オフロードバイク等を利用した情報収集及び情報伝達
5	〃	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	秦野新聞販売店組合	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
6	〃	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	伊勢原・大根新聞販売組合	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
7	〃	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	毎日新聞平塚加藤販売所	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
8	〃	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	読売新聞平塚南部サービスセンター	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等
9	〃	災害に対する啓発活動及び災害時の情報提供等に関する協定	読売新聞東海大前専売所	平成22年2月15日	災害情報の収集及び伝達、災害情報紙の新聞折込等

10	〃	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年9月8日	被害状況等各種情報の交換、情報連絡員(リエゾン)の派遣
11	〃	防災行政無線再送信及び災害等発生時における緊急放送の実施に関する協定	株式会社ジェイコム湘南・神奈川	平成24年12月12日 令和2年4月10日	ジェイコム専用端末による防災行政無線の再送信及び災害時等に市民に対して緊急情報を伝達する必要がある場合に緊急放送を実施する協定
12	〃	停電時等における防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力(株)小田原支社	平成25年6月28日	市内で概ね1000件以上1時間以上の停電時、また、夏季における電力需要の急増による節電の呼び掛け時に防災行政無線の使用
13	〃	災害に係る情報発信に関する協定	ヤフー株式会社	平成28年11月28日	災害時のホームページサーバー負荷軽減、ヤフーページ上への本市の災害情報掲載
14	〃	避難場所案内広告付電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	平成29年8月1日	電柱広告事業において、利用する電柱広告(巻広告)に、避難場所の案内表示を無償で掲載
15	〃	災害時における無人航空機を活用した防災協力体制に関する協定	かながわ自主防災航空	平成29年8月28日	災害時にドローンを使用した被災状況の調査及びドローンの操縦技術の指導
16	〃	災害時等における支援協力に関する協定	公益社団法人隊友会 神奈川 神奈川県隊友会県央支部	平成30年5月30日	災害時の情報収集及び自衛隊との連絡調整に協力

(食料供給)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
17	食料供給	災害時における米穀調達に関する協定	秦野米穀小売商組合	昭和57年5月20日	米穀の優先的確保
18	〃	災害時における協力に関する協定	秦野食品衛生協会	昭和57年10月28日	応急物資の供給確保、資機材等の協力
19	〃	災害時における応急生活物資の調達及び供給	生活協同組合コープかながわ	平成8年11月15日	物資の調達(60品目余)、優先品目は水・飲物、

		等に関する協定			菓子パン、牛乳、果物（バナナ）等
20	〃	災害時における飲料の提供に関する協定	ダイドードリンコ株式会社	平成20年1月25日	配送センターにある在庫飲料の提供、災害対応型自動販売機内の在庫飲料の提供
21	〃	災害時における飲料の提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社	平成20年1月25日	配送センターにある在庫飲料の提供、災害対応型自動販売機内の在庫飲料の提供
22	〃	災害時における支援協力に関する協定	マックスバリュ東海株式会社	平成25年7月16日	食料品、生活必需品の供給協力
23	〃	災害時等における生活物資の調達及び供給に関する協定	株式会社クリエイトエス・デー	平成30年7月3日	食料品、日用雑貨品、医薬品等の供給協力
24	〃	災害時等における生活物資の調達、供給及び徒歩帰宅者支援に関する協定	株式会社ドン・キホーテ	平成31年4月15日	食料品、日用品、応急対策物資の供給協力、および徒歩帰宅者に対する支援

(燃料供給)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
25	燃料供給	災害時等における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定	県プロパンガス協会北相支部秦野部会	昭和57年5月20日	LPG、LPG使用器具の調達
26	〃	災害時等における自動車用燃料等の供給に関する協定	県石油商業組合秦野支部	平成8年1月18日	ガソリン、軽油、重油、白灯油等の提供
27	〃	災害時における石油類の供給に関する協定	県石油商業組合秦野支部	平成9年4月18日	市が行う応急措置業務に従事する自動車の燃料供給
28	〃	災害時における燃料類の供給に関する協定	秦野燃料商組合	平成9年4月18日	白灯油、炭、オガライト、カエンの提供
29	〃	大規模災害時における自動車用燃料等の優先供給に関する協定書	宇山商事株式会社	令和2年4月1日	市庁舎、災害応急対策、ライフライン等の維持に必要な重要施設等への燃料供給
30	〃	大規模災害時における自動車用燃料等の優先供給に関する協定書	有限会社高橋石油店	令和2年4月1日	市庁舎、災害応急対策、ライフライン等の維持に必要な重要施設等への燃料供給

		給に関する協定書			持に必要な重要施設等への燃料供給
31	〃	大規模災害時における自動車用燃料等の優先供給に関する協定書	有限会社加藤工業	令和2年4月1日	市庁舎、災害応急対策、ライフライン等の維持に必要な重要施設等への燃料供給
32	〃	大規模災害時における自動車用燃料等の優先供給に関する協定書	株式会社相武石油	令和2年4月1日	市庁舎、災害応急対策、ライフライン等の維持に必要な重要施設等への燃料供給

(物資提供)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
33	物資提供	災害時における農地の使用及び応急生活物資の調達等の協力に関する協定	秦野市農業協同組合	平成14年8月7日 令和2年6月1日	防災協力農地（復旧用資材置場等）の登録、応急生活物資の調達・保管、一時滞在施設及び地域内物資拠点等施設協力、葬祭用品の供給等
34	〃	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成18年1月23日	発電機、照明機器、仮設トイレその他のレンタル機材を提供
35	〃	災害時における応急活動等の協力に関する協定	イオン株式会社ジャスコ秦野店	平成18年8月1日	生活必需物資の供給、災害活動協力員の派遣、災害資機材の提供、避難場所・飲料水・駐車場の提供等
36	〃	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年3月28日	日用品等生活物資の供給協力
37	〃	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	日本機材株式会社	平成28年6月10日	発電機、照明機器、仮設トイレその他のレンタル機材を提供（市内業者）
38	〃	災害時における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	特定非営利活動法人ポランター・アーキテクト・ネットワーク	平成28年12月15日	避難所用間仕切り、段ボールベッドの供給
39	〃	秦野市と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定	株式会社モンベル	平成29年6月27日	防災意識と災害対応力の向上に関する協力
40	〃	災害時における物資供給に関する協定	王子コンテナ株式会社神	令和元11月27日	段ボールベッド等、段ボール製品の供給

			奈川工場		
4 1	〃	災害時等における生活物資の調達及び供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年6月1日	日用品等生活物資の供給協力

(物資輸送)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
4 2	物資輸送	災害等における物資の輸送等に関する協定	(一社) 神奈川県トラック協会	昭和57年5月20日 平成26年2月26日	車両による輸送協力【平成26年改訂】
4 3	〃	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和2年2月21日	避難所への支援物資の配送、地域内物資拠点の運営協力、荷役作業に必要な人員及び機材提供の協力
4 4	〃	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社	令和2年12月4日	避難所への支援物資の配送、地域内物資拠点の運営協力、荷役作業に必要な人員及び機材提供の協力

(建設土木)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
4 5	建設土木	災害時における応急措置等への協力についての協定	(県建設業協会秦野支部) (一社) 秦野建設業協会	平成20年7月18日 平成24年11月9日	道路、河川、上・下水道施設、建築物等の応急措置及び障害物の除去、自主パトロールの実施 【当初、昭和57年締結、平成20年改訂、平成24年改訂】
4 6	〃	災害時における応急措置についての協定	神奈川建設重機協同組合	平成8年2月1日	災害時における応急措置への協力
4 7	〃	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(社) 県産業廃棄物協会	平成11年4月1日	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理等の協力
4 8	〃	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理	(社) 県建設業協会秦野支部	平成11年4月1日	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理等の

		等の協力に関する協定			協力
49	〃	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	(社) 県建物解体業協会	平成11年4月1日	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理等の協力
50	〃	災害時における応急対策の実施に関する協定	秦野造園組合連合会	平成18年11月28日	所有する資機材等を活用して、支障樹木等の障害物撤去に協力
51		災害時における応急対策の実施に関する協定	秦野市造園業協会	平成18年11月28日	所有する資機材等を活用して、支障樹木等の障害物撤去に協力
52	〃	災害時における応急対策の協力に関する協定	県自動車整備振興会秦野伊勢原支部	平成18年11月28日	所有する資機材等を活用して、被災者救援、障害物除去等に協力
53	〃	災害時における応急復旧等の協力に関する協定	神奈川土建一般労働組合平塚支部、湘央建設組合、秦野西建築組合	平成29年3月16日 令和元年10月24日	災害時における避難所等建築物等への応急復旧、高齢者等への家具転倒防止対策、防災訓練等普及啓発、資機材等提供への協力【令和元年10月24日参加団体追加改訂】

(福祉)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
54	福祉	災害時における障害者の緊急受入れに関する協定	市内の障害者福祉施設 (9施設)	平成9年4月21日 (7施設) 平成15年8月28日 (2施設)	障害者の緊急受け入れ 【平成9年7施設と締結、平成15年一部を変更する協定締結、平成15年2施設と協定締結=9施設】
55	〃	災害時における被災高齢者の緊急受入れに関する協定	市内の介護老人福祉施設 (13施設)	平成14年8月28日 (3施設) 平成15年9月1日(4施設)	避難を余儀なくされた高齢者の緊急受け入れ 【平成14年3施設と締結、平成15年4施設と締結、平成25年4施設追加改訂、平成27年1施設追加、令和2年1施設追加=13施設】

				平成 25 年 3 月 1 日追加改訂（1 1 施設） 平成 27 年 9 月 1 日追加（1 施設） 令和 2 年 3 月 1 日追加（1 施設）	設】
5 6	〃	災害時における施設使用に関する協定書 災害時における施設使用に関する協定細則	県立秦野養護学校	平成 25 年 7 月 25 日 平成 25 年 10 月 4 日	大規模な地震、風水害その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所としての施設使用
5 7	〃	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	市内の障害者福祉施設（9 施設）	平成 27 年 3 月 18 日	大規模な地震、風水害その他の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における福祉避難所としての設置運営

(衛生)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
5 8	衛生	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	秦野市伊勢原市資源事業 協同組合 はだのエコタウン創生協同 組合 秦野 3 R 推進事業協同組合 かながわクリーン環境協同 組合	平成 30 年 3 月 1 日	大規模災害が発生し、本市単独では廃棄物の処理ができない場合、非常災害と位置付け、協定先に必要な人員、資機材、車両等の支援
5 9	〃	災害時における入浴協力に関する協定	鶴巻温泉旅館組合	平成 9 年 5 月 26 日	入浴施設の提供
6 0	〃	災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給	県葬祭業協同組合、全国霊柩	平成 13 年 8 月 17 日	棺、骨壺、ドライアイス、霊きゅう車等葬祭

		等の協力に関する協定	自動車協会		用品の供給等についての協力
6 1	〃	災害時における入浴協力に関する協定	株式会社サポートアンドサービス	平成 14 年 8 月 28 日 平成 15 年 2 月 1 日	入浴施設の提供【平成 15 年改訂（締結先企業変更）】
6 2	〃	災害時における入浴協力に関する協定	株式会社天水	平成 14 年 8 月 28 日	入浴施設の提供
6 3	〃	災害時における入浴協力に関する協定	株式会社千歳観光	平成 14 年 8 月 28 日	入浴施設の提供
6 4	〃	災害時における入浴協力に関する協定	株式会社万葉倶楽部	平成 15 年 11 月 7 日	入浴施設の提供
6 5	〃	災害時におけるし尿の処理業務に関する協定	有限会社川口清掃社、有限会社秦野サービス社、有限会社秦野新栄社	平成 19 年 8 月 29 日 平成 26 年 9 月 1 日	災害用仮設トイレ等のし尿汲み取り【平成 26 年改訂（締結先団体名変更）】
6 6	〃	災害時における仮設トイレ等のレンタル提供に関する協定	株式会社島半	平成 23 年 11 月 22 日	仮設トイレ及び仮設シャワーのレンタルによる提供
6 7	〃	災害時における仮設トイレ業務に関する協定	秦野市環境保全協同組合	平成 26 年 9 月 1 日	災害用仮設トイレの運搬、設置及び撤去
6 8	〃	神奈川県湘南地域県政総合センター管内 5 市 3 町 1 一部事務組合間に於ける一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合	平成 28 年 12 月 20 日	不慮の事故等により一時的な処理能力の低下により一般廃棄物等の適正処理に支障が生じた場合又は地震、風水害時に一般廃棄物を自己の施設で処理できない場合に、協定市町等の一般廃棄物処理施設の相互利用、資機材、職員等の相互援助の協力
6 9	〃	災害時における施設使用等に関する協定	公益財団法人相模メモリアルパーク	令和元年 12 月 12 日	災害時に避難場所の提供、遺体の仮埋葬、焼骨の一時保管への協力

(医薬品)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
7 0	医薬品	災害時における応急物資及び生活必需物資（救急医薬品）の調達に関する協定	NPO 法人秦野市薬剤師会	平成 6 年 3 月 30 日 平成 25 年 4 月 22 日 平成 31 年 3 月 22 日	救急医薬品の供給確保の協力 【平成 25 年、平成 31 年改訂】

(救助・救護活動)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
71	救助・救護活動	テロ対策、災害対策等に必要な情報の提供に関する協定	秦野警察署	平成31年3月27日	ドローンにより撮影した災害状況の提供、及び情報を得るために必要な人員、資機材の提供
72	〃	災害時における救護活動の協力に関する協定	社団法人神奈川県柔道整復師会平塚支部秦野地区	平成22年4月27日	負傷者に対する救護活動及びその活動に必要な衛生材料の提供
73	〃	災害時における動物救護活動に関する協定	秦野市獣医師会	平成22年8月24日	負傷したペットの応急処置、避難所におけるペットの衛生指導等の実施
74	〃	災害時における医療助産活動に関する協定	秦野伊勢原医師会	平成30年1月10日	医療救護所への医療救護班の派遣
75	〃	災害時における医療救護活動に関する協定	秦野伊勢原歯科医師会	平成30年1月10日	医療救護所への歯科医療救護班の派遣

(ボランティア)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
76	ボランティア	大規模災害時における東海大学学生による救援活動の実施に関する協定	東海大学	平成25年5月10日	学生ボランティアによる大根地区での避難誘導、救護活動、地域の防災情報の伝達活動、避難所運営の協力活動等の実施
77	〃	災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定	秦野市社会福祉協議会	平成28年3月11日	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関することなど。

(被災者支援)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
78	被災者支援	災害時における労働・年金相談に関する協定	神奈川県社会保険労務士会 平塚支部	平成24年10月2日	社会保険労務士による労働・年金相談の実施
79	〃	避難行動要支援者への支援活動等の協力に関する協定	秦野市介護支援専門員協会	平成27年12月3日	避難行動要支援者への支援活動について協力関係構築
80	〃	秦野市と小田急電鉄株式会社との小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する協定	小田急電鉄株式会社	平成29年8月23日 令和元年10月1日(申合せ事項事項施行)	災害時の駅利用者・乗客等の避難・取扱いについて協力関係構築
81	〃	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定	神奈川県及び県内市町村と 神奈川県土地家屋調査士会	平成29年9月21日	県土地家屋調査士会に家屋の被害認定調査等の協力
82	〃	地域における地方創生のための連携協定	あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	平成29年10月3日	企業向けに「地震BCP訓練参加型ワーキング」、「熊本地震から学ぶ地震BCPセミナー」、「地震BCPキットくん」のメニュー提供の協力
83	〃	災害時等における帰宅困難者の支援に関する協定	一般社団法人秦野市障害者 地域生活支援推進機構	平成31年3月26日	帰宅困難者のうち、障害者、高齢者等支援を必要とする方に一時休憩スペースの提供等の支援協力

(ライフライン)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
84	ライフライン	災害時等における上・下水道施設の応急措置についての協定	秦野市管工事業協同組合	昭和58年9月1日	上下水道施設の応急措置等の協力。必要な資材、車両、人員の提供の協力

85	〃	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援にする覚書	県、9市9町、県内広域水道企業団	平成9年6月1日 平成18年4月28日 平成28年3月31日	水道施設の応急措置等の協力、必要な資材・車両・人員の提供【平成18年改訂、平成28年改訂】
86	〃	災害時等における応援給水用連絡管の工事に関する基本協定	県公営企業管理者企業庁	平成18年3月29日 平成18年7月19日 平成19年3月12日 (申合せ書施行)	水道連絡管を共同で設置及び管理（下大槻地区と土屋地区間）し、災害時等において相互に応援給水を実施【平成18年3月基本協定、平成18年7月協定、平成19年3月申合せ書】
87	〃	災害時における電力応急対策に関する協定	秦野電設協会	平成18年6月29日	避難所の電力応急復旧及び仮設発電装置の設置
88	〃	災害時等における応援給水の実施に関する基本協定	中井町	平成21年6月2日	水道連絡管を共同で設置及び管理（南が丘地区と井ノ口地区間）し、災害時等において相互に応援給水を実施
89	〃	下水道施設の主要機器に係る災害時等の応援措置協力に関する協定	株式会社神鋼環境ソリューション東京支社	平成26年1月9日	災害時等に汚水ポンプ場などの下水道施設の主要機器に係る非常時応急措置の協力
90	〃	下水道施設の主要機器に係る災害時等の応援措置協力に関する協定	株式会社明電舎横浜支店	平成26年1月20日	災害時等に汚水ポンプ場などの下水道施設の主要機器に係る非常時応急措置の協力
91	〃	災害時における電気設備の安全確保に関する協定	秦野市電気管理技術者会	平成27年10月28日	避難所の電力の安全確保及び、応急復旧に必要な調査
92	〃	秦野市上下水道料金等業務の市行政への応援及び協力等に関する協定書	日本ウォーターテックス・B SNアイネット共同企業体	平成29年7月1日	災害時等において、水道の給水が得られない市民等に対して、給水車又はペットボトル飲料水等による給水の実施
93	〃	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社クボタ横浜支店、株式会社クボタケミックス東日本支社	平成31年3月28日	災害により上下水道施設等に被害が生じたとき、その復旧に必要な資機材等の物資の調達、供給及びあっせん。

94	〃	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成31年3月28日	災害により下水道管路施設が被災したときに行う復旧の協力
----	---	---------------------	--------------------	------------	-----------------------------

(施設使用)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
95	施設使用	災害時における施設使用に関する協定	県立秦野高等学校	平成18年3月27日 平成24年12月10日 令和元年8月9日	災害時における施設使用及び避難所運営への協力に関する協定 【平成24年改訂、令和元年改訂】
96	〃	災害時における施設使用に関する協定	県立秦野総合高等学校	平成18年3月27日 平成24年12月10日 令和元年9月18日	災害時における施設使用及び避難所運営への協力に関する協定 【平成24年改訂、令和元年改訂】
97	〃	災害時における施設使用に関する協定	県立秦野曾屋高等学校	平成18年3月27日 平成22年3月1日 平成27年1月22日 平成30年11月22日	災害時(風水害含む)における施設使用及び避難所運営への協力に関する協定 【平成22年改訂、平成27年改訂、平成30年改訂】
98	〃	災害時等における施設の使用に関する協定	秦野警察署	平成24年3月7日	災害等により秦野警察署の施設の全部又は一部が損壊した場合、文化会館及び図書館のそれぞれ一部を代替施設として提供する。
99	〃	災害時における避難場所としての使用に係る協定	神奈川県平塚土木事務所	平成26年8月26日	地震、風水害又は火災等の災害時において避難場所としての使用(戸川公園)
100	〃	災害時における施設使用に関する協定	株式会社島津製作所秦野工場	平成17年8月1日 平成27年4月1日	自衛隊派遣部隊の活動拠点としてグラウンドを提供【平成27年まで毎年更新】
101	〃	災害時における施設使用に関する協定	学校法人上智学院(上智短期大学)	平成17年10月24日 平成27年4月1日	自衛隊派遣部隊の活動拠点として学校敷地を提供【平成27年まで毎年更新】
102	〃	災害時における施設使用に関する協定	神奈川県立西部総合職業技	平成27年6月1日	災害時に秦野警察及び警察部隊の活動拠点と

			術校		して、敷地及び校舎を無償提供
103	〃	指定緊急避難場所としての使用に関する協定	株式会社不二家秦野工場	平成27年10月26日	災害時に指定緊急避難場所として、不二家秦野工場の敷地を緊急避難場所として使用
104	〃	指定緊急避難場所としての使用に関する協定	スタンレー株式会社秦野製作所・スタンレー電気健康保険組合	平成29年3月1日	災害時に指定緊急避難場所として、秦野製作所内の体育館を緊急避難場所として使用
105	〃	指定緊急避難場所としての使用に関する協定	日産車体株式会社総務部	平成29年10月1日	災害時に指定緊急避難場所として、日産車体秦野事業所の敷地を緊急避難場所として使用
106	〃	災害時における施設使用等に関する協定	株式会社ジャパンニューアルファ	平成31年2月7日	車中泊およびテント泊を希望する方の避難場所、並びに災害ボランティアの活動拠点として駐車場等の提供

(消防)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
107	消防	東名高速道路消防相互応援協定	神奈川県内の東名高速道路が通過する自治体	昭和48年10月1日 平成27年10月15日	東名高速道路上で発生した災害に対して、災害発生場所に応じて出動する消防本部を定め、単独消防本部で対応できない場合は、協定市の消防本部に応援依頼できる協定
108	〃	神奈川県下消防相互応援協定	神奈川県内の各消防本部	昭和50年7月25日	協定で定められた区域への自動的な応援出動や単独の消防本部では対応できない大規模な災害が発生した場合に、県内の消防本部に応援出動要請できる協定
109	〃	秦野市と中井町消防相互応援に関する協定	中井町	平成4年11月1日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、

					災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共の安全を保持する協定
110	〃	秦野市と大井町消防相互応援に関する協定	大井町	平成4年11月1日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共の安全を保持する協定
111	〃	秦野市と松田町消防相互応援に関する協定	松田町	平成4年11月1日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共の安全を保持する協定
112	〃	秦野市と清川村との消防相互応援協定	清川村	平成28年3月10日	火災その他災害が発生した場合において、協定市町の非常勤消防団員を相互に出動させ、災害による被害を最小限度に防止することにより地域の公共の安全を保持する協定
113	〃	秦野赤十字病院救護班派遣に関する協定	秦野赤十字病院	平成26年2月19日	秦野市消防本部が管轄する区域で発生した災害現場に救護班を派遣し、重篤な負傷者の救命を図ることを目的とした協定
114	〃	火災等災害時における応急応援活動に関する協定	株式会社日立製作所 情報・通信システム社 ITプラットフォーム事業本部神奈川事業所	平成27年11月1日	秦野市内で大規模な災害が発生した場合、秦野市からの要請により日立製作所の自衛消防隊を秦野市消防協力隊として出動させることができるよう定めた協定

(自治体)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
115	自治体	湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定 (4市3町)	藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、伊勢原市、 寒川町、大磯町、二宮町	平成8年8月21日	避難所運営等の業務
116	〃	大規模災害時における相互応援に関する協定 (2市1町1村)	厚木市、伊勢原市、愛川町、 清川村	平成8年7月5日	職員の災害復旧・救助活動、医療活動におけ る情報交換、救援物資の相互支援、防災訓練 の実施等
117	〃	災害時における相互応援に関する協定 (1市3町)	中井町、大井町、松田町	平成17年12月16日	情報収集・提供、職員の派遣、ボランティアの斡旋、物資等の提供・斡 旋、行政境界に隣接する避難所の提供及び斡旋等
118	〃	災害時における相互応援に関する協定 (防災姉妹都市協定)	東京都日野市	平成20年4月21日	食糧、飲料水、生活必需品等の提供、資機材・車両等の提供、職員の派 遣、一時収容施設等の提供、ボランティアの斡旋等
119	〃	災害時における相互応援に関する協定	静岡県富士宮市	平成20年5月27日	食糧、飲料水、生活必需品等の提供、資機材・車両等の提供、職員の派 遣、一時収容施設等の提供、ボランティアの斡旋等
120	〃	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に 関する協定	神奈川県知事、神奈川県市長 会、神奈川県町村会	平成24年3月29日	地域ブロック相互間又は県内市町村相互間で物資や資機材の提供、職員の 派遣等、県外の災害に対する相互応援体制を活用した応援
121	〃	災害時における相互応援に関する協定	長野県諏訪市、静岡県伊東市、 長崎県壱岐市	平成24年8月15日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需物資等 の提供、救護救助の車両等、職員の派遣等
122	〃	秦野市と北上市の災害時相互応援に関する協定	岩手県北上市	平成24年11月12日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需物資等 の提供、救護救助の車両等、職員の派遣等
123	〃	災害時相互応援に関する協定	新潟県柏崎市	平成25年1月21日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需物資等 の提供、救護救助の車両等、職員の派遣等
124	〃	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策 活動の相互応援に関する協定	報徳市町村協議会加盟 16市町村	平成26年11月28日	被災者の救出・施設等応急復旧に必要な資機材等の提供、生活必需物資等 の提供、救護救助の車両等、職員の派遣等

(災害時協定に準ずるもの等)

番号	分類	協定名	協定締結先	締結日	協定内容
		核燃料物質輸送情報に関する協定	神奈川県知事	平成14年5月13日	市内を通過する核燃料物質の輸送日時と輸送経路の情報提供
		都市ガス災害対策に関する業務協約	秦野瓦斯株式会社	昭和58年8月31日	都市ガスに起因する火災、爆発及び漏洩などの事故の未然防止と事故が発生した場合の被害を最小限に防止
		災害対応における河川水位等観測に関する協定	横河電子機器株式会社 東亜建設技術株式会社 コネクシオ株式会社	令和2年6月9日 ～ 令和4年3月末日	室川、葛葉川に「IoT 多点観測システム」の設置。河川の水位、カメラ映像の情報提供。実証実験のため期間限定。
		災害時における施設使用等に関する覚書	株式会社マルハン	令和2年8月5日	車中泊およびテント泊を希望する方の避難場所、並びに災害ボランティアの活動拠点として駐車場等の提供

神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書

第 1 条 この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 協定第 2 条第 1 号に規定する通常応援の出場区域は、別表第 1 及び別表第 1 の 2 のとおりとする。

第 3 条 協定第 2 条第 2 号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第 2 のとおりとする。

第 4 条 協定第 2 条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、主運用波を使用するものとする。

2 前項の場合において、発災地の消防長は、主運用波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。

第 5 条 協定市町の消防長は、協定第 2 条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第 1 号及び第 1 号の 2 により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第 6 条 協定第 8 条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年 4 月 1 日現在の状況を別記様式第 2 号により協定市町間相互に交換するものとする。

第 7 条 この覚書を改訂するに当たっては、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。

第 8 条 この覚書に記載されていない事項又は運用に当たり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。

第 9 条 この覚書を証するため、正本 24 通を作成し、協定市町の消防長が記名押印の上、それぞれ各 1 通を保管するものとする。

この覚書は、昭和 50 年 8 月 1 日から効力を生ずる。（昭和 50 年 7 月 25 日締結）

附則

この覚書は、昭和 53 年 4 月 13 日から効力を生ずる。（昭和 53 年 4 月 13 日締結）

附則

この覚書は、昭和 55 年 11 月 1 日から効力を生ずる。（昭和 55 年 11 月 1 日締結）

附則

この覚書は、昭和 56 年 8 月 25 日から効力を生ずる。（昭和 56 年 8 月 25 日締結）

ただし、横浜・横須賀道路の未開通部分については、開通時点から適用する。

附則

この覚書は、昭和 58 年 4 月 15 日から効力を生ずる。（昭和 58 年 4 月 14 日締結）

附則

この覚書は、昭和 59 年 4 月 17 日から効力を生ずる。（昭和 59 年 4 月 16 日締結）

附則

この覚書は、昭和 60 年 4 月 11 日から効力を生ずる。（昭和 60 年 4 月 10 日締結）

附則

この覚書は、昭和 61 年 4 月 16 日から効力を生ずる。（昭和 61 年 4 月 15 日締結）

附則

この覚書は、昭和61年12月17日から効力を生ずる。(昭和61年12月17日締結)

附則

この覚書は、昭和63年4月7日から効力を生ずる。(昭和63年4月7日締結)

附則

この覚書は、昭和63年11月11日から効力を生ずる。(昭和63年11月11日締結)

附則

この覚書は、平成元年4月6日から効力を生ずる。(平成元年4月6日締結)

附則

この覚書は、平成2年7月1日から効力を生ずる。(平成2年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成3年4月10日から効力を生ずる。(平成3年4月10日締結)

附則

この覚書は、平成4年4月14日から効力を生ずる。(平成4年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成5年4月14日から効力を生ずる。(平成5年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成6年4月18日から効力を生ずる。(平成6年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成7年4月14日から効力を生ずる。(平成7年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成8年4月19日から効力を生ずる。(平成8年4月19日締結)

附則

この覚書は、平成8年4月19日から効力を生ずる。(平成8年10月18日締結)

附則

この覚書は、平成10年4月8日から効力を生ずる。(平成10年4月8日締結)

附則

この覚書は、平成11年4月15日から効力を生ずる。(平成11年4月15日締結)

附則

この覚書は、平成11年12月1日から効力を生ずる。(平成11年12月1日締結)

附則

この覚書は、平成12年4月13日から効力を生ずる。(平成12年4月13日締結)

附則

この覚書は、平成12年5月8日から効力を生ずる。(平成12年5月8日締結)

附則

この覚書は、平成13年4月19日から効力を生ずる。(平成13年4月17日締結)

附則

この覚書は、平成14年4月18日から効力を生ずる。(平成14年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成15年4月18日から効力を生ずる。(平成15年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成16年4月23日から効力を生ずる。(平成16年4月23日締結)

附則

この覚書は、平成17年4月15日から効力を生ずる。(平成17年4月15日締結)

附則

この覚書は、平成18年3月20日から効力を生ずる。(平成18年3月20日締結)

附則

この覚書は、平成19年4月20日から効力を生ずる。(平成19年4月20日締結)

附則

この覚書は、平成20年4月18日から効力を生ずる。(平成20年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成21年4月17日から効力を生ずる。(平成21年4月17日締結)

附則

この覚書は、平成21年6月30日から効力を生ずる。(平成21年6月30日締結)

附則

この覚書は、平成22年4月16日から効力を生ずる。(平成22年4月16日締結)

附則

この覚書は、平成23年5月10日から効力を生ずる。(平成23年5月10日締結)

附則

この覚書は、平成24年4月20日から効力を生ずる。(平成24年4月20日締結)

附則

この覚書は、平成25年4月19日から効力を生ずる。(平成25年4月19日締結)

附則

この覚書は、平成26年4月18日から効力を生ずる。(平成26年4月18日締結)

附則

この覚書は、平成27年4月17日から効力を生ずる。(平成27年4月17日締結)

附則

この覚書は、平成28年4月15日から効力を生ずる。(平成28年4月15日締結)

附則

この覚書は、平成29年4月1日から効力を生ずる。(平成29年4月1日締結)

附則

この覚書は、平成29年4月14日から効力を生ずる。(平成29年4月14日締結)

附則

この覚書は、平成30年4月13日から効力を生ずる。(平成30年4月13日締結)

附則

この覚書は、平成31年4月12日から効力を生ずる。(平成30年4月12日締結)

附則

この覚書は、令和2年4月27日から効力を生ずる。(令和2年4月27日締結)

別表第1（第2条関係）

通常応援出場区域

秦野市側	平塚市側
鶴巻南一～四丁目、鶴巻（小田急線以南）、南矢名一～五丁目、南矢名（小田急線及び東名高速道路以南）、下大槻（東名高速道路以南）	土屋、上吉沢、下吉沢、真田、真田一～四丁目、北金目、北金目一～四丁目、南金目、千須谷、広川、片岡

秦野市側	伊勢原市側
鶴巻北一～三丁目、鶴巻南五丁目、鶴巻（小田急線以北）、伊勢原に接する山林	笠窪、善波、大住台一～三丁目、秦野市に接する山林

秦野市側	小田原市側
四十八瀬川以西、千村（平間田）、渋沢（県道秦野大井線峠隋道以南）、平沢・今泉（一部小田急線以北を除く県道平塚秦野線以南）、南が丘二丁目・三丁目、西大竹、三廻部及び堀山下（山北町に接する0.5キロメートル以内の山林）	中井町井ノ口（県道平塚松田線以北）・境・境別所、大井町篠窪、松田町寄・神山、山北町玄倉（秦野市に接する0.5キロメートル以内の山林）

秦野市隣接市町のみ掲載

別表第2（第3条関係）

消防団応援出場区域表

秦野市側	平塚市側
鶴巻南一～四丁目、鶴巻（小田急線以南）、南矢名一～五丁目、南矢名（小田急線及び東名高速道路以南）、下大槻（東名高速道路以南）	土屋、上吉沢、下吉沢、真田、真田一～四丁目、北金目、北金目一～四丁目、南金目、千須谷、広川、片岡

秦野市側	伊勢原市側
鶴巻北一～三丁目、鶴巻南五丁目、鶴巻（小田急線以北）、伊勢原に接する山林	笠窪、善波、大住台一～三丁目、秦野市に接する山林

秦野市隣接市町のみ掲載

応援隊救急活動通知書

応援区分	通常応援 ・ 特別応援							
事故種別					覚知別			
発生日時	平成 年 月 日 時 分 頃							
発生場所	市 区 町 丁目 号							
受信日時	平成 年 月 日 時 分							
事故概要								取扱
								不取扱
不取扱理由								
傷病者	年齢	性別	職業	傷病程度	年齢	性別	職業	傷病程度
收容人員 結果概要	死亡	男	名	中等症	男	名	計	名
		女	名		女	名		
	重症	男	名	軽症	男	名		
		女	名		女	名		
搬送先医療機関								
活 動 状 況								
出場隊名	人員	出動時分	現着時分	病着時分	搬送開始	医師引渡	引揚時分	帰署時分

殿

消 防 長 名

消 防 現 勢 表

1 市勢概況

総面積	k m ²	消防本部	署 出張所
世帯数	世帯	消防団	団 分団
人口	人		

2 消防概況

（1）消防職・団員

区分	階級別	計	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	他の職員
			消防吏員	定員							
実員											
区分	階級別	計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	団員		
			消防団員	定員							
実員											

（2）消防車両

区分	車両別	計	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	はしご車	救助工作車	小型動力ポンプ積載車	救急車	広報車	調査車	搬送車	その他
			消防本部										
消防団													
計													

(3) 警防用機器資材 (その1)												
用途	一般救助用								重量物排除用			
名称	かぎ付はしご	三連はしご	ワイヤーはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救助縛帯	サーバイバースリング	平担架	マンホール救助器具	救助用簡易起重機	油圧救助器具 (スプレッター)	救助用油圧ジャッキ
数量												
用途	重量物排除用				切断用							
名称	可搬式ウインチ	マット型空気ジャッキ	チェーンブロック	油圧救助器具(カッター)	エアソー	エンジンカッター	電動カッター	酸素溶断機	チェーンソー	鉄筋カッター		
数量												
用途	測定用				破壊用			呼吸保護用				
名称	複合ガス検知器 (酸素濃度測定器含む)	放射能測定器 (ポケット含む)	有毒ガス測定器	マルチガスモニター ポンケンタブル	可燃性ガス警報器	削岩機	ハンマードリル	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	防毒マスク	
数量												
用途	隊員保護用											
名称	送排風機一式	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	耐熱防護服	放射能防護服	陽圧式化学防護服	化学防護服 (簡易防護服含む)	防毒衣		
数量												
用途	水難救助用				画像探索機				その他			
名称	潜水器具一式	救命胴衣	救命ボート	船外機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	ファイバースコープⅢ型	画像探索機Ⅱ型	除染設備一式	ワンタッチテント	エアテント	画像伝送装置一式
数量												

(4) 無線設備 (県内波実装状況)

項目	種別		項目	種別		署所用	消防車載用	救急車載用	携帯無線機	台数計
	基地局			基地局						
出力(W)			出力(W)							
県内波	単独		台数	県内波実装						
	切替			県内波未実装						
	なし									
備考			計							

3 平成 年中火災・救急概況

火災件数										死傷者		焼失面積		損害見積額(千円)			
計	建物					屋外				死者	傷者	建物(m ²)	林野(a)	計	建物	屋外	
	小計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	小計	林野	車両	その他								
救急	出動件数		搬送件数			搬送人員			不搬送		特記事項						

神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）
- (4) 救急出場
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

6 航空機特別応援の要請手続

- (1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要と認めた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。
 - ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容
 - イ 応援活動に必要な資機材等
 - ウ 離発着可能な場所及び給油体制
 - エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
 - オ 離発着場における資機材の準備状況
 - カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
 - ク 気象の状況
 - ケ ヘリの誘導方法
 - コ その他必要な事項
- (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。
- (3) 応援要請の通知事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

9 航空機特別応援の始期及び終期

- (1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援に出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定に基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

10 航空機特別応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 航空機特別応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等

- (1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）

イ 燃料の補給体制

ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部等の通信連絡方法

エ 離発着場への職員の派遣

オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制

キ その他必要と認める事項

(3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場の位置図等（様式2）を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当経常経費については、要請側市町が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

15 附則

- (1) この要綱は、昭和57年5月12日から施行する。
- (2) この要綱は、昭和61年11月25日から施行する。
- (3) この要綱は、平成2年7月1日から施行する。
- (4) この要綱は、平成12年4月13日から施行する。
- (5) この要綱は、平成18年3月20日から施行する。
- (6) この要綱は、平成25年4月19日から施行する。
- (7) この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

航空特別応援担当区域

応援側市町	担当区域(市町)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

別表2

応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

様式2

飛行場外離発着場調査表					
離発着場名					
所在地	地名・番地				
	所有者 又は 管理者	住所		電話番号	
		氏名		職業	
土地の 状況	長さ・幅	m ・ m			
	こう配	従断 こう配		横断 こう配	
	表面				
恒風方向					
附近障害物の 状況					
離発着場との 連絡方法					
その他参考事項					

離発着場位置図 (1 /)	離発着場位置図 (1 /)
1 / 50,000	1 / 10,000
離発着場見取図 (恒風方向を矢印のこと)	
1 / 3,000	

様式3

応援側市町の保有するヘリの性能(横浜市消防局)

消 防 本 部 名		横浜市消防局		
機 種		AW139		
機 名		はまちどり1	はまちどり2	
機 体	製 造 会 社 名	アグスタウェストランド社		
	型 式	アグスタ式AW139型		
	全 長 (m)	16.62		
	主回転翼直径 (m)	13.8		
座 席 数	乗 務 員 (人)	2		
	旅 客 (人)	最大15		
重 量	全 備 重 量 (kg)	6,800		
	空 虚 重 量 (kg)	4,638	4,570	
	有 効 搭 載 量 (kg)	2,230		
エ ン ジ ン	製 造 会 社	P&WC (プラットアンドホイットニーカナダ)		
	形 式	プラットアンドホイットニーカナダ式 PT6C-67C型		
	基 数	2		
性 能	最 大 速 度 (km/h)	306		
	巡 航 速 度 (km/h)	260		
	航 続 距 離 (km)	1,080		
	航 続 時 間 (h)	4:10		
	実用上昇限度 (m)	4,250		
	耐 風 性 能 (m/s)	25		
燃 料	使 用 燃 料	JET A-1		
	タ ン ク 容 量 (ℓ)	1,588		
	増槽タンク容量 (ℓ)	なし		
	消 費 料 (ℓ/h)	540		
装 置	カーゴスリング (kg)	2,200		
	ホ イ ス ト (kg)	272		
	タ ン カ (人分)	1		
	他の 主な 装置	機外拡声装置 (w)	1,200	
		サーチライト (w)	1,600	
消火バケツ (ℓ)		1,000		
保 険	対 人 (円)			
	対 物 (円)			
	搭 乗 者 (円)			
	機 体 (円)			
	年間保険料(掛金) (円)			

- (注) 1 全 長……主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
 2 旅客等数……最大座席数から乗組員2名を差し引いた数
 3 巡航速度……全備重量での標準大気中の高速巡航速度
 4 航続距離……巡航速度による航続距離(標準燃料タンク使用、残燃料なし)
 5 航続時間……巡航速度による航続時間(標準燃料タンク使用、残燃料なし)

様式3

応援側市町の保有するヘリの性能(川崎市消防局)

消 防 本 部 名		川崎市消防局		
機 名		そよかぜ1	そよかぜ2	
機 体	製 造 会 社 名	川崎重工業	エアバスヘリコプターズ	
	型 式	BK117 C-2	AS365 N3+	
	全 長 (m)	13.03	13.68	
	主回転翼直径 (m)	11	11.94	
座席数	乗 務 員 (人)	2	2	
	旅 客 (人)	9	12	
重 量	全 備 重 量 (kg)	3,585	4,300	
	空 虚 重 量 (kg)	2,360	2,860	
	有 効 搭 載 量 (kg)	1,225	1,440	
エ ン ジ ン	製 造 会 社	ツルボメカ(仏)	ツルボメカ(仏)	
	形 式	アリエル1E2	アリエル2C	
	基 数	2	2	
性 能	最 大 速 度 (km/h)	278	324	
	巡 航 速 度 (km/h)	220	277	
	航 続 距 離 (km)	700	820	
	航 続 時 間 (h)	3:40	4:10	
	実用上昇限度 (m)	5,480	6,000	
	耐 風 性 能 (m/s)	23	18	
燃 料	使 用 燃 料	JET A-1	JET A-1	
	タ ン ク 容 量 (ℓ)	867	1,158	
	増槽タンク容量 (ℓ)	なし	なし	
	消 費 料 (ℓ/h)	275	340	
装 置	カーゴスリング (kg)	1,500	1,600	
	ホ イ ス ト (kg)	270	272	
	タ ン カ (人分)	2	2	
	他の 主な 装置	機外拡声装置 (w)	400×1 800×1	1,200
		サーチライト (w)	1,600	1,600
		消火バケツ (ℓ)	600	544
保 険	対 人 (円)	5,000,000,000 (第三者乗員包括責任)		
	対 物 (円)			
	搭 乗 者 (円)			
	機 体 (円)	9,900,000	1,356,635,000	
	年間保険料(掛金) (円)	2,863,100	16,665,430	

- (注) 1 全 長……主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ
 2 旅客等数……最大座席数から乗組員2名を差し引いた数
 3 巡航速度……全備重量での標準大気中の高速巡航速度
 4 航続距離……巡航速度による航続距離(標準燃料タンク使用、残燃料なし)
 5 航続時間……巡航速度による航続時間(標準燃料タンク使用、残燃料なし)

1 1 そ の 他

**「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」
に基づく法指定区域一覧表**

令和2年6月1日

1 法指定区域

番号	区域の名称	対象区域	指定年月日	指定面積
1	芦谷地区	鶴巻北1丁目21 他	昭和61年4月22日	0.33ha
2	中野A地区	曾屋5121 他	平成元年3月31日	1.99ha
3	中野B地区	曾屋5756 他	平成元年3月31日	1.15ha
		曾屋5690 他	平成6年3月31日	0.13ha
4	室町地区	室町8-18 他	平成3年7月16日	0.35ha
5	富士見町地区	富士見町1-23 他	平成5年3月31日	0.80ha
6	峠A地区	渋沢2449-1 他	平成7年3月31日	4.27ha
7	峠B地区	渋沢2907 他	平成7年3月31日	4.11ha
8	渋沢立野地区	渋沢2319-1 他	平成9年3月31日	1.30ha
9	才ヶ分地区	曾屋5599-1 他	平成15年3月28日	1.97ha
10	平沢小原地区	平沢2080 他	平成15年3月28日	1.99ha
		平沢2008-2 他	平成19年2月16日	0.37ha
11	千村地区	千村490番地 他	平成17年11月1日	0.18ha
12	渋沢中地区	渋沢2078-3 他	平成18年3月28日	0.68ha
13	渋沢B地区	渋沢2175-3 他	平成19年2月2日	0.89ha
14	富士見町B地区	富士見町1354-5 他	平成20年7月8日	0.45ha
15	八沢地区	八沢396番地 他	平成21年1月23日	0.80ha
16	南矢名地区	南矢名705-1 他	平成24年2月3日	1.55ha
17	栃窪地区	栃窪154番地 他	平成27年5月19日	0.54ha
18	瓜生野地区	南矢名1739番地 他	平成27年5月19日	0.15ha
19	入船町地区	入船町2031-1 他	平成28年4月1日	0.25ha

2 急傾斜地崩壊危険箇所

平成14年度に神奈川県が発表した「土石流危険渓流および急傾斜地崩壊危険箇所調査結果」によるもので、傾斜度30度以上高さ5メートル以上のがけ地が対象。秦野市内に計160箇所の急傾斜地があり、保全人数によってランク分けされている。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上・または公共施設のある区域）
計26箇所（上記法指定区域を含む）
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1～4戸の箇所）
計117箇所（上記法指定区域を含む）
- (3) 危険箇所に準ずる斜面Ⅲ（人家はないが、今後新規の住宅立地が見込まれる箇所）
計17箇所

土石流危険溪流一覧表

平成30年4月1日

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	
1	相模川	藤熊川	清滝沢	丹沢寺山	ラ ン ク I 5 2 溪 流	36	金目川	金目川	山谷沢	名古木
2	"	"	金時沢	"		37	"	加茂川	竜ヶ淵沢左支	曾屋
3	"	"	カスコロバシ沢	"		38	"	大根川	瓜生野沢	南矢名
4	"	"	藤熊川第一沢	寺山		39	"	"	観音沢	"
5	"	"	陳賀沢	"		40	"	"	南矢名沢	北矢名
6	"	"	富士見沢	"		41	"	"	北矢名沢	"
7	"	"	護摩屋敷沢	"		42	"	"	蛇久保沢	"
8	"	"	旭沢	"		43	"	"	曾我沢	"
9	金目川	水無川	流れの沢	堀山下		44	"	"	地藏ノ入沢	南矢名
10	"	"	本谷沢	"		45	"	室川	大井戸沢	平沢
11	"	"	戸沢	戸川		46	"	"	栃窪沢	栃窪
12	"	"	宇津木河原沢	"		47	中村川	藤沢川	渋沢	渋沢
13	"	葛葉川	権現沢	横野		48	酒匂川	川音川	川音川第一沢	千村
14	"	"	山居沢	"		49	"	濁川	栃取畑沢	八沢
15	"	"	花鳥沢	菩提		50	"	"	本入沢	"
16	"	"	本沢	"		51	"	"	大久保沢	"
17	"	"	桜沢	"		52	"	"	不動院沢	柳川
18	"	"	大音沢	"	ラ ン ク II 9 溪 流 準 ず る 溪 流 8 溪 流	1	金目川	葛葉川	松葉沢	横野
19	"	"	本沢左支	"		2	"	"	坊沢	菩提
20	"	"	葛葉沢右支	"		3	"	"	葛葉沢左支	"
21	"	"	二俣沢	"		4	"	金目沢	尻無沢	蓑毛
22	"	"	新田沢(A)	"		5	中村川	中村川	小原沢	平沢
23	"	"	新田沢(B)	"		6	酒匂川	四十八瀬川	千村下沢	千村
24	"	"	上中丸沢	羽根		7	"	"	千村上沢	"
25	"	"	扇沢	"		8	"	濁川	沢の下沢	八沢
26	"	金目川	コクゾウモン沢	西田原		9	"	"	吉野入沢	柳川
27	"	"	中庭沢	"		1	金目川	金目沢	金目沢第一沢	蓑毛
28	"	"	棚入沢	蓑毛		2	"	金目川	水神入沢右支	"
29	"	"	春岳沢	"		3	"	"	竜ヶ淵沢	名古木
30	"	"	諏訪入沢	"		4	"	加茂川	新善波隧道沢	"
31	"	"	東沢	"		5	"	室川	雁音比売命神社の沢	千村
32	"	"	東沢左支	"		6	酒匂川	四十八瀬川	四十八瀬川第一沢	菖蒲
33	"	"	中里沢	"		7	酒匂川	四十八瀬川	三廻部沢	三廻部
34	"	"	水神入沢	小蓑毛		8	金目川	水無川	水無川第一沢	堀山下
35	"	"	中丸沢	蓑毛						

合計 69溪流

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく法指定区域一覧表

土石流

平成30年4月1日

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
1	丹沢寺山	清滝沢	22001	31	蓑毛	金目沢第一沢	22601
2	丹沢寺山	カスコロバシ沢	22003	32	蓑毛及び小蓑毛	水神入沢右支	22602
3	寺山及び丹沢寺山	陳賀沢	22005	33	名古屋	竜ヶ淵沢	22603
4	寺山及び丹沢寺山	富士見沢	22006	34	名古屋	新善波隧道沢	22604
5	寺山及び丹沢寺山	護摩屋敷沢	22007	35	丹沢寺山	カンスコロバシ沢右支	22902
6	寺山及び丹沢寺山	旭沢	22008	36	寺山	ヤビツ峠ノ沢	22903
7	西田原及び東田原	コクゾウモン沢	22026	37	丹沢寺山及び寺山	富士見橋ノ沢	22904
8	西田原及び東田原	中庭沢	22027	38	丹沢寺山及び寺山	門戸ロノ沢	22905
9	蓑毛、東田原及び寺山	棚入沢	22028	39	西田原及び東田原	西田原沢	22909
10	蓑毛、東田原及び寺山	金目川	22029-1	40	寺山	宝作ノ沢	22910
11	蓑毛、東田原及び寺山	春岳沢	22029-2	41	名古屋	西沢	22911
12	蓑毛及び東田原	東沢（諏訪入沢）	22030	42	名古屋	才玉ノ沢	22912
13	蓑毛、小蓑毛、東田原 及び寺山	東沢	22031	43	堀山下及び戸川	流れの沢	22009
14	蓑毛、小蓑毛、東田原 及び寺山	東沢（左支）	22032	44	堀山下及び戸川	本谷沢	22010-1
15	蓑毛、小蓑毛、東田原 及び寺山	中里沢	22033	45	堀山下及び戸川	水無川	22010-2
16	小蓑毛及び蓑毛	小蓑毛沢	22034	46	戸川及び堀山下	戸沢	22011
17	蓑毛、小蓑毛及び寺山	中丸沢	22035	47	戸川	宇津木河原沢	22012
18	名古屋	山谷沢	22036	48	横野	権現沢	22013
19	曾屋	竜ヶ淵沢左支	22037	49	横野、菩提及び戸川	山居沢	22014
20	南矢名	権現堂沢	22038	50	菩提	花鳥沢	22015
21	南矢名	真言沢	22039	51	菩提	本沢	22016
22	北矢名	南矢名沢-1	22040-1	52	菩提	桜沢	22017
23	北矢名	南矢名沢-2	22040-2	53	菩提	大音沢	22018
24	北矢名	北矢名沢	22041	54	菩提	本沢左支	22019
25	北矢名及び鶴巻	蛇久保沢	22042	55	菩提	滝沢	22020
26	北矢名及び鶴巻	曾我沢	22043	56	菩提	二俣沢	22021
27	南矢名	地藏ノ入沢	22044	57	菩提	新田沢(A)	22022
28	蓑毛、東田原及び寺山	柿平沢	22304-1	58	菩提	新田沢(B)	22023
29	蓑毛、東田原及び寺山	尻無沢	22304-2	59	羽根	上中丸沢	22024
30	蓑毛及び東田原	大久保沢	22304-3	60	羽根及び西田原	扇沢	22025

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
61	横野及び菩提	松葉沢	22301	80	平沢	小原沢	22305
62	菩提	坊沢-1	22302-1	81	千村	千村下沢	22306
63	菩提	坊沢-2	22302-2	82	千村及び菖蒲	千村上沢	22307
64	菩提	葛葉沢左支	22303	83	八沢	沢の下沢-1	22308-1
65	堀山下	水無川第一沢-1	22608-1	84	八沢	沢の下沢-2	22308-2
66	堀山下	水無川第一沢-2	22608-2	85	柳川	吉野入沢	22309
67	堀山下及び戸川	流レ沢北方ノ沢	22906	86	千村	雁音比売命神社の沢	22605
68	菩提	シンナン下沢	22907	87	千村	四十八瀬第一沢	22606
69	菩提	四山ノ沢	22908	88	三廻部及び堀西	三廻部沢	22607
70	平沢	大井戸沢	22045	89	平沢	藤沢川左支	22914
71	栃窪及び渋沢	栃窪沢	22046	90	渋沢	渋沢中西ノ沢 A	22915
72	渋沢	渋沢-1	22047-1	91	渋沢	渋沢中西ノ沢 B	22916
73	渋沢	渋沢-2	22047-2	92	千村	千村中沢	22917
74	千村	川音川第一沢	22048	93	菖蒲	竹ノ内下沢	22918
75	八沢	栃取畑沢-1	22049-1	94	菖蒲	竹ノ内中沢	22919
76	八沢	栃取畑沢-2	22049-2	95	菖蒲	竹ノ内上沢	22920
77	八沢	本入沢	22050	96	八沢	棚原ノ沢	22921
78	八沢	大久保沢-2	22051-2	97	三廻部	三廻部下沢	22922
79	柳川	不動院沢	22052	98	堀西及び堀山下	雨乞沢	22923

合計 98 区域

※県西土木事務所管内で区域数が計上されているが、当市域に影響がある区域

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
1	千村	神山滝沢	74014	2	千村	川音川左支川	74906

合計 2 区域

急傾斜地の崩壊

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
1	丹沢寺山	丹沢寺山 1	211-H22-001	9	蓑毛	蓑毛 8	211-H22-024
2	蓑毛	蓑毛 1	211-H22-017	10	蓑毛及び小蓑毛	蓑毛 9	211-H22-025
3	蓑毛	蓑毛 2	211-H22-018	11	蓑毛	蓑毛 10	211-H22-026
4	蓑毛及び小蓑毛	蓑毛3	211-H22-019	12	小蓑毛	小蓑毛	211-H22-027
5	蓑毛	蓑毛4	211-H22-020	13	小蓑毛	小蓑毛 2	211-H22-028
6	蓑毛	蓑毛 5	211-H22-021	14	小蓑毛	小蓑毛 3	211-H22-029
7	蓑毛	蓑毛 6	211-H22-022	15	小蓑毛及び蓑毛	小蓑毛 4	211-H22-030
8	蓑毛	蓑毛 7	211-H22-023	16	小蓑毛	小蓑毛 5	211-H22-031

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
17	寺山	寺山 1	211-H22-002	52	曾屋	曾屋11	211-H22-052
18	寺山及び藁毛	寺山 2	211-H22-003	53	曾屋	曾屋12	211-H22-053
19	寺山、藁毛 及び小藁毛	寺山 3	211-H22-004	54	曾屋	曾屋 13	211-H22-054
20	寺山及び藁毛	寺山 4	211-H22-005	55	曾屋及び下大槻	曾屋14	211-H22-055
21	寺山	寺山 5	211-H22-006	56	曾屋	曾屋 15	211-H22-056
22	寺山	寺山 6	211-H22-007	57	曾屋及び東田原	曾屋 16	211-H22-057
23	寺山	寺山 7	211-H22-008	58	曾屋及び東田原	曾屋17	211-H22-058
24	寺山	寺山 8	211-H22-009	59	曾屋及び東田原	曾屋 18	211-H22-059
25	寺山	寺山 9	211-H22-010	60	曾屋及び東田原	曾屋 19	211-H22-060
26	寺山	寺山 10	211-H22-011	61	曾屋及び富士見町	曾屋 20	211-H22-061
27	寺山	寺山 11	211-H22-012	62	南矢名	南矢名 1	211-H22-062
28	寺山及び東田原	寺山 12	211-H22-013	63	南矢名	南矢名 2	211-H22-063
29	寺山	寺山 13	211-H22-014	64	南矢名	南矢名 3	211-H22-064
30	寺山	寺山 14	211-H22-015	65	南矢名	南矢名 4	211-H22-065
31	寺山、藁毛及び東田原	寺山 15	211-H22-016	66	南矢名	南矢名 5	211-H22-066
32	名古木	名古木 1	211-H22-032	67	南矢名	南矢名 6	211-H22-067
33	名古木	名古木 2	211-H22-033	68	南矢名	南矢名 7	211-H22-068
34	名古木	名古木 3	211-H22-034	69	南矢名	南矢名 8	211-H22-069
35	名古木	名古木 4	211-H22-035	70	南矢名	南矢名 9	211-H22-070
36	名古木	名古木 5	211-H22-036	71	南矢名	南矢名 10	211-H22-071
37	名古木	名古木 6	211-H22-037	72	南矢名	南矢名11	211-H22-072
38	名古木	名古木 7	211-H22-038	73	南矢名	南矢名 12	211-H22-073
39	名古木	名古木 8	211-H22-039	74	南矢名	南矢名 13	211-H22-074
40	名古木	名古木 9	211-H22-040	75	南矢名	南矢名 14	211-H22-075
41	名古木	名古木10	211-H22-041	76	南矢名	南矢名 15	211-H22-076
42	曾屋及び名古木	曾屋 1	211-H22-042	77	南矢名	南矢名 16	211-H22-078
43	曾屋	曾屋 2	211-H22-043	78	南矢名	南矢名 17	211-H22-079
44	曾屋	曾屋 3	211-H22-044	79	南矢名	南矢名 18	211-H22-080
45	曾屋	曾屋 4	211-H22-045	80	南矢名	南矢名19	211-H22-081
46	曾屋	曾屋 5	211-H22-046	81	南矢名	南矢名 20	211-H22-082
47	曾屋	曾屋 6	211-H22-047	82	南矢名	南矢名 21	211-H22-083
48	曾屋	曾屋 7	211-H22-048	83	北矢名	北矢名 1	211-H22-084
49	曾屋	曾屋 8	211-H22-049	84	北矢名	北矢名 2	211-H22-085
50	曾屋	曾屋 9	211-H22-050	85	北矢名	北矢名 3	211-H22-086
51	曾屋	曾屋10	211-H22-051	86	北矢名	北矢名 4	211-H22-087

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
87	北矢名	北矢名 5	211-H22-088	111	南矢名 2 丁目及び 南矢名 3 丁目	南矢名 2 丁目 2	211-H22-112
88	北矢名	北矢名 6	211-H22-089	112	南矢名 3 丁目及び 南矢名 4 丁目	南矢名 4 丁目 1	211-H22-113
89	北矢名	北矢名 7	211-H22-090	113	南矢名 4 丁目及び 南矢名 5 丁目	南矢名 4 丁目 2	211-H22-114
90	北矢名	北矢名 8	211-H22-091	114	南矢名 5 丁目	南矢名 5 丁目 1	211-H22-115
91	北矢名	北矢名 9	211-H22-092	115	下大槻及び曾屋	下大槻 1	211-H22-116
92	北矢名及び南矢 名	北矢名 10	211-H22-093	116	下大槻	下大槻 2	211-H22-117
93	北矢名	北矢名 11	211-H22-094	117	下大槻	下大槻 3	211-H22-118
94	北矢名	北矢名 12	211-H22-095	118	下大槻	下大槻 4	211-H22-119
95	鶴巻及び北矢名	鶴巻 1	211-H22-096	119	下大槻及び南矢名	下大槻 5	211-H22-120
96	鶴巻	鶴巻 2	211-H22-097	120	下大槻	下大槻 6	211-H22-121
97	鶴巻	鶴巻 3	211-H22-098	121	上大槻及び河原町	上大槻 1	211-H22-122
8	鶴巻	鶴巻 4	211-H22-099	122	河原町	河原町 1	211-H22-123
99	鶴巻及び北矢名	鶴巻 5	211-H22-100	123	河原町及び上大槻	河原町 2	211-H22-124
100	鶴巻	鶴巻 6	211-H22-101	124	本町 3 丁目 及び曾屋	本町 3 丁目 1	211-H22-125
100	鶴巻	鶴巻 7	211-H22-102	125	本町 3 丁目	本町 3 丁目 2	211-H22-126
102	鶴巻	鶴巻 8	211-H22-103	126	元町、末広町、曾 屋及び本町 3 丁目	元町 1	211-H22-127
103	鶴巻北 2 丁目及び 鶴巻北 3 丁目	鶴巻北 2 丁目 1	211-H22-104	127	末広町及び元町	末広町 1	211-H22-128
104	鶴巻北 1 丁目	鶴巻北 1 丁目 1	211-H22-105	128	入船町	入船町 1	211-H22-129
105	鶴巻北 1 丁目	鶴巻北 1 丁目 2	211-H22-106	129	下落合及び落合	下落合 1	211-H22-130
106	鶴巻南 5 丁目	鶴巻南 5 丁目 1	211-H22-107	130	曾屋 2 丁目	曾屋 2 丁目 1	211-H22-131
107	鶴巻南 4 丁目	鶴巻南 4 丁目 1	211-H22-108	131	曾屋 2 丁目及び入 船町	曾屋 2 丁目 2	211-H22-132
108	鶴巻南 2 丁目	鶴巻南 2 丁目 1	211-H22-109	132	水神町	水神町 1	211-H22-133
109	鶴巻南 1 丁目	鶴巻南 1 丁目 1	211-H22-110	133	富士見町及び曾屋	富士見町 1	211-H22-134
110	南矢名 2 丁目	南矢名 2 丁目 1	211-H22-111	134	落合及び寺山	落合 1	211-H22-135

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
135	落合及び名古屋	落合 2	211-H22-136	170	戸川及び横野	戸川 3	211-H22-203
136	落合	落合 3	211-H22-137	171	戸川及び横野	戸川 4	211-H22-204
137	落合	落合 4	211-H22-138	172	戸川	戸川 5	211-H22-205
138	落合	落合 5	211-H22-139	173	戸川及び横野	戸川 6	211-H22-206
139	落合	落合 6	211-H22-140	174	戸川及び横野	戸川 7	211-H22-207
140	落合	落合 7	211-H22-141	175	戸川及び横野	戸川 8	211-H22-208
141	落合	落合 8	211-H22-142	176	戸川	戸川9	211-H22-209
142	落合	落合 9	211-H22-143	177	堀山下	堀山下 1	211-H22-210
143	落合及び東田原	落合 10	211-H22-144	178	堀山下	堀山下 2	211-H22-211
144	東田原	東田原 1	211-H22-145	179	堀山下	堀山下 3	211-H22-212
145	東田原	東田原 2	211-H22-146	180	堀山下	堀山下 4	211-H22-213
146	東田原	東田原 3	211-H22-147	181	堀山下	堀山下 5	211-H22-214
147	東田原	東田原 4	211-H22-148	182	横野	横野 1	211-H22-215
148	東田原	東田原 5	211-H22-149	183	横野	横野 2	211-H22-216
149	東田原	東田原 6	211-H22-150	184	横野	横野 3	211-H22-217
150	東田原	東田原 7	211-H22-151	185	横野及び戸川	横野 4	211-H22-218
151	東田原	東田原 8	211-H22-152	186	横野及び戸川	横野 5	211-H22-219
152	東田原及び寺山	東田原 9	211-H22-153	187	横野及び戸川	横野 6	211-H22-220
153	東田原	東田原 10	211-H22-154	188	横野及び菩提	横野 7	211-H22-221
154	東田原	東田原 11	211-H22-155	189	菩提	菩提 1	211-H22-222
155	東田原	東田原 12	211-H22-156	190	菩提	菩提 2	211-H22-223
156	東田原	東田原 13	211-H22-157	191	菩提	菩提 3	211-H22-224
157	東田原及び落合	東田原 14	211-H22-158	192	菩提	菩提 4	211-H22-225
158	東田原及び落合	東田原 15	211-H22-159	193	菩提	菩提 5	211-H22-226
159	東田原及び曾屋	東田原 16	211-H22-160	194	菩提	菩提 6	211-H22-227
160	東田原及び落合	東田原 17	211-H22-161	195	菩提	菩提 7	211-H22-228
161	東田原	東田原 18	211-H22-162	196	菩提	菩提 8	211-H22-229
162	東田原及び曾屋	東田原 19	211-H22-163	197	菩提	菩提 9	211-H22-230
163	西田原	西田原 1	211-H22-164	198	菩提	菩提10	211-H22-231
164	西田原	西田原 2	211-H22-165	199	菩提	菩提 11	211-H22-232
165	西田原及び東田原	西田原 3	211-H22-166	200	菩提	菩提 12	211-H22-233
166	西田原	西田原 4	211-H22-167	201	菩提	菩提 13	211-H22-234
167	西田原	西田原 5	211-H22-168	202	菩提	菩提 14	211-H22-235
168	戸川及び堀山下	戸川 1	211-H22-201	203	羽根及び菩提	羽根 1	211-H22-236
169	戸川及び堀山下	戸川 2	211-H22-202	204	羽根及び菩提	羽根 2	211-H22-237

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
205	羽根	羽根 3	211-H22-238	240	今泉	今泉 3	211-H23-031
206	羽根	羽根 4	211-H22-239	241	今泉	今泉 4	211-H23-032
207	羽根及び西田原	羽根 5	211-H22-240	242	今泉	今泉 5	211-H23-033
208	羽根及び西田原	羽根 6	211-H22-241	243	今泉	今泉 6	211-H23-034
209	三廻部	三廻部 1	211-H23-001	244	尾尻	尾尻 1	211-H23-035
210	三廻部	三廻部 2	211-H23-002	245	尾尻	尾尻 2	211-H23-036
211	三廻部及び堀西	三廻部 3	211-H23-003	246	上大槻	上大槻 2	211-H23-037
212	三廻部及び菖蒲	三廻部 4	211-H23-004	247	上大槻	上大槻 3	211-H23-038
213	三廻部	三廻部 5	211-H23-005	248	上大槻	上大槻 4	211-H23-039
214	三廻部	三廻部 6	211-H23-006	249	上大槻及び下大槻	上大槻 5	211-H23-040
215	三廻部	三廻部 7	211-H23-007	250	上大槻	上大槻 6	211-H23-041
216	堀西	堀西 1	211-H23-008	251	上大槻	上大槻 7	211-H23-042
217	堀西及び堀山下	堀西 2	211-H23-009	252	上大槻及び西大竹	上大槻 8	211-H23-043
218	堀西	堀西 3	211-H23-010	253	上大槻及び尾尻	上大槻 9	211-H23-044
219	堀西	堀西 4	211-H23-011	254	下大槻	下大槻 7	211-H23-045
220	堀西及び堀山下	堀西 5	211-H23-012	255	下大槻	下大槻 8	211-H23-046
221	堀西	堀西 6	211-H23-013	256	下大槻及び上大槻	下大槻 9	211-H23-047
222	堀西	堀西 7	211-H23-014	257	西大竹及び上大槻	西大竹 1	211-H23-048
223	堀山下及び堀西	堀山下 6	211-H23-015	258	西大竹	西大竹 2	211-H23-049
224	堀山下	堀山下 7	211-H23-016	259	西大竹	西大竹 3	211-H23-050
225	堀山下及び堀西	堀山下 8	211-H23-017	260	立野台、尾尻 及び西大竹	立野台 1	211-H23-051
226	平沢	平沢 1	211-H23-018	261	南ヶ丘	南ヶ丘 1	211-H23-052
227	平沢	平沢 2	211-H23-019	262	栃窪及び渋沢	栃窪 1	211-H23-053
228	平沢	平沢 3	211-H23-020	263	栃窪	栃窪 2	211-H23-054
229	平沢	平沢 4	211-H23-021	264	栃窪及び平沢	栃窪 3	211-H23-055
230	平沢	平沢 5	211-H23-022	265	栃窪及び平沢	栃窪 4	211-H23-056
231	平沢	平沢 6	211-H23-023	266	栃窪	栃窪 5	211-H23-057
232	平沢	平沢 7	211-H23-024	267	栃窪	栃窪 6	211-H23-058
233	平沢	平沢 8	211-H23-025	268	栃窪	栃窪 7	211-H23-104
234	平沢	平沢 9	211-H23-026	269	渋沢、千村及び渋沢上	渋沢 1	211-H23-059
235	平沢及び栃窪	平沢 10	211-H23-027	270	渋沢	渋沢 2	211-H23-060
236	平沢及び栃窪	平沢 11	211-H23-028	271	渋沢	渋沢 3	211-H23-061
237	平沢	平沢 12	211-H23-103	272	渋沢及び渋沢上	渋沢 4	211-H23-062
238	今泉	今泉 1	211-H23-029	273	渋沢	渋沢 5	211-H23-063
239	今泉及び南ヶ丘	今泉 2	211-H23-030	274	渋沢	渋沢 6	211-H23-064

番号	所在地	区域名		番号	所在地	区域名	
275	渋沢	渋沢 7	211-H23-065	296	八沢	八沢 2	211-H23-086
276	渋沢	渋沢 8	211-H23-066	297	八沢	八沢 3	211-H23-087
277	渋沢	渋沢 9	211-H23-067	298	八沢及び柳川	八沢 4	211-H23-088
278	渋沢	渋沢 10	211-H23-068	299	八沢	八沢 5	211-H23-089
279	渋沢	渋沢 11	211-H23-069	300	八沢	八沢 6	211-H23-090
280	渋沢	渋沢 12	211-H23-070	301	八沢	八沢 7	211-H23-091
281	千村	千村 1	211-H23-071	302	八沢	八沢 8	211-H23-092
282	千村	千村 2	211-H23-072	303	八沢	八沢 9	211-H23-093
283	千村	千村 3	211-H23-073	304	八沢	八沢10	211-H23-094
284	千村	千村 4	211-H23-074	305	八沢	八沢11	211-H23-095
285	千村	千村 5	211-H23-075	306	柳川	柳川 1	211-H23-096
286	千村	千村 6	211-H23-076	307	柳川	柳川 2	211-H23-097
287	菖蒲	菖蒲 1	211-H23-077	308	柳川	柳川 3	211-H23-098
288	菖蒲	菖蒲 2	211-H23-078	309	柳川	柳川 4	211-H23-099
289	菖蒲	菖蒲 3	211-H23-079	310	柳川	柳川 5	211-H23-100
290	菖蒲	菖蒲 4	211-H23-080	311	柳川	柳川 6	211-H23-101
291	菖蒲	菖蒲 5	211-H23-081	312	柳川及び八沢	柳川 7	211-H23-102
292	菖蒲	菖蒲 6	211-H23-082	313	鶴巻	大住台 3 丁目 0 1	214-H26-179
293	菖蒲	菖蒲 7	211-H23-083	314	下大槻	南金目 7	203-H24-3014
294	菖蒲	菖蒲 8	211-H23-084	315	八沢	寄 2 2	363-H26-022
295	八沢	八沢 1	211-H23-085	316	千村	神山 1	363-H26-042

合計 3 1 6 区域

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表（土砂法）

No.	施設名	所在地	区域種類	箇所番号
1	及川医院	曾屋3482	警戒（急傾斜）	211-H22-048
2	特別養護老人ホーム 湖	平沢2426-1	警戒（急傾斜）	211-H23-026
3	ケアハウス 星	平沢2426-1	警戒（急傾斜）	211-H23-026
4	湖ケアセンター	平沢2426-1	警戒（急傾斜）	211-H23-026
5	東幼稚園	寺山509	警戒（急傾斜）	211-H22-014
6	東第1・2児童ホーム	寺山512	警戒（急傾斜）	211-H22-014
7	東小学校	寺山512	警戒（急傾斜）	211-H22-014
8	若木保育園	東田原440-5	警戒（急傾斜）	211-H22-156
9	特定非営利活動法人みきフレンド・あかね	東田原698	警戒（急傾斜）	211-H22-155
10	くずは荘※	羽根534	警戒（土石流）	22024
11	北幼稚園	菩提375	警戒（土石流）	22014
12	北第1・2児童ホーム	菩提380	警戒（土石流）	22014
13	北小学校	菩提380	警戒（土石流）	22014
14	丹沢レジデンシャルホーム	菩提1711-2	警戒（急傾斜）	211-H22-222

15	秦野ワークセンター	菩提1711-2	警戒（急傾斜）	211-H22-222
16	丹沢自律生活センター総合相談室	菩提1711-2	警戒（急傾斜）	211-H22-222
17	くず葉学園	菩提2058-2	警戒（土石流）	22016
18	くず葉学園通所事業所Ⅱ	菩提2058-2	警戒（土石流）	22016
19	山辺保育園	横野57-1	警戒（土石流）	22014
20	北中学校	横野101	警戒（土石流）	22014
21	西湘秦野保育園	横野231	警戒（急傾斜）	211-H22-219
22	弘済学園児童寮・第二児童寮	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
23	弘済学園児童発達支援センター「すきっぷ」	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
24	弘済学園地域生活支援センター「わくわく」	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
25	弘済学園	北矢名1195-3	警戒（急傾斜）	211-H22-093
26	ライフステージ・悠トピア	南矢名1955	警戒（急傾斜）	211-H22-093
27	湘南老人ホーム 短期入所生活介護	下大槻1169-2	警戒（急傾斜）	211-H23-046
28	湘南老人ホーム 介護老人福祉施設	下大槻1169-2	警戒（急傾斜）	211-H23-046
29	大根中学校	南矢名4-28-1	警戒（急傾斜）	211-H22-113

30	大根第1・2児童ホーム	南矢名4-29-1	警戒（急傾斜）	211-H22-114
31	大根小学校	南矢名4-29-1	警戒（急傾斜）	211-H22-114
32	ニチイケアセンターまほろば	鶴巻2166-1	警戒（急傾斜）	211-H22-100
33	鶴巻小学校	鶴巻2240-1	警戒（急傾斜）	211-H22-103
34	鶴巻第1・2・3児童ホーム	鶴巻2240-1	警戒（急傾斜）	211-H22-103
35	つるまきこども園	鶴巻2248-1	警戒（急傾斜）	211-H22-103
36	渋沢中学校	渋沢2030	警戒（急傾斜）	211-H23-064
37	やまばと学園	渋沢2620-2	警戒（急傾斜）	211-H23-070
38	やまばとグループホーム	渋沢2620-2	警戒（急傾斜）	211-H23-070
39	介護老人福祉施設 菖蒲荘	三廻部508-2	警戒（急傾斜）	211-H23-003
40	菖蒲荘居宅支援センター	三廻部508-2	警戒（急傾斜）	211-H23-003
41	医療法人財団青山会みくるべ病院	三廻部948	警戒（急傾斜）	211-H23-002
42	かわじ荘	八沢626-1	警戒（土石流）	22050-2
43	野の花ネットワークデイサービス	名古屋456-8	警戒（土石流）	22604

※ 「10 くずは荘」は、浸水想定区域にも該当

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表（水防法）

No.	施設名	所在地	河川名
1	医療法人杏林会八木病院	本町1-3-1	水無川
2	NPO 法人はだのキッズ 学童保育はだのキッズ第1・2・3・4教室	本町2-1-2 1 ヴィラリバレット102. 101. 2 07. 307	水無川
3	秦野市地域生活支援センター 「ぱれっと・はだの」	本町2-7-25 地域生活支援センター内	水無川
4	障害福祉なんでも相談室	本町2-7-25 地域生活支援センター内	水無川
5	秦野精華園秦野市障害者 日中サービスセンター	本町3-13-49	金目川
6	末広小学校	末広町6-6	金目川
7	末広第1・2・3児童ホーム (別棟のため管理者：保育こども園課長)	末広町6-6	金目川
8	すえひろこども園	末広町6-35	金目川
9	末広ふれあいセンター	末広町6-53	金目川
10	きらりは一と秦野	入船町7-24	金目川
11	本町第1・2児童ホーム	文京町1-5	水無川
12	本町小学校	文京町1-5	水無川

13	本町幼稚園	文京町1-10	水無川
14	デイサービス五幸 桜町	桜町2-1-45	水無川
15	みんなの広場	曾屋5819-4	金目川
16	デイサービスの家 菜の花	平沢1319-8	室川
17	デイサービス フォルテシモ はだの	大秦町2-21	水無川
18	ひまわり保育園	室町3-23	室川
19	うぐいすの家	西田原146	葛葉川
20	ハイツ希望	西田原151-6	葛葉川
21	特定非営利活動法人 みきフレンド・あさひ	西田原1237-3	葛葉川
22	くずは荘※	羽根534	葛葉川
23	ふるさとホーム渋沢	菩提246-1	葛葉川
24	ケアステーションあさひ渋沢	菩提246-1	葛葉川
25	あけぼの園	菩提507-1	善波川
26	医療法人社団秦和会秦野病院	三屋131	水無川
27	あべ整形外科	南矢名1-2-1産興クリニックビル2F	大根川

28	新川クリニック	南矢名 1-6-40	大根川
29	ココファン東海大学前	南矢名 1-8-28	大根川
30	医療法人社団松和会望星大根クリニック	南矢名 1-11-28	大根川
31	サロンデイ東海大駅前	南矢名 1-14-34	大根川
32	地域作業所かがやき	南矢名 2-6-17	大根川

「22 くずは荘」は、土砂災害警戒区域にも該当

現在の人口と世帯数

(令和2年4月1日現在)

大字・町	世帯数	人口			大字・町	世帯数	人口		
		計	男	女			計	男	女
本町 計	9,174	21,030	10,620	10,410	北 計	5,010	13,334	6,785	6,549
本町一丁目	284	484	255	229	羽根	770	1,899	965	934
本町二丁目	345	709	359	350	菩提	859	2,348	1,237	1,111
本町三丁目	697	1,456	655	801	横野	209	564	275	289
河原町	216	457	230	227	戸川	2,722	7,261	3,659	3,602
元町	268	652	316	336	三屋	450	1,262	649	613
未広町	113	288	133	155	大根・鶴巻計	21,972	41,600	22,704	18,896
入船町	225	548	269	279	(大根 計)	14,264	26,331	14,886	11,445
曾屋一丁目	177	441	208	233	北矢名	3,198	6,398	3,609	2,789
曾屋二丁目	329	731	378	353	南矢名	5,449	10,377	5,895	4,482
寿町	329	738	369	369	下大槻	2,487	4,661	2,486	2,175
栄町	171	393	186	207	南矢名一丁目	579	747	414	333
文京町	140	327	156	171	南矢名二丁目	943	1,288	839	449
幸町	211	479	251	228	南矢名三丁目	506	855	529	326
桜町一丁目	168	406	197	209	南矢名四丁目	622	1,123	630	493
桜町二丁目	223	555	267	288	南矢名五丁目	480	882	484	398
水神町	300	698	330	368	(鶴巻 計)	7,708	15,269	7,818	7,451
ひばりヶ丘	348	854	444	410	鶴巻	1,214	2,731	1,386	1,345
富士見町	125	281	133	148	鶴巻北一丁目	657	1,475	716	759
曾屋	3,872	9,185	4,786	4,399	鶴巻北二丁目	884	1,604	768	836
上大槻	633	1,348	698	650	鶴巻北三丁目	539	1,115	562	553
南 計	13,293	32,634	16,212	16,422	鶴巻南一丁目	961	1,577	910	667
新町	428	962	518	444	鶴巻南二丁目	1,189	2,278	1,151	1,127
鈴張町	225	513	264	249	鶴巻南三丁目	465	995	540	455
緑町	503	1,242	607	635	鶴巻南四丁目	1,149	2,188	1,117	1,071
清水町	378	994	483	511	鶴巻南五丁目	650	1,306	668	638
平沢	3,124	7,908	3,974	3,934	西 計	15,779	38,036	19,036	19,000
上今川町	283	728	363	365	並木町	594	1,447	720	727
今川町	379	778	358	420	弥生町	449	991	495	496

今泉	2,603	6,369	3,202	3,167	春日町	428	929	459	470
大秦町	168	338	172	166	松原町	372	829	411	418
室町	346	761	376	385	堀西	2,612	6,565	3,329	3,236
尾尻	1,524	3,310	1,624	1,686	堀川	1,513	3,515	1,767	1,748
西大竹	542	1,228	658	570	堀山下	1,348	3,704	1,935	1,769
南が丘一丁目	213	734	364	370	沼代新町	578	1,446	702	744
南が丘二丁目	615	1,378	670	708	柳町一丁目	186	368	185	183
南が丘三丁目	660	1,461	700	761	柳町二丁目	129	239	109	130
南が丘四丁目	213	908	388	520	若松町	299	645	337	308
南が丘五丁目	149	402	191	211	萩が丘	625	1,395	698	697
立野台一丁目	117	278	143	135	曲松一丁目	461	910	475	435
立野台二丁目	10	35	18	17	曲松二丁目	576	1,186	575	611
立野台三丁目	282	767	376	391	渋沢	1,267	3,363	1,654	1,709
今泉台一丁目	130	359	181	178	栃窪	129	299	141	158
今泉台二丁目	119	375	178	197	千村	136	494	224	270
今泉台三丁目	282	806	404	402	渋沢一丁目	475	1,102	569	533
東 計	6,395	15,711	7,830	7,881	渋沢二丁目	959	2,214	1,094	1,120
落合	785	2,018	1,011	1,007	渋沢三丁目	575	1,367	668	699
名古木	878	2,280	1,127	1,153	渋沢上一丁目	261	704	347	357
寺山	482	1,351	674	677	渋沢上二丁目	226	577	293	284
小蓑毛	51	164	83	81	千村一丁目	303	744	347	397
蓑毛	178	431	215	216	千村二丁目	215	546	280	266
東田原	2,397	5,681	2,808	2,873	千村三丁目	465	1,055	507	548
西田原	1,376	3,250	1,642	1,608	千村四丁目	293	749	383	366
下落合	248	536	270	266	千村五丁目	305	653	332	321
					上 計	754	2,153	1,094	1,059
					菖蒲	458	1,098	561	537
					三廻部	91	543	275	268
					柳川	102	265	134	131
					八沢	103	247	124	123

過去における主な自然災害の状況

(令和2年4月1日現在)

年月日	種別	被害の状況		金額(円)
昭33. 7.30	台風11号	土木建築災害	盛土、	90,000
昭33.10.06	" 22号	"	盛土、空石積	175,000
昭34. 9. 8	集中豪雨	"	練石積、床止工	59,000
昭35.11.29	"	"	"、U型側溝	137,000
昭36. 3.11	"	"		179,000
昭36. 6.28	台風6号及び 集中豪雨	"	盛土、練石積、石積	3,916,000
"	"	農林災害	農作物の被害等	38,066,000
昭38. 8.29	集中豪雨	土木建築災害	練石積	500,000
昭41. 6.28	台風4号	"	盛土、石積	1,502,000
昭41. 9.24	" 26号	"	"	1,930,000
昭45. 6.16	集中豪雨	"	道路法崩壊	3,211,000
昭46. 8.31	台風23号	"	"	5,937,000
昭47. 9.15	" 20号	"	道路法崩壊、橋りょう	31,114,000
昭49. 7. 8	集中豪雨	土木建築、農林災害	河川、道路法崩壊	33,284,000
昭52. 8.17	"	土木建築災害	道路法崩壊	4,895,000
昭52. 9. 9	台風9号	"	"	3,976,000
昭54.10.19	台風20号	土木農林学校災害	道路法崩壊、校舎一部破損	181,858,000
昭56. 4.20	集中豪雨	土木農林災害	道路法崩壊	10,539,000
昭56.10.22	台風24号	"	農作物の被害等	2,646,000
昭57. 8. 1	" 10号	"	河川、道路法崩壊 農作物の被害	53,916,000
昭57. 8.27	集中豪雨	"	道路法崩壊	6,450,000
昭58. 8. 8	神奈川県 西部地震	土木農林学校災害	道路法崩壊、校舎一部破損	13,736,000
昭58. 8.16	台風5・6号	土木農林災害	河川、道路法崩壊 農作物の被害	25,876,000
昭60. 7. 1	台風6号	自然災害	負傷者1名、住宅一部破損3棟、 床上浸水1棟、床下浸水10棟、 道路被害71箇所、畑冠水28ha	151,865,000

年月日	種 別	被 害 の 状 況	
昭61. 8. 4	台 風 1 0 号	自然災害	倒壊 1棟 床下浸水 2棟 停電 300世帯 道路被害 23箇所
昭61. 9. 2	台 風 1 5 号	自然災害	床上浸水 1棟 床下浸水 21棟 非住宅被害 9棟
昭61.12.19	集 中 豪 雨	自然災害	床上浸水 2棟
昭62. 9.16	台 風 1 3 号	自然災害	停電 3カ所
昭63. 6. 2	集 中 豪 雨	自然災害	土砂流出 6件 土砂崩れ 1件
昭63. 8.10	集 中 豪 雨	自然災害	畦畔、法面崩壊 15件 床下浸水 3棟 林道路側崩壊 1件 泥流流入 1件 雨水流入土砂流出 16件
平 1. 6.23	集 中 豪 雨	自然災害	土砂流出 1件
平 1. 7.26	集 中 豪 雨	自然災害	土砂流出 1件 道路冠水 2件
平 1. 8.27	台 風 1 7 号	自然災害	土砂流出 2件 道路冠水 1件 畦畔崩れ 1件 床上浸水 2棟
平 1. 9. 5	集 中 豪 雨	自然災害	床上浸水 2棟
平 1. 9.20	台 風 2 2 号	自然災害	畦畔崩れ 3件
平 2. 8.10	台 風 1 1 号	自然災害	床上浸水 2棟 道路冠水 3件 停電 1160世帯
平 2. 9.15	集 中 豪 雨	自然災害	床上浸水 3棟 床下浸水 4棟
平 2. 9.19	台 風 1 9 号	自然災害	土砂流出、堆積 9件
平 2. 9.30	台 風 2 0 号	自然災害	床上浸水 10棟 床下浸水 33棟
平 2.10. 8	台 風 2 1 号	自然災害	道路冠水 1件
平 3. 8.20	台 風 1 2 号	自然災害	道路冠水、法面崩壊等 7件
平 3. 9.14	台 風 1 7 号	自然災害	市道721号線通行止

年月日	種 別	被 害 の 状 況	
平 3. 9. 19	台 風 1 8 号	自 然 災 害	床上浸水 54棟 床下浸水 90棟 市道法面崩壊等 44件 農林道法面崩壊等 27件 河川護岸崩壊 1件 公園擁壁崩壊 2件
平 4. 10. 11	台 風 2 1 号	自 然 災 害	樹木の倒伏（運動公園通り 105 本他）
平 4. 6. 8	集 中 豪 雨	自 然 災 害	土砂流出、堆積 2件
平 4. 12. 8	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 1棟 道路冠水 1件
平 5. 11. 13	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 8棟 床下浸水 10棟 車の浸水 1台 道路冠水 5件
平 6. 2. 12	大 雪	自 然 災 害	ビニールハウス 市道7号線通行止 1棟
平 6. 7. 18	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 9棟 床下浸水 4棟
平 7. 6. 20	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床下浸水 2棟
平 7. 9. 17	台 風 1 2 号	自 然 災 害	負傷者 2名 避難者 1世帯2名 建物被害 208棟 電線の被害 8,308世帯
平 8. 9. 22	台 風 1 7 号	自 然 災 害	建物被害 127件 非住居被害 3件 車両損壊 1件
平 9. 6. 20	台 風 7 号	自 然 災 害	非住居被害 1件 道路被害 2件 崖崩れ 1件 土砂の流出 1件
平 9. 7. 26	台 風 9 号	自 然 災 害	土砂流出 1件
平 9. 11. 29	集 中 豪 雨	自 然 災 害	道路被害 2件
平 10. 8. 27	台 風 4 号	自 然 災 害	道路被害 2件 崖崩れ 26件 避難者 6世帯13名
平 10. 9. 15	台 風 5 号	自 然 災 害	床上浸水 6棟 床下浸水 26棟 道路被害 4件
平 10. 9. 21	台 風 6、7、8号	自 然 災 害	道路被害 4件
平 11. 5. 27	集 中 豪 雨	自 然 災 害	負傷者 1名
平 12. 3. 24	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床下浸水 5棟
平 12. 9. 16	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 1棟 床下浸水 4棟
平 12. 9. 24	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 2棟 床下浸水 13棟
平 13. 8. 2	台 風 1 1 号	自 然 災 害	床上浸水（芦谷） 1棟 床下浸水（芦谷） 4棟 土石流（北矢名） 1箇所 停電（寺山） 8世帯

年月日	種 別	被 害 の 状 況	
平13. 9.10	台 風 1 5 号	自然災害	床下浸水 (芦谷・鶴巻南・堀川) 6棟
平13. 9.16	集 中 豪 雨	自然災害	道路冠水 (ひかりの街・代々木・芦谷周辺) 3箇所 床上浸水 (芦谷) 1棟 床下浸水 (芦谷ほか) 6棟
平14. 6.15	集 中 豪 雨	自然災害	道路冠水 (ひかりの街) 床上浸水 (ひかりの街) 1棟
平14. 7.10	台 風 6 号	自然災害	かけ崩れ (落合・平沢小原) 2箇所 市道62号線通行止め (落合国立療養所) 住家全壊 (平沢小原) 1棟 非住家 (物置) 全壊 (平沢小原) 2棟
平14.10. 1	台 風 2 1 号	自然災害	床上浸水 (ひかりの街・杉の木) 3棟 床下浸水 (芦谷・ひかりの街・杉の木・代々木) 12棟 道路冠水 (芦谷・ひかりの街・杉の木・代々木) 4箇所
平15. 5.31	集 中 豪 雨	自然災害	道路冠水 (芦谷・ひかりの街・杉の木・代々木) 4箇所
平16.10. 9	台 風 2 2 号	自然災害	軽傷 4名 屋根破損 (23世帯、70人) 22棟 停電 6,939戸 水路畦畔陥没 (横野) 1箇所 自主避難 3世帯8名 土砂崩れ (小規模) 21件 雨水流入 14件 倒木 52件 道路冠水 14件
平16.10.20	台 風 2 3 号	自然災害	道路冠水 2箇所 自主避難 2世帯3名
平16.12. 5	集 中 豪 雨	自然災害	停電 (菖蒲・三廻部・千村) 2棟 道路冠水 (ひかりの街)
平17. 8.25	台 風 1 1 号	自然災害	道路冠水 (南矢名) 1箇所
平18. 7.19	集 中 豪 雨	自然災害	道路冠水 (曾屋) 1箇所
平19. 7.30	集 中 豪 雨	自然災害	道路冠水 (曾屋ほか) 28箇所 床下及び床上浸水 (曾屋ほか) 12箇所
平19. 9. 6	台 風 9 号	自然災害	道路冠水 (西大竹ほか) 7箇所 浸水 (平沢) 1棟
平20. 5.20	集 中 豪 雨	自然災害	道路冠水 (名古屋ほか) 3箇所 浸水 (名古屋) 1棟
平21. 8.10	台 風 9 号	自然災害	道路冠水 2箇所 床下浸水 2棟
平22. 9. 8	台 風 9 号	自然災害	道路冠水 2箇所
平22.12. 3	集 中 豪 雨	自然災害	道路冠水 7箇所 床上浸水 6棟 床下浸水 10棟

年月日	種 別	被 害 の 状 況	
平 23. 7. 20	台 風 6 号	自 然 災 害	土砂崩れ (堀山下) 5箇所 がけ崩れ (三廻部) 3箇所
平 23. 7. 21		自 然 災 害	停電 (堀山下) 180軒
平 23. 8. 19	集 中 豪 雨	自 然 災 害	道路冠水 (南矢名ほか) 3箇所
平 23. 9. 3	台 風 1 2 号	自 然 災 害	道路冠水 2箇所
平 23. 9. 22	台 風 1 5 号	自 然 災 害	道路冠水 (鶴巻南) 2箇所 人的被害 (鶴巻南) 1名 停電 (落合ほか) 1,600棟
平 24. 4. 3	集 中 豪 雨	自 然 災 害	
平 24. 4. 3	集 中 豪 雨	自 然 災 害	道路冠水 (平沢、曲松) 2箇所
平 24. 7. 14	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 (鶴巻北1) 3棟 床下浸水 (尾尻ほか) 3棟
平 25. 4. 6	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 (南矢名ほか) 31棟 床下浸水 (鶴巻北ほか) 24棟 護岸決壊 (南矢名) 1箇所 擁壁崩落 (鶴巻) 1箇所 がけ崩れ (南矢名) 1箇所 自主避難 19名
平 25. 9. 15	台 風 1 8 号	自 然 災 害	床上浸水 (鶴巻北ほか) 5棟 床下浸水 (鶴巻南) 3棟 護岸崩落 (南矢名) 1箇所 人的被害 (鶴巻北) 1名
平 25. 10. 15	台 風 2 6 号	自 然 災 害	停電
平 26. 2. 8	大 雪	自 然 災 害	人的被害 12名
平 26. 2. 14	大 雪	自 然 災 害	人的被害 13名 建物被害 5棟 農作物被害 22箇所
平 26. 10. 5	台 風 1 8 号	自 然 災 害	道路冠水 (名古木ほか) 10箇所 がけ崩れ (西大竹ほか) 2箇所 床上浸水 (鶴巻北) 10棟 床下浸水 (鶴巻北) 1棟 避難勧告 (鶴巻) 20名 自主避難 37名
平 27. 7. 7	台 風 1 1 号	自 然 災 害	土砂災害 (三廻部・柳川) 2箇所
平 27. 9. 9	台 風 1 8 号	自 然 災 害	道路冠水 (平沢ほか) 3箇所 土砂崩れ (北地区ほか) 3箇所
平 27. 9. 18	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床上浸水 (鶴巻北) 1棟
平 27. 12. 11	集 中 豪 雨	自 然 災 害	道路冠水 (下大槻ほか) 5箇所
平 28. 8. 2	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床下浸水 (鶴巻南) 1棟 道路冠水 (鶴巻南ほか) 3箇所
平 28. 8. 10	集 中 豪 雨	自 然 災 害	床下浸水 (鶴巻北) 3箇所

年月日	種 別	被 害 の 状 況	
平28. 8.22	台 風 9 号	自然災害	道路冠水（鶴巻北ほか） 4箇所 土砂流出（菩提ほか） 4箇所 倒木 12件 自主避難 11名
平29. 9.18	台 風 1 8 号	自然災害	建物被害 1棟
平29.10.22	集 中 豪 雨	自然被害	道路冠水（堀山下ほか） 8箇所 土砂流出（東田原ほか） 5箇所 崖崩れ（三廻部） 1箇所 倒木 7件 停電（西田原、羽根） 500軒 避難者 8世帯14名
平30.7.28	台 風 1 2 号	自然災害	道路冠水（南が丘） 1箇所 土砂流出 1箇所 倒木 11件 避難者 35名
平30.9.30	台 風 2 4 号	自然災害	土砂流出（南矢名ほか） 3箇所 倒木（新町ほか） 34件 停電（曾屋ほか） 4,914軒 避難者 40名
令元.9.8	台 風 1 5 号	自然災害	倒木（落合ほか） 75件 屋根等破損（堀西ほか） 16件 建物等破損（曾屋ほか） 10件 停電（洪沢ほか） 4,583軒 避難者38名 38名
令元.10.12	台 風 1 9 号	自然災害	道路等 101件 内訳 土砂流出 78件 倒木 7件 道路陥没 7件 道路冠水 5件 その他 4件 建物等 22件 内訳 土砂流出 6件 屋根損壊 5件 床下浸水 8件 その他 3件 水路 5件 内訳 水溢れ 2件 泥詰まり 3件 電線 4件 公共施設等 59件 内訳 雨漏り 42件 フェンス破損 5件 倒木 9件 その他 3件 農業 113件 内訳 農地等の崩落 97件 施設の損壊 4件 畜産施設の損壊 12件 農作物被害 多数 停電 2,930軒 避難者 646名

大 地 震 の 記 録

(1) 世界のおもな地震災害年表

年	国 名 (地域名)	死者・行方不明者数 (概 算)
1960	モロッコ、アガディール山	12,000
1962	イラン、北西部	12,000
1968	イラン、北西部	12,000
1970	ペルー、北部	70,000
1976	中国、天津～唐山	150,000
	グアテマラ	24,000
1978	イラン、北東部	25,000
1985	メキシコ、メキシコ市	10,000
1986	エルサルバドル、サンサルバドル市	1,000
1987	エクアドル北西部	数千
1988	インド、ネパール	1,000
	中国、雲南省	1,000
	アルメニア (旧ソ連)	25,000
1990	イラン	41,000
	フィリピン	2,000
1992	インドネシア	2,100
1993	インド	9,800
1995	日本	6,300
	ロシア	1,800
1997	イラン	1,600
1998	アフガニスタン	2,300
	アフガニスタン	4,700
1999	コロンビア	1,200
	トルコ	15,500
	台湾	2,300
	トルコ	800
2001	エルサルバドル、サンサルバドル市	600
	インド	18,000

年	国名 (地域名)	死者・行方不明者数 (概算)
2003	イラン	43,200
2004	インドネシア	283,100 以上
2005	インドネシア	1,303 以上
	パキスタン	86,000 以上
2006	インドネシア	5,749 以上
2007	ペルー	514 以上
	インドネシア	25
2008	中国 (四川)	69,227
2009	インドネシア	1,117 以上
2010	ハイチ	222,570
	チリ	521 以上
	中国 (青海)	22,220 以上
2011	日本	19,225
2015	ネパール	8,000 以上
2017	メキシコ	333 以上

(2) 日本のおもな地震災害年表

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
684. 11. 29 (天武 12)	8. 4	土佐、東海、南海、 西海諸島	民家多く倒れ、土佐の田園3平方キロメートル 海となる。津波あり。
745. 6. 5 (天平 17)	7. 9	美濃	正倉寺院民家倒れる。
818 (弘仁 9)	7. 9	関東諸国	圧死者多し、山崩れ、津波あり。
869. 7. 13 (貞観 11)	8. 6	陸奥	三陸大津波、溺死1,000余
878. 11. 1 (天慶 2)	7. 4	関東諸国	地割れ、家屋の倒壊多し死者無数。
887. 8. 2 (仁和 3)	8. 6	京都及び五畿七道	庁舎転倒し、津波あり、死傷多し。
887. 8. 26 (仁和 3)	7. 4	信濃北部	山崩れ川を塞ぎ後溢して北部6郡被害あり、流死 多し。
1097. 12. 17 (永長 1)	8. 4	畿内、東海、南海諸国	寺院橋梁損傷す、津波あり
1185. 8. 13 (文治 1)	7. 4	近江、山城	神社、仏閣倒壊多し、近江の湖水激減する。
1361. 8. 3 (正平 16)	8. 4	畿内及び南海道の一部	摂津、阿波に津波被害あり、流出家屋、死者多し。
1498. 9. 20 (明応 7)	8. 6	東海道全般	津波あり、伊勢大湊にて家屋流出1,000、死者 5,000、鎌倉にて溺死200
1586. 1. 18 (天正 13)	7. 9	東海、東山北陸諸道、畿内	飛騨白川谷山崩れにて死者数100、近江長浜、 美濃大垣震災
1596. 9. 5 (慶長 1)	7. 0	京都及び畿内	伏見大地震死者500、堺にて死者600
1605. 1. 31 (慶長 9)	7. 9	東海、南海、西海諸道	死者5,000、土通大津波溺死3,800房総半島4平 方キロメートル余干潟となる。
1611. 12. 2 (慶長 16)	8. 1	三陸、北海道	大津波あり、伊達領にて溺死1,783 南部津軽にて人馬溺死3,000余
1614. 11. 26 (慶長 19)	7. 7	越後高田	津波あり、死者多し。
1646. 6. 9 (正保 3)	7. 6	陸前	仙石城、白石城破壊する。
1662. 6. 16 (寛文 2)	7. 6	畿内、東海、東山諸道	各地の城破壊し、潰家2,570、死者1,100余
1662. 10. 31 (寛文 2)	7. 6	日向大隅	潰家3,800、死者多し、津波あり。
1677. 4. 13 (延宝 5)	8. 1	陸中南部	中津波あり(陸中沖)
1677. 11. 4 (延宝 5)	7. 4	関東磐城	津波あり、家屋流出1,000、死者500
1703. 12. 31 (宝永 4)	8. 2	江戸及び東海道	潰家20,162、圧死5,233、江戸、小田原にて出火 死著し
1707. 10. 28 (宝永 4)	8. 4	東海道、畿内、南海道、東 山、西海道の一部	潰家29,000、死者4,900、九州の南東岸より伊豆 まで津波あり、土佐にて20メートル余
1711. 12. 20 (正徳 1)	6. 7	讃岐中部	潰家1,713、死者1,000、津波あり

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
1717. 5. 13 (享保 2)	7. 6	花巻	家屋破損し地裂く
1751. 5. 20 (宝暦 1)	6. 6	越後、越中	死者 2,000、高田領の全壊、焼失家屋 6,088 死者 1,128
1766. 3. 8 (明和 3)	6. 9	津軽	弘前領にて潰家 6,940、焼失 252、圧死 1,027 焼死 308
1771. 4. 24 (明和 8)	7. 4	石垣島、宮古島	津波あり、11,941 人流
1804. 7. 10 (文化 1)	7. 1	出羽象潟	潰家 5,500、死者 333、津波あり、陸地隆起し象潟 干潟となる。
1828. 7. 10 (文化 1)	6. 9	越後三条	住家屋全壊 9,808、半壊 7,276、焼失 1,205 死者 1,443
1835. 7. 20 (天保 6)	7. 6	陸前	津波あり (海底地震)
1843. 4. 25 (天保 14)	8. 4	釧路、根室	津波の被害多し
1854. 12. 23 (安政 1)	8. 4	東海、東山 南海諸道	大津波あり、倒壊流出家屋 8,300、焼失 300、 死者 1,000、富士川洪水
1854. 12. 24 (安政 1)	8. 4	伊勢湾より西方 九州東北部に及ぶ	震災地を通じ住家全壊 10,000 余、焼失 6,000、土佐、紀伊、 大阪にて津波のため流失 15,000、半壊 40,000、 死者 3,000
1872. 3. 14 (明治 5)	7. 1	石見浜田地方	石見にて潰家 4,049、焼失 230、死者 537、 震災を通じ全壊住家 5,000、死者 600
1891. 10. 28 (明治 24)	8. 4	美濃尾張等	仙台以北を除き日本中で震動を感ず、死者 7,723、 全壊住家 80,000、出火戸数 142,177、著し
1894. 3. 22 (明治 27)	7. 9	根室釧路沖	釧路厚岸にて全壊 11、半壊 17、津波あり
1894. 3. 22 (明治 27)	7. 6	東京付近	家屋全壊 90、死者 24
1896. 6. 15 (明治 29)	7. 6	三陸沖	大津波、陸前吉浜にて 25 メートル、3 県下で全 半壊、流出家屋 10,617、死者 27,122
1896. 8. 31 (明治 29)	7. 5	羽後陸中国境付近	全壊住家 4,387、その他建物 1,692、死者 209
1897. 2. 20 (明治 30)	7. 8	陸前東方沖	家屋全半壊数 10
1897. 8. 5 (明治 30)	7. 7	三陸沖	津波あり、高さ 3 メートル
1898. 4. 23 (明治 31)	7. 8	陸中沖	北上川流域にて倒壊家屋を生ず
1899. 3. 7 (明治 32)	7. 6	紀伊大和	家屋全壊 35、死者 7
1901. 6. 24 (明治 34)	7. 9	奄美大島近海	名瀬に多少の被害あり
1901. 8. 9 (明治 34)	7. 7	陸奥八戸近海	青森県下死傷 18、全壊家屋 8、小津波あり。

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
1905. 6. 2 (明治 38)	7. 6	安芸海底	広島県下全壊家屋 40、死者 11、愛媛県下全壊家屋 8、傷者 17
1909. 3. 13 (明治 42)	7. 7	房総沖	強震 2 回、多少の被害あり
1909. 11. 10 (明治 42)	7. 9	日向洋	震域広く、日向、土佐、豊後、備中にて潰家死者を出す。
1911. 6. 15 (明治 44)	8. 2	喜界島近海	家屋全壊 422、半壊 561、死者 12
1918. 9. 8 (大正 7)	7. 9	ウルップ島沖	津波あり岩美湾にて 6～24m、溺死 24
1918. 11. 8 (大正 7)	7. 8	エトロフ島沖	小津波あり
1923. 9. 1 (大正 12)	7. 9	関東南部	全壊 128, 266、半壊 126, 233、焼失 447, 128、流失 868、死者 99, 331、行方不明 43, 476
1924. 1. 15 (大正 13)	7. 2	相模中部	全壊 1, 273、死者 14
1925. 5. 23 (大正 14)	7. 0	但馬北部	全壊 1, 219、半壊 1, 449
1927. 3. 7 (昭和 2)	7. 4	丹後西北部	全壊住家 4, 971、全焼 2, 651、死者 3, 017
1927. 10. 27 (昭和 2)	5. 4	越後関原	地裂け家屋損傷あり
1929. 11. 20 (昭和 4)	6. 2	紀伊有田川下流域	紀伊半島にて井水位の著しい変化あり
1930. 11. 26 (昭和 5)	7. 0	伊豆北部	全壊 2, 141、死者 259
1931. 9. 21 (昭和 6)	6. 7	武蔵西北部	全壊 204、死者 16
1933. 3. 3 (昭和 8)	8. 5	三陸沖	大津波あり綾里湾に高さ 24m、流失家屋 4, 086、死者 2, 986
1935. 7. 11 (昭和 10)	6. 6	静岡市	全壊 363、死者 9
1936. 2. 21 (昭和 11)	6. 7	摂津河内、大和	全壊 19、死者 9
1936. 12. 27 (昭和 11)	6. 4	新島、式根島	全壊 35、死者 3
1938. 1. 12 (昭和 13)	7. 2	紀伊田辺沖	家屋全半壊各 2
1938. 5. 23 (昭和 13)	7. 5	磐城沖	茨城福島県下の多少の被害あり
1938. 5. 29 (昭和 13)	5. 9	釧路、屈途湖湖岸	地変及び多少の被害あり
1938. 11. 5 (昭和 13)	6. 5	磐城沖	軽い津波あり、全壊 20、死者 1
1939. 3. 20 (昭和 14)	6. 9	日向洋北部	津波軽微、多少の被害あり

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
1939. 5. 1 (昭和 14)	6. 6	男鹿半島	全壊 604、死者 29
1940. 8. 2 (昭和 15)	7. 4	積丹半島沖	小津波、多少の被害あり
1941. 7. 15 (昭和 16)	6. 4	長野市北東千曲川流域	全壊住家 29、非住家 47、死者 6
1941. 11. 19 (昭和 16)	7. 0	日向沖	全壊 111、死者 1、小津波
1943. 3. 4 (昭和 18)	6. 4	鳥取県加露	両地震にて全壊 70
1943. 3. 5 (昭和 18)	6. 4	鳥取県浜村沖	
1943. 8. 12 (昭和 18)	6. 4	福島県田島付近	崖崩れ等多少の被害あり
1943. 9. 10 (昭和 18)	7. 3	鳥取県気高郡野坂川中流域	断層、地割、山崩等地変著しく、死者 1,083、重傷 6,153、全壊 7,485、半壊 6,158、全焼 254
1943. 10. 13 (昭和 18)	6. 0	長野県野尻湖付近	家屋全壊 34、半壊 116、死者 1
1944. 12. 7 (昭和 19)	8. 3	東南海沖	津波(尾鷲) 6m全壊 26,130、半壊 46,950、流失 3,059、焼失 11、死者 998、重傷 2,135
1945. 1. 13 (昭和 20)	6. 9	三河渥美湾北部	断層押上げ 2m、住家全壊 5,539、半壊 11,706、非住家全壊 6,603、半壊 9,976、死者 1,961
1946. 12. 21 (昭和 21)	8. 1	南海道沖	震害西日本全域、大津波あり、最大 6.6m、住家全壊 9,070、半壊 19,204、非住家全壊 2,591、半壊 4,283
1948. 6. 28 (昭和 23)	7. 2	福井平野	全壊 35,420 半壊 11,449、焼失 3,960、死者 3,895、負傷 16,375
1949. 12. 26 (昭和 24)	6. 5	栃木県今市付近	山崩れ多し、住家全壊 290、半壊 2,994、死者 10
1952. 3. 4 (昭和 27)	8. 2	十勝沖	津波を伴う、家屋全壊 815、半壊 1,324、流出 91、焼失 14、死者 28、行方不明 5
1952. 3. 7 (昭和 27)	6. 8	能登半島沖	家屋全壊 4、焼失 27、死者 7
1952. 7. 18 (昭和 27)	7. 0	奈良県中部(吉野)	全壊 20、半壊 26、死者 9
1953. 11. 26 (昭和 28)	8. 3	房総沖	道路き裂、小被害、小津波あり
1955. 7. 27 (昭和 30)	6. 0	徳島県南部	山崩れ、道路破壊、死者 1
1995. 10. 19 (昭和 30)	5. 7	秋田県北部二ツ井	家屋半壊 153、死者 1
1956. 2. 14 (昭和 31)	6. 0	千葉県西部	東京にて小被害あり
1956. 3. 6 (昭和 31)	5. 8	網走沖	小被害、小津波あり
1956. 9. 20 (昭和 31)	6. 1	宮城県南部白石	死者 1、重傷 1

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
1956. 9. 30 (昭和 31)	6. 7	千葉県中部	半壊 2、傷者 4
1958. 11. 7 (昭和 33)	8. 0	エトロフ島南方沖	釧路で軽微な被害
1959. 11. 8 (昭和 34)	6. 2	積丹半島	札幌、小樽で小被害
1960. 3. 21 (昭和 35)	7. 5	三陸沖	岩手、青森、山形、三県に小被害、八戸にて津波 81 cm
1960. 5. 24 (昭和 35)	8. 7	チリー地震津波	5. 23 のチリー地震による大津波、岩手県野田湾で 8. 1m、全壊 1, 571、半壊 2, 183、流失 1, 259、死 者 119
1961. 5. 24 (昭和 36)	5. 2	長岡	全壊 220、半壊 465、死者 5、震源極めて浅し
1961. 2. 27 (昭和 36)	7. 0	日向沖	死者 2、全壊 3
1961. 8. 19 (昭和 36)	7. 0	北美濃	福井、石川、岐阜三県下に小被害
1962. 4. 30 (昭和 37)	6. 5	宮城県北部	全壊 369、半壊 1, 542
1962. 8. 26 (昭和 37)	5. 9	三宅島付近	崖崩れ、地割れあり
1963. 3. 27 (昭和 38)	6. 9	越前岬沖	敦賀、小浜間に小被害
1963. 10. 13 (昭和 38)	8. 3	エトロフ沖	津波あり、八戸 1. 3m
1964. 5. 7 (昭和 39)	6. 9	青森県西方沖	青森、秋田、山形三県下に小被害
1964. 6. 16 (昭和 39)	7. 3	新潟県粟島南方	新潟、山形に被害、全壊 1, 960、半壊 6, 640、 死者 27、津波最高 6m
1968. 5. 16 (昭和 43)	7. 8	十勝沖	北海道、青森に被害、降雨と相まって山津波 がけくずれが多発
1972. 2. 27 (昭和 47)	7. 0	八丈島沖	東京に小被害、八丈島で崖崩れ
1972. 12. 4 (昭和 47)	7. 3	八丈島東方沖	東京に小被害
1973. 6. 17 (昭和 48)	7. 2	根室半島沖	津波による流出家屋 7、負傷者 12
1974. 5. 9 (昭和 49)	6. 8	伊豆半島沖	全壊 134、半壊 240、死者 30、負傷 102
1975. 1. 23 (昭和 50)	6. 1	熊本県北部	全壊 10、半壊 48、負傷 20
1975. 4. 21 (昭和 50)	6. 4	大分県中部	全壊 77、半壊 115、負傷 22
1976. 6. 16 (昭和 51)	5. 5	山梨県東部	負傷 2
1976. 8. 18 (昭和 51)	5. 4	伊豆半島東部	全壊 2、半壊 30

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
1978. 1. 24 (昭和 53)	7. 0	伊豆大島西方	全壊 96、半壊 616、一部破損 4, 170、死者 25、負傷 205
1978. 6. 12 (昭和 53)	7. 4	宮城県沖	全壊 1, 275、半壊 5, 652、一部破損 124, 738、死者 28、負傷 10, 181
1983. 5. 26 (昭和 58)	7. 7	日本海中部	全壊 1, 584、半壊 3, 515、死者 104、負傷 324、一部破損 5, 962
1984. 9. 14 (昭和 59)	6. 8	長野県西部	全壊・流出 14、半壊 73、死者 29、負傷 10
1987. 3. 18 (昭和 62)	6. 6	日向灘	死者 1、負傷者若干名のほか建物、道路などに被害があった。
1987. 12. 17 (昭和 62)	6. 7	千葉県東方沖	死者 2、負傷者 138、建物全壊 13
1993. 1. 15 (平成 5)	7. 8	釧路沖	死者 1、負傷者 647、建物全壊 10
1993. 2. 7 (平成 5)	6. 9	能登半島沖	重傷者 1、軽傷者 29
1993. 7. 12 (平成 5)	7. 8	北海道南西沖	死者 202、重軽傷者 321、建物全壊 594
1994. 10. 4 (平成 6)	8. 1	北海道東方沖	重傷者 31、軽傷者 405、建物被害 7, 764、道路損壊 1, 762
1994. 12. 28 (平成 6)	7. 5	三陸はるか沖	死者 3、重傷者 67、軽傷者 721、建物全壊 72、半壊 429、一部破損 9, 021
1995. 1. 17 (平成 7)	7. 2	兵庫県南部	死者 6, 308、重傷者 1, 883、軽傷者 26, 615、建物全壊 100, 302、半壊 108, 741、一部破損 227, 373
2000. 7. 1 (平成 7)	6. 4	神津島近海	死者 1
2000. 10. 6 (平成 12)	7. 3	鳥取県西部	負傷者 182、住家全壊 435、半壊 3, 101、一部破損 18, 544
2001. 3. 24 (平成 13)	6. 7	安芸灘	死者 2、負傷者 288、住家全壊 70、半壊 774、一部破損 49, 223
2001. 4. 3 (平成 13)	5. 2	静岡県中部	負傷者 8、住家一部破損 80
2003. 5. 26 (平成 15)	7. 1	宮城県沖	負傷者 174、住家全壊 2、半壊 21、一部破損 2, 404 床下浸水 1
2003. 7. 26 (平成 15)	5. 6 6. 4 5. 5	宮城県北部	負傷者 677、住家全壊 1, 276、半壊 3, 809、一部破損 10, 976
2003. 9. 26 (平成 15)	8. 0 7. 1	釧路沖 十勝沖	行方不明 2、負傷者 849、住家全壊 116、半壊 368、一部破損 1, 580、床下浸水 9
2004. 9. 5 (平成 16)	7. 4	東海道沖	負傷者 36、一部破損 2
2004. 10. 6 (平成 16)	5. 7	茨城県南部	負傷者 4
2004. 10. 23 (平成 16)	6. 8	新潟県中越地方	死者 68、負傷者 4, 805、住家全壊 3, 175、半壊 13, 810
2004. 11. 29 (平成 16)	7. 1	釧路沖	負傷者 52

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
2004. 12. 6 (平成 16)	7. 1	釧路沖	負傷者 12、一部破損 4
2004. 12. 14 (平成 16)	6. 1	留萌支庁南部	負傷者 8、一部破損 165
2005. 1. 9 (平成 17)	4. 7	愛知県西部	負傷者 1、窓ガラス破損
2005. 1. 18 (平成 17)	4. 7	新潟県中越地方	負傷者 1
2005. 2. 16 (平成 17)	6. 4	釧路沖	負傷者 1、校舎一部破損
	5. 3	茨城県南部	負傷者 26、ブロック塀倒壊
2005. 3. 17 (平成 17)	7. 0	福岡県西方沖	死者 1、負傷者 1, 204、全壊 144、半壊 353、
2005. 4. 11 (平成 17)	6. 1	千葉県北東部	負傷者 1
2005. 6. 3 (平成 17)	4. 8	熊本県天草・芦北地方	負傷者 2
2005. 6. 20 (平成 17)	5. 0	新潟県中越地方	負傷者 1、一部破損 12
2005. 7. 23 (平成 17)	6. 0	千葉県北西部	負傷者 38、住家一部破損 12 棟
2005. 8. 16 (平成 17)	7. 2	宮城県沖	負傷 100、全壊 1、半壊 984
2005. 10. 19 (平成 17)	6. 3	茨城県沖	負傷者 2
2006. 4. 21 (平成 18)	5. 8	伊豆半島東方沖	負傷者 3
2006. 6. 12 (平成 18)	6. 2	大分県西部	負傷者 8、住家一部破損 5
2007. 4. 15 (平成 19)	5. 4	三重県中部	負傷者 13、住家一部破損 122
2007. 3. 25 (平成 19)	6. 9	能登半島沖	死者 1、負傷者 356、住家全壊 686、半壊 1, 740
2007. 7. 16 (平成 19)	6. 8	新潟県中越沖地震	死者 15、負傷者 2, 346、住家全壊 1, 331、半壊 5, 710、一部破損 37, 633
2007. 10. 1 (平成 19)	4. 9	神奈川西部	負傷者 2、住家一部破損 5 棟
2008. 5. 8 (平成 20)	7. 0	茨城沖	負傷者 6
2008. 6. 14 (平成 20)	7. 2	岩手・宮城内陸地震	死者 13、行方不明者 10、負傷者 451、住家全壊 30、半壊 143、一部破損 2, 380
2008. 7. 24 (平成 20)	6. 8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 211、住家全壊 1、一部破損 379
2009. 8. 11 (平成 21)	6. 5	駿河湾	死者 1、負傷者 319、半壊 6、一部破損 8, 972
2009. 12. 17 (平成 21)	5. 0	伊豆半島東方沖	負傷者 7、住家一部破損 278
2009. 12. 18 (平成 21)	5. 1		

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
2010. 3. 13 (平成 22)	5. 5	福島県沖	負傷者 2
2010. 3. 14 (平成 22)	6. 7		負傷者 1、住家一部破損 2
2010. 5. 1 (平成 22)	4. 9	新潟中越地方	負傷者 1、店舗ガラス数枚破損
2010. 7. 4 (平成 22)	5. 2	岩手県内陸南部	負傷者 1
2011. 3. 9 (平成 23)	7. 3	三陸沖	負傷者 2、住家一部破損 1
2011. 3. 11 (平成 23)	9. 0	東北地方 太平洋沖地震	死者 19, 225、行方不明者 2, 614、負傷者 6, 219、 住家全壊 127, 830、半壊 275, 807、一部破損 766, 671
2011. 3. 12 (平成 23)	6. 7	長野県・新潟県県境	死者 3、負傷者 57、住家全壊 73、一部破損 427
2011. 3. 15 (平成 23)	6. 4	静岡県東部	負傷者 75、住家全壊 103、一部破損 984
2011. 4. 1 (平成 23)	5. 0	秋田県沖	負傷者 1、一部破損 2
2011. 4. 7 (平成 23)	7. 2	宮城県沖	死者 4、負傷者 296 ※物的被害は平成 23 年 (2011 年) 東北地方太 平洋沖地震の被害に含まれている。
2011. 4. 11 (平成 23)	7. 0	福島県浜通り	死者 3、負傷者 10 ※物的被害は平成 23 年 (2011 年) 東北地方太 平洋沖地震の被害に含まれている。
2011. 4. 12 (平成 23)	6. 4	福島県中通り	負傷者 1 ※物的被害は平成 23 年 (2011 年) 東北地方太 平洋沖地震の被害に含まれている。
2011. 4. 16 (平成 23)	5. 9	茨城県南部	負傷者 6
2011. 6. 30 (平成 23)	5. 4	長野県中部	死者 1、負傷者 17、住家全壊 24、一部破損 6, 117
2011. 7. 31 (平成 23)	6. 5	福島県沖	負傷者 11
2011. 8. 1 (平成 23)	6. 2	駿河湾	負傷者 13、一部破損 15
2011. 8. 19 (平成 23)	6. 5	福島県沖	負傷者 2
2011. 11. 20 (平成 23)	5. 3	茨城県北部	負傷者 1
2011. 11. 21 (平成 23)	5. 4	広島県北部	負傷者 2
2011. 12. 14 (平成 23)	5. 1	岐阜県美濃東部	負傷者 1
2012. 1. 28 (平成 24)	5. 4	山梨県東部・富士五湖	負傷者 1
2012. 3. 1 (平成 24)	5. 3	茨城県沖	負傷者 1

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
2012. 3. 14 (平成 24)	6. 1	千葉県東方沖	死者 1、負傷者 1、一部破損 3
2012. 3. 27 (平成 24)	6. 6	岩手県沖	負傷者 2
2012. 7. 10 (平成 24)	5. 2	長野県北部	負傷者 3、一部破損 9
2012. 8. 30 (平成 24)	5. 6	宮城県沖	負傷者 4
2012. 12. 7 (平成 24)	7. 3	三陸沖	死者 1、負傷者 15、一部破損 1
2013. 2. 2 (平成 25)	6. 5	十勝地方南部	負傷者 14、一部破損 1
2013. 4. 13 (平成 25)	6. 3	淡路島付近	負傷者 35、住家全壊 8、半壊 101、一部破損 8, 305
2013. 4. 17 (平成 25)	6. 2	三宅島近海	負傷者 1
2013. 4. 17 (平成 25)	5. 9	宮城県沖	負傷者 2
2013. 8. 4 (平成 25)	6. 0	宮城県沖	負傷者 4
2013. 9. 20 (平成 25)	5. 9	福島県沖	負傷者 1
2013. 9. 20 (平成 25)	5. 9	福島県浜通り	負傷者 2、一部破損 2
2013. 10. 26 (平成 25)	7. 1	福島県沖	負傷者 1
2014. 3. 14 (平成 26)	6. 2	伊予灘	負傷者 21、一部破損 57
2014. 5. 5 (平成 26)	6. 0	伊豆大島近海	負傷者 15
2014. 7. 5 (平成 26)	5. 9	岩手県沖	負傷者 1
2014. 7. 8 (平成 26)	5. 6	胆振地方中東部	負傷者 3
2014. 7. 12 (平成 26)	7. 0	福島県沖	負傷者 1
2014. 9. 16 (平成 26)	5. 6	茨城県南部	負傷者 10、一部破損 1, 060
2014. 11. 22 (平成 26)	6. 7	長野県北部	負傷者 46、住家全壊 77、半壊 137、一部破損 1, 626
2015. 5. 25 (平成 27)	5. 5	埼玉県北部	負傷者 3
2015. 5. 30 (平成 27)	8. 1	小笠原諸島西方沖	負傷者 13
2015. 7. 10 (平成 27)	5. 7	岩手県内陸北部	負傷者 2
2015. 7. 13 (平成 27)	5. 7	大分県南部	負傷者 3、一部破損 3
2015. 9. 12 (平成 27)	5. 2	東京湾	負傷者 11

年 月 日 (日本暦)	マグニ チュード	地 域	被 害
2016. 1. 14 (平成 28)	6. 7	浦河沖	負傷者 2
2016. 4. 14～ (平成 28)	7. 3	熊本県等 熊本地震	死者 272、負傷者 2, 808、住宅全壊 8, 668、半 壊 34, 720、一部損壊 162, 562
2016. 5. 16 (平成 28)	5. 5	茨城県南部	負傷者 1、一部損壊 2
2016. 6. 16 (平成 28)	5. 3	内浦湾	負傷者 1、一部損壊 3
2016. 10. 21 (平成 28)	6. 6	鳥取県中部	負傷者 32、住宅全壊 18、半壊 312、一部損壊 15, 095
2016. 11. 22 (平成 28)	7. 4	福島県沖	負傷者 21、一部損壊 9
2016. 12. 28 (平成 28)	6. 3	茨城県北部	負傷者 2、半壊 1、一部損壊 25
2017. 6. 25 (平成 29)	5. 6	長野県南部	負傷者 2、一部損壊 27
2017. 7. 1 (平成 29)	5. 1	胆振地方中東部	負傷者 1
2017. 7. 11 (平成 29)	5. 3	鹿児島湾	負傷者 1
2017. 10. 6 (平成 29)	5. 9	福島県沖	負傷者 1
2018. 4. 9 (平成 30)	6. 1	島根県西部	負傷者 9、住宅全壊 18、半壊 57、一部損壊 558
2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部	死者 6、負傷者 443、住宅全壊 18、半壊 517、 一部損壊 57, 787
2018. 9. 6 (平成 30)	6. 7	胆振地方中東部	死者 41、負傷者 749、住宅全壊 415、半壊 1, 346、 一部損壊 8, 607

令和 2 年度修正

秦野市地域防災計画

(地震等災害対策計画編)

(風水害等災害対策計画編)

(資 料 編)

発 行 令和 3 年 3 月

編 集 秦野市防災会議